

市町村への国県支出金の概要

令和 7 年度

山梨県総務部
市町村振興課財政企画室 編

目 次

凡 例	1 ページ
人口減少危機対策本部事務局	
人 口 減 少 危 機 対 策 課	2 ページ
総合県民支援局	
男 女 共 同 参 画 ・ 多 様 性 推 進 課	3 ページ
子 育 て ・ 次 世 代 サ ポ ー ト 課	4 ページ
こ ど も 福 祉 課	10 ページ
県 民 生 活 支 援 課	12 ページ
新価値・地域創造推進局	
リニア・次世代交通推進課	13 ページ
地 域 エ ネ ル ギ ー 推 進 課	14 ページ
D X 課	16 ページ
統 計 調 査 課	18 ページ
総 務 部	
税 務 課	19 ページ
資 産 高 度 利 用 推 進 課	20 ページ
市 町 村 振 興 課	21 ページ
防 災 局	
防 災 危 機 管 理 課	29 ページ
消 防 保 安 課	30 ページ
福 祉 保 健 部	
福 祉 保 健 総 務 課	31 ページ
健 康 長 寿 推 進 課	33 ページ
国 保 援 護 課	37 ページ
障 害 福 祉 課	39 ページ
医 務 課	41 ページ
衛 生 薬 務 課	43 ページ
健 康 増 進 課	44 ページ
感 染 症 対 策 セ ン タ ー	52 ページ
森 林 環 境 部	
森 林 環 境 政 策 課	53 ページ
森 林 整 備 課	54 ページ
林 業 振 興 課	55 ページ
治 山 林 道 課	56 ページ
大 気 水 質 保 全 課	58 ページ
環 境 整 備 課	59 ページ
自 然 共 生 推 進 課	60 ページ
産 業 政 策 部	
産 業 政 策 課	61 ページ
成 長 産 業 推 進 課	62 ページ

観光文化・スポーツ部

観光振興グループ	63 ページ
南アルプス観光振興グループ	64 ページ
文化振興・文化財課	65 ページ
スポーツ振興課	67 ページ

農政部

担い手・農地対策課	69 ページ
農業技術課	71 ページ
果樹・6次産業振興課	73 ページ
畜産課	74 ページ
食糧花き水産課	75 ページ
農村振興課	76 ページ
耕地課	79 ページ

県土整備部

用地課	82 ページ
道路整備課	83 ページ
治水課	85 ページ
治水課下水道室	88 ページ
砂防課	91 ページ
都市計画課	92 ページ
都市計画課景観まちづくり室	94 ページ
建築住宅課	95 ページ

教育委員会

総務課教育企画室	103 ページ
学校施設課	104 ページ
義務教育課	110 ページ
高校教育課	112 ページ
特別支援教育・児童生徒支援課	113 ページ
社会教育課	114 ページ
保健体育課	115 ページ

参 考

国・県以外から市町村へ交付される補助金等	117 ページ
令和7年度地方債の概要	124 ページ
令和7年度市町村振興資金貸付対象事業	143 ページ
市町村への貸付金	144 ページ

凡 例

1 本資料は国又は県等から市町村へ交付される負担金、補助金、交付金、委託金、助成金等(以下、国県支出金)について掲載しています。

2 国県支出金については、県の行政組織機構建制順に掲載しています。

3 資料表中の説明

(1) 「主管課」欄は、国県支出金等を所掌している県の担当課等です。

(2) 「直接・間接・県単の区分」欄

直 接……国庫支出金のうち県の予算を通さず、国から直接市町村に対し交付されるもの。

間 接……国庫支出金のうち県の予算を通して市町村へ交付されるもの及び国庫支出金に更に県の補助負担分を加えて県の予算に計上して市町村に交付されるもの。
又は執行団体を経由して市町村に交付されるもの。

県 単……国庫支出金を伴わない県単独のもの及び国庫支出金を伴うものであっても法令で定められた国の補助負担分以上に交付されるもの。

(3) 「補助率」欄は、国及び県等の負担割合の合計を記載しており、市町村の負担割合は除いています。

(4) 〈過〉・〈強〉・〈人〉・〈基〉・〈山〉・〈新〉 表示の説明

〈過〉……過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づく補助率の嵩上げ等の適用

〈強〉……大規模地震対策特別措置法の規定に基づく「地震防災対策強化地域」の補助率の嵩上げ等の適用

〈人〉……消防施設強化促進法施行令の規定に基づく「人口急増地域」の補助率の嵩上げ等の適用

〈基〉……基幹統計

〈山〉……山村振興法に基づく指定地区の補助率の嵩上げ等の適用

〈新〉……令和7年度から補助金等が新設されたこと等により掲載した項目

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
人口減少危機対策課	内閣府	山梨県移住支援金交付事業費補助金	間接	県内に移住した移住支援金交付対象者に対して、市町村が移住支援金を支給する事業	3/4以内	1/2以内	1/4以内	1/4以上	【補助対象経費】 移住支援金交付対象者に対して市町村が移住支援金を支給する額	デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱 山梨県移住支援金交付事業費補助金交付要綱	
		山梨県地方就職支援金交付事業費補助金	間接	大学卒業後に県内に移住し就職する地方就職支援金交付対象者に対して、市町村が地方就職支援金を支給する事業	3/4以内	1/2以内	1/4以内	1/4以上	【補助対象経費】 地方就職支援金交付対象者に対して市町村が地方就職支援金を支給する額	デジタル田園都市国家構想交付金制度要綱 山梨県地方就職支援金交付事業費補助金交付要綱	
	県	山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金	直接	県と市町村が連携して人口減少危機に対応するため、地域の実情に応じた市町村の取り組みを支援するための補助金を支給する事業	1/2		1/2	1/2	【補助対象経費】 市町村において実施する少子化対策その他人口の減少を緩和するために行う事業で以下のいずれかに該当する事業経費 ①先進的・モデル的に実施するまたは優良事例の横展開を図る事業 ②地域力向上調査研究事業における調査結果を基に実施する事業	山梨県人口減少危機対策支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
男女共同参画・多様性推進課	内閣府	地域女性活躍推進交付金(国)	直接	地域女性活躍推進事業 市町村が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号。)に基づき、第5次男女共同参画基本計画の期間において、地域の実情に応じて行う女性の活躍推進に資する取組を支援する。 ①活躍推進型 ○地域における女性の職業生活における活躍推進のための取組 ○女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備 ○協議会等を活用した継続就業を支援する仕組みづくり ②デジタル人材・起業家育成支援型 ○女性のデジタル人材育成や起業家育成を支援する取組 ③寄り添い支援型プラス ○様々な課題・困難・不安を抱える女性への支援に関する取組 ④つながりサポート型 ○NPO等によるアウトリーチ型支援、居場所の提供、不安を抱える女性を支援する人材の育成・養成などの取組 ⑤男性相談支援型 ○男性の望まない孤独・孤立の悩みなどに係る男性相談支援の取組	①と③と⑤ 1/2 ②と④ 3/4	①と③と⑤ 1/2 ②と④ 3/4		①と③と⑤ 1/2 ②と④ 1/4	1 交付上限: ①1市町村につき250万円 ②1市町村につき375万円 ③と⑤1市につき800万円 1町村につき500万円 ④1市町村につき1,125万円 2 対象経費:地域女性活躍推進事業に必要な給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、報酬、改修費(④及び⑤のみ)(軽微なものに限る)、共済費等	地域女性活躍推進交付金交付要綱(国)	
	文部科学省	山梨県地域日本語教育推進事業費補助金	間接	外国人が本県の一員として活躍するために、日本語能力が十分でない県内在住外国人に対して生活等に必要な日本語能力を身に付けられるよう、日本語教育環境を整備し、日本語学習機会の確保を図ることを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。	1/2以内	1/2		1/2	○対象経費 諸謝金、旅費、交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費 ○事業主体 市町村 (ただし、本県実施の「日本語モデル教室事業」を活用した市町村又は「日本語モデル教室事業」に準じた内容により事業を実施しようとする市町村に限る。)	・教育支援体制整備費補助金(地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業)交付要綱 ・山梨県地域日本語教育推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
子育て・次世代サポート課	こども家庭庁	保育対策総合支援事業費補助金	間接	・待機児童解消の促進等に必要な事業への助成 ・既存の建物を活用して、利便性の高い場所等における保育サービス提供施設の設置、保育所の分園、障害児受入のための助成 ・医療的ケア児の支援を可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	2/3 3/4	1/3	1/3	1/3	・認可外保育施設の衛生・安全対策事業 1市町村当たり年額 354,000円 ・保育環境改善等事業 (1)基本改善事業 7,200,000円(1事業当たり) (2)環境改善事業 1,029,000円(1事業当たり) ・医療的ケア児保育支援事業(括弧内嵩上げ適用) 保育施設へ看護師等を派遣する経費	山梨県保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	
		放課後児童健全育成事業費等補助金(子ども・子育て支援交付金)	直接 県単	放課後児童クラブの運営、設置、障害児受入、送迎、延長等事業促進に対する補助	2/3	1/3	1/3	1/3	○放課後児童健全育成事業 開設日数、利用人数に応じた運営費補助 ※開設日数加算、長時間開設加算有 ※10人未満は以下に該当する場合 ・山間地、漁業集落、へき地、離島で実施 ・上記のほか、こども家庭庁長官が認める場合 ○放課後子ども環境整備事業 開設経費、環境改善、倉庫整備等への補助 ○放課後児童クラブ支援事業費 障害児受入指導員加配、送迎への補助 ○放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 放課後児童支援員キャリアアップに応じた賃金改善に必要な費用の一部を補助 ○放課後児童支援員等処遇改善事業 クラブで働く職員の賃金改善(月額9,000円相当) ○障害児受入強化推進事業 3人以上の障害児を受け入れている場合の補助 ○小規模放課後児童クラブ支援事業 19人以下のクラブに対する人件費補助	山梨県放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱 子ども・子育て支援交付金交付要綱	
		就学前教育・保育施設整備交付金	直接	保育所・認定こども園等の整備等による新たな保育需要への対応により、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。	1/2	1/2		1/4	保育所・認定こども園等の施設整備に要する経費	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱	
		子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	直接	子育て支援員研修事業 職員の質向上・人材確保等研修事業	1/2	1/2		1/2	各事業を実施するために必要な金額	子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金交付要綱	
		児童厚生施設等整備費補助金(次世代育成支援対策施設整備交付金)	直接 県単	次世代育成支援対策を推進するために市町村が策定する市町村整備計画に基づく児童厚生施設の整備への補助	2/3	1/3	1/3	1/3	事業に対する交付基礎点数に基づき交付額を算出	・山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱 ・次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	

子育て・次世代サポート課	こども家庭庁	障害者医療費国庫負担金	直接	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費(育成医療)の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	障害者医療費国庫負担金交付要綱	
		未熟児養育医療費等国庫負担金	直接	未熟児への養育医療の給付に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	1 母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあつては、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱	
		母子保健衛生費国庫補助金	直接	1. 妊娠・出産包括支援事業 2. 産婦健康診査事業 3. 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 4. 母子保健対策強化事業 5. 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	1/2	1/2		1/2	(1)産前・産後サポート事業 (2)産後ケア事業 (3)妊娠・出産包括支援事業緊急整備事業 ※(3)は単独実施も可能。 (4)こども家庭センター開設準備事業 産婦健康診査事業 多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	母子保健衛生費国庫補助金交付要綱	
		妊婦のための支援給付交付金	直接	妊婦支援給付金の支給に要する費用	10/10	10/10			子ども・子育て支援法(令和6年法律第47号。以下「法」という。)第65条第1号の規定に基づき、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支弁する妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額	妊婦のための支援給付交付金交付要綱	

子育て・次世代サポート課	こども家庭庁	妊婦のための支援給付補助金	直接 県単	①妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費現金及びクーポン等での支給に対応させるためのインシヤルコスト(システムを構築・改修するための経費) ②クーポン等の支給に係る委託経費クーポン等での支給のためのランニングコスト(システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費) ③妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費 ④自治体間情報連携に係るシステム改修費転入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費	①10/10 ②10/10 ③3/4 ④2/3	①10/10 ②10/10 ③1/2 ④2/3	③1/4	③1/4 ④1/3	妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。	・妊婦のための支援給付費補助金交付要綱 ※国より交付要綱未着 ・山梨県妊婦のための支援給付費補助金交付要綱 ※国の交付要綱の発出次第要綱を作成	
		出産・子育て応援交付金(経過措置分)	直接 県単	出産・子育て応援交付金の給付に要する費用 出産・子育て応援ギフトに要する費用	5/6	2/3	1/6	1/6	支給対象者の妊娠及び出産(流死産含む)各1回につき50千円相当額の妊婦健康診査等の交通費、育児児関連用品等の購入・レンタル費用又は家事・子育て支援サービス等の利用料に係る費用助成又はクーポンの支給を行う。	・出産・子育て応援事業費交付金交付要綱(経過措置分) ※国より交付要綱未着 ・山梨県出産・子育て応援事業費補助金交付要綱(経過措置分) ※国の交付要綱の発出次第要綱を作成	
		妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業費補助金	間接	安心して出産できる環境を整備するため、遠方の分娩取扱施設で出産する妊婦への支援を行う市町村に対し助成	3/4	2/4	1/4	1/4	最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦等の交通費及び宿泊費を補助する。	妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業費補助金交付要綱	
		妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金	間接	安心して妊娠・出産できる環境を整備するため、遠方の産科医療機関で健診を受診する妊婦への支援を行う市町村に対し助成	3/4	2/4	1/4	1/4	最寄りの妊婦健診を受診することができる医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦の交通費を補助する。	妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金交付要綱	
		児童厚生施設等整備費補助金(子ども・子育て支援施設整備交付金)	直接 県単	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブを実施するための施設の整備への補助	2/3	1/3	1/3	1/3	・1か所当たり基準額 35,423,000円 ・学校敷地内等において放課後こども教室との「校内交流型」として一体的に創設又は改築を行う場合 70,846,000円 ・学校敷地外で放課後児童クラブを利用することもと地域のこどもがともに過ごし交流する場と一体的に整備する場合 70,846,000円	・山梨県児童厚生施設等整備費補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱	
		病児・病後児保育施設整備事業費補助金(子ども・子育て支援施設整備交付金)	直接 県単	市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育を実施するための施設の整備への補助	6/10 2/3	3/10 1/3	3/10 1/3	3/10 1/3	1か所当たり基準額 48,113,000円 ・設置主体:社会福祉法人等 ・設置主体:市町村	・山梨県病児・病後児保育施設整備事業費補助金交付要綱 ・子ども・子育て支援施設整備交付金交付要綱	

子育て・次世代サポート課	こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	直接	教育標準時間認定及び保育認定を受けた小学校就学前の子どもが、保育所、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業等を利用する際に必要となる費用を給付。	利用者負担額を除き10/10	1/2 60.00 /100	1/4 20.00 /100	1/4 20.00 /100	こども家庭庁長官が定める公定価格から利用者負担額を除いた経費について国、県、市町村が負担する。ただし、教育標準時間認定を受けた子どもの対象経費は全体の74.0%（給付費は施設・事業者が代理受領）。 3歳以上の小学校就学前の子どもに係るもの 3歳未満保育認定子どもに係るもの	子ども・子育て支援法 子どものための教育・保育給付交付金交付要綱	
	県	山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金	県単	教育標準時間認定を受けた小学校就学前の子どもが、幼稚園、認定こども園を利用する際に必要となる費用を給付。	1/2		1/2	1/2	こども家庭庁長官が定める公定価格の74.0%分は法定で国・県・市町村が負担し、残り26.0%の範囲内で市町村が設定する費用の1/2を県が負担する。	山梨県子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金交付要綱	
	こども家庭庁	子ども・子育て支援交付金 山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金	直接 県単	市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に対する補助	2/3	1/3 ※国負担分については国から市町村への直接交付金	1/3	1/3	(1)利用者支援事業 (2)延長保育事業 (3)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (5)子育て短期支援事業 (6)乳児家庭全戸訪問事業 (7)養育支援訪問事業 (8)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (9)地域子育て支援拠点事業 (10)一時預かり事業 (11)病児保育事業 (12)子育て援助活動支援事業 (13)子育て世帯訪問支援事業 (14)児童育成支援拠点事業 (15)親子関係形成支援事業 (16)産後ケア事業 (17)乳児等通園支援事業 ※国3/4、市町村1/4	・子ども・子育て支援交付金交付要綱 ・山梨県地域子ども・子育て支援事業費補助金交付要綱	
		子育てのための施設等利用給付交付金 山梨県私立幼稚園等施設等利用費負担金	直接 県単	市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を補助	3/4	1/2 (ただし、国が設置するものは国10/10)	1/4	1/4	(1)認定こども園 (2)幼稚園 (3)特別支援学校 (4)認可外保育施設 (5)預かり保育事業 (6)一時預かり事業 (7)病児保育事業 (8)子育て援助活動支援事業	・子育てのための施設等利用給付交付金交付要綱 ・山梨県私立幼稚園等施設等利用費負担金交付要綱	

子育て・次世代サポート課	こども家庭庁	地域少子化対策重点推進交付金	間接	地域の実情・課題に応じた少子化対策を推進し、若い世代が結婚や出産の希望を実現できる社会をつくり、子育てしやすい生活環境を整備するための地域少子化対策重点推進事業及び婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新規に婚姻した世帯を対象に行う結婚新生活支援事業を実施する市町村を支援する。	1/2 2/3 3/4	1/2 2/3 3/4		1/2 1/3 1/4	地域少子化対策重点推進事業 ○基準額・補助率 ・R7当初予算 補助率 1/2 2/3 3/4 10,000千円 ・R6補正予算 補助率 1/2 2/3 3/4 70,000千円 結婚新生活支援事業 ○対象世帯 ① 新規に婚姻した世帯であって、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満であるもの。 ② 令和6年度に結婚新生活支援事業による補助を受給した世帯であって、その受給額が、当該補助を給付した市町村が1世帯当たりの補助上限額として定める額に達しなかったもの。 ○基準額 ・一般コース 対象世帯①:300千円(夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯)、150千円(左記以外の世帯) 対象世帯②:令和6年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和6年度執行予算による受給済の額を差し引いた額 ・都道府県主導型市町村連携コース 対象世帯①:400千円(夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯)、200千円(左記以外の世帯) 対象世帯②:令和6年度の1世帯当たりの補助上限額として定める額から令和6年度執行予算による受給済の額を差し引いた額 ○補助率 ・一般コース 1/2 ・都道府県主導型市町村連携コース 2/3	・地域少子化対策重点推進交付金交付要綱 ・令和7年度地域少子化対策重点推進事業費補助金交付要綱	
		山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金	県単	産休・育休明け等の特別保育を推進するため、これに従事する保育士の雇用に要する経費等の助成	1/2		1/2	1/2	・1歳児 1人当たり月額 8,200円	山梨県保育所等特別保育事業推進費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金	県単	市町村が支給する乳幼児医療費助成金に対する補助	1/2		1/2	1/2	5歳未満児の通院 未就学児童の入院	山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県乳幼児医療費支給事務費補助金交付要綱	
		やまなし子育て応援事業費補助金	県単	第2子以降の3歳未満児の保育料の無料化に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	①対象児:3号認定を受けた第2子以降の子ども ②対象世帯:世帯年収約640万円未満(国の保育料上限額における「第5階層」以下と認定された世帯) ①②に対して、保育料を無料化する経費に対する補助	やまなし子育て応援事業費補助金交付要綱	
		山梨県自立支援医療費(育成医療)負担金	県単	自立支援医療費(育成医療)の支給に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条の規定に基づく自立支援医療費(育成医療)の額から法第7条に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額	山梨県自立支援医療費(育成医療)負担金交付要綱	

子育て・次世代サポート課	県	山梨県養育医療費負担金	県単	未熟児への養育医療の給付に要する費用	3/4	1/2	1/4	1/4	1 母子保健法第20条第3項第1号から第4号までに係る費用については、「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)、「保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法」(平成18年厚生労働省告示第496号)により算定した額の実支出額の合算額から、医療保険各法による負担額を控除した額 2 母子保健法第20条第3項第5号に係る費用については、入院に必要な最小限度の交通費の実支出額。ただし、指定養育医療機関が移送を実施する場合にあつては、市(区)町村長が指定養育医療機関とあらかじめ協議して定めた額	山梨県養育医療費負担金交付要綱	
		やまなし保育支援者派遣事業費補助金	県単	保育支援者配置(スポット)に要する経費	1/2		1/2	1/2	保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園が、支援者を確保するため、派遣会社等に支払う手数料	やまなし保育支援者派遣事業費補助金交付要綱	
		山梨県病児・病後児延長保育支援事業費補助金	県単	開所時間の延長に要する経費	1/3		1/3	2/3	病児保育施設が9時間を1時間以上超えて開所するための経費 1施設当たり月74,000円	山梨県病児・病後児延長保育支援事業費補助金交付要綱	
		山梨県病児・病後児保育利用料軽減事業費補助金	県単	利用者から徴収する利用料の軽減に要する経費	1/3		1/3	2/3	病児保育施設が利用者から徴収する利用料を軽減するための経費 1日当たり1,000円	山梨県病児・病後児保育利用軽減事業費補助金	
		子育て世帯住宅取得支援事業費補助金	県単	子育て世帯の新生活の充実を図るため、住宅取得等を支援する市町村への補助	1/2		1/2	1/2	○対象世帯 子育て世帯であつて、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯の所得が500万円未満であるもの ○基準額 ・新築住宅取得コース (1)婚姻日における年齢が29歳以下 300千円 (2)(1)以外の世帯 150千円 ・中古住宅取得・リフォームコース (1)新婚世帯 150千円 (2)子育て世帯 ア 婚姻日における年齢が29歳以下 450千円 イ ア以外の世帯 300千円	子育て世帯住宅取得支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
こども福祉社課	こども家庭庁	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金	直接	①市町村が行う児童虐待防止対策支援事業 ②市が行う児童養護施設等(母子生活支援施設)の環境改善事業 ③市町村が行う地域子育て支援拠点の環境改善事業 ④市町村が行う地域障害児支援体制強化事業	1/2 1/2 1/2 1/2	1/2 1/2 1/2 (②③県が補助する場合2/3)		1/2 1/2 1/2 1/2	①児童虐待防止対策研修事業 ②児童養護施設等の環境改善事業 ③地域子育て支援拠点の環境改善事業 ④地域障害児支援体制強化事業	児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
		母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金	直接	母子家庭等自立支援給付金事業	3/4	3/4		1/4 市分	・自立支援教育訓練給付金 ①雇用保険制度で規定する教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者 受講料の60% (上限160万円、下限12,001円) ②①以外の受給資格者 ①による支給額と教育訓練給付金との差額 ・高等職業訓練促進給付金 ①市町村民税非課税世帯 月額 100千円 ②市町村民税課税世帯 月額 70.5千円 (最終年限は40千円加算) ・高等職業訓練修了支援給付金 ①市町村民税非課税世帯 50千円 ②市町村民税課税世帯 25千円	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条、第31条の10、第42条、第45条 母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
			直接	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	10/10	10/10			・母子・父子自立支援プログラム策定事業 1プログラム(策定あるいはアフターケア毎)当たり20,000円	母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱	
			直接	高等学校卒業認定試験合格支援事業	3/4	3/4		1/4 市分	①ひとり親及び児童の高等学校卒業程度認定試験のための受講開始時給付金 受講料の40%(上限:通信制10万円、通学又は通学及び通信制併用20万円) ②ひとり親及び児童の高等学校卒業程度認定試験のための受講修了時給付金 受講料の10%(①と合わせた上限:通信制12万5千円、通学又は通学及び通信制併用25万円) ③ひとり親及び児童の高等学校卒業程度認定試験のための合格時給付金 受講料の10%(①、②と合わせた上限:通信制15万円、通学又は通学及び通信制併用30万円)		
		児童扶養手当給付費国庫負担金	直接	児童扶養手当給付事業	1/3	1/3		2/3 市分	児童扶養手当法に基づき支給する児童扶養手当費	児童扶養手当法第21条	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 県単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
こども家庭福祉課	こども家庭庁	児童保護措置費	直接	児童福祉法による児童入所施設措置費等負担金	3/4	1/2	1/4	1/4	助産施設、母子生活支援施設に児童等を入所させるのに要する経費及び、措置により家庭支援事業を実施した場合に要する経費を負担	児童福祉法による児童入所施設措置費国庫負担金について	
		児童手当交付金 児童手当交付金県負担金	直接 県単	児童手当事業 被用者（3歳未満） 被用者（3歳以降） 非被用者（3歳未満） 非被用者（3歳以降）	自治体の費用負担無し 2/5(事業主) 9/9 15/15 9/9	*3/5 4/9 *3/9 4/15 *9/15 4/9 *3/9	 1/9 1/15 1/9	 1/9 1/15 1/9	児童手当制度に基づく県負担金を市町村へ交付する。 ・支給対象 高校生年代までの児童を養育している父母等 ・支給額(月額) 3歳未満 第1子、2子 15,000円 第3子以降 30,000円 3歳以上～高校生年代 第1子、2子 10,000円 第3子以降 30,000円	児童手当法第18条第1項、第2項、第3項	* 支援納付金 ・令和7年度は子ども・子育て支援金(支援納付金)の収納開始(令和8年度～)前のため、つなぎとして発行される子ども・子育て支援事業特例公債を活用
	山梨県	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	県単	ひとり親家庭医療費助成事業	1/2		1/2	1/2	児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)を扶養しているひとり親家庭の親並びに当該児童及び父母のない児童の通院、入院に要する経費(入院時食事療養費は除く)	山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱	
		山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金	県単	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費に対する補助	1/2		1/2	1/2	市町村が審査支払機関に委託する医療費の審査支払事務に要する経費	山梨県ひとり親家庭医療費支給事務費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
県民生活支援課	消費者庁	山梨県消費者行政強化交付金市町村事業費補助金	間接	○地方消費者行政強化事業 1 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化に関する補助を行う。 ・新たな相談支援システムのための入出力装置、周辺機器、回線敷設に係る費用 ・消費生活相談体制の充実・強化 ・配慮を要する消費者に対する相談、見守り体制の整備等 ・消費者教育・啓発への取組 ・SDGsへの取組 ・法執行体制の強化等 2 国の重要政策に係る消費生活相談員等レベルアップ事業に関する補助を行う。 ・国が指定するテーマの研修への参加 ・国が指定するテーマでの研修開催 3 靈感商法を含めた悪質商法対策に対する補助を行う。 ・消費者被害の防止・早期発見 ・消費生活相談等の機能強化 ○地方消費者行政推進事業 消費者被害防止、消費者の自立支援(教育)、食の安全・安心の確保、子どもの事故防止などのための各種事業への補助を行う。 ・消費生活相談機能整備・強化事業(消費生活センターの設置や相談業務における専門家の活用など) ・消費生活相談員養成事業(研修参加支援、資格取得支援など) ・消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催、研修参加支援) ・消費生活相談体制整備事業(消費生活の専門相談員の配置、処遇改善など) ・地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者安全確保地域協議会の設置、啓発イベントの開催、啓発資料、啓発物品の作成・配布、消費者教育教材の作成と講座の実施など)	強化事業 定額, 1/2, 1/3 推進事業 10/10	強化事業 定額, 1/2, 1/3 推進事業 10/10				地方消費者行政強化交付金(一般会計)交付要綱	地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領
	農林水産省	山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金	間接	○地域での食育の推進事業 食文化の継承や農林漁業体験機会の提供、和食給食の普及など、食や農林漁業への理解を深めるために、市町村や民間団体等が地域で取り組む食育活動への補助を行う。	1/2以内	1/2以内			1～10の取組を行うのに要する経費 1食育推進検討会の開催 2食育推進リーダーの育成及び活動の促進 3食文化の保護・継承のための取組支援 4農林漁業体験の機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流促進 5和食給食の普及 6学校給食における地場産物等活用の促進 7共食の場における食育活動 8環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組 9食品ロス削減に向けた取組 10課題解決に向けたシンポジウム等の開催(1から9の取組と併せて行うこととする)	山梨県消費・安全対策交付金事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
リニア・次世代交通推進課	県	山梨県生活バス路線維持費補助金	県単	広域的・幹線的路線に準じる生活交通路線について、助成措置を講じる市町村に対し補助を行う。	1/2		1/2	1/2	・複数市町村にまたがる路線 ・1日の輸送量が15人未満 ・1日の運送回数が3回以上(地域協議会が認めた場合は、平日1日あたりの運行回数が3回以上) ・広域行政圏の中心都市にアクセス ・地域協議会で維持確保が必要とされた路線 ※上記条件全てに該当する路線の補助対象経常費用と経常収益の差額(2年を限度)	山梨県生活バス路線維持費補助金交付要綱	
		山梨県市町村自主運営バス補助金	県単	県民生活に必要なバス路線の運行を確保し、地域住民の福祉を増進するため、廃止路線代替バスを運営する市町村に対し補助を行う。 ・運行費に対する補助 ・車両購入に対する補助 ・初年度開設経費に対する補助 車庫、停留所、待合所など	1/2		1/2	1/2	補助対象路線 ①廃止路線と輸送目的が同じ ②廃止されて1年以内に運行開始したもの ③競合するバス路線がない 補助対象経費の限度額 (運行費) 欠損額又は、83,47円(乗車人員が29人をこえる場合は107,34円)×実車走行キロのいずれか少ない額 (車両購入費) 500万円×0.9又は実購入費×0.9のいずれか少ない額 (初年度開設費) 250万円と実購入費のいずれか少ない額	山梨県市町村自主運営バス補助金交付要綱	
		山梨県鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金	県単	鉄道(軌道を含む)を利用して県外の大学等へ通学する者に対し通学定期券の購入費用を助成する市町村に対し補助を行う。	1/2		1/2	1/2	・補助対象経費:県内に住所を有し、平成29年4月1日以降に県外の大学等への通学を始めた者の通学定期券購入費に対する助成事業 ・限度額:1市町村あたり2,500千円 ※県事業期間:令和4～令和8年度	山梨県鉄道通学支援による人口転出抑制実証事業費補助金交付要綱	
		山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金	県単	鉄道事業者が駅において行うバリアフリー化設備の整備に要する経費に市町村が補助する額の1/2(補助対象事業費の1/6以内)について、1駅あたり30,000千円を限度として補助金を交付する。	1/6	1/3	1/6	1/6	補助対象経費 県内の既設駅において、バリアフリー化設備の整備を行う事業で移動円滑化に要する経費(段差の解消、多目的トイレの設置等) 補助率・限度額 市町村が鉄道事業者に補助する額の1/2かつ補助対象経費の1/6以内、限度額30,000千円	山梨県鉄道駅バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
地域エネルギー推進課	経済産業省	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金	間接	① 補助対象事業 ・燃料電池自動車等の購入者に対する補助金の交付(直接補助) ② 補助申請受付期間 ・車両代金等の全額の支払を完了した上で、初年度登録の日から1ヶ月以内。 ③ 補助対象者 ・車両等購入者(法人、個人、市町村、団体等) ④ 補助率、上限額 ・車両等により異なる ※国から執行団体を經由して補助する事業	定額	定額			○対象経費 ・燃料電池自動車等購入費	クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱	
	環境省	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)	直接	意欲的な脱炭素の取り組みを行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援します。 ①脱炭素先行地域づくり事業への支援(交付要件) 脱炭素先行地域に選定されていること 等(対象事業) 再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備(蓄電池、自営線等)や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象 ②重点対策加速化事業への支援(交付要件) 屋根置きなど自家消費方の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施 等	2/3等	2/3等			交付率 2/3等 交付対象 ①脱炭素先行地域に選定された地方公共団体 ②重点対策加速化事業を実施する地方公共団体 交付期間 事業計画ごとに、交付対象時が要が実施される年度から概ね5年程度 (①は最長で～令和12年度) 交付限度額 ①1計画あたり50億円 ②規模による	二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)交付要綱	
	環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援	間接	地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。 ①第1号事業の1 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業 ②第1号事業の2 円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業 ③第1号事業の3 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 ※いずれも国から執行団体を經由して補助する事業	2/3等	2/3等			補助率 3/4 補助対象 ①②地方公共団体 ③地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象) 実施期間 令和3年度～令和7年度 (③のみ令和4年度～令和7年度)	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)交付規程	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
地域エネルギー推進課	環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	間接	災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備の導入を支援します。 公共施設への再生可能エネルギー導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給当の機能発揮を可能とする。 ①再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コージェネレーションシステム及びそれらの付帯設備並びに省CO2設備等を導入する費用の一部を補助 ②再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助 ※国から執行団体を経由して補助する事業	2/3等	2/3等			補助率 太陽光発電又はCGS 1/2 地中熱、バイオマス熱等 2/3 補助対象 地方公共団体 (PPA・リース・エネルギーサービス事業等で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者、団体も可) 実施期間 令和3年度～令和7年度	令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業)交付要綱	
	環境省	建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業	間接	業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。 ①ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援 ②LCCO2削減型の先導的な新築ZEB支援事業 LCCO2削減を重視した新築業務用施設のZEB化に資する高効率設備導入等の取組を支援 ③水インフラにおける脱炭素化推進事業 水インフラ(上下水道・ダム等)における脱炭素化に資する再エネ設備、高効率設備等の導入を支援	1/2等	1/2等			補助率 ① 2/3～1/4 ② 3/5～1/3 ③ 1/2、1/3 補助対象 地方公共団体 民間事業者、団体等 実施期間 令和6年度～令和10年度		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
DX課	総務省	情報通信技術利活用事業費補助金	直接	＜地域社会DX推進パッケージ事業＞ デジタル行財政改革にかかる取組を加速させるため、デジタル技術を活用した地域課題解決のための取組を総合的に支援する事業。	1/2	1/2	-	1/2	＜事業要件＞ 地域の通信インフラの整備補助 ・通信インフラ(ローカル5G、Wi-Fi、LPWA など)の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組の支援	情報通信技術利活用事業費補助金(一般会計)交付要綱 情報通信技術利活用事業費補助金(地域デジタル基盤活用推進事業)実施要領	事業費下限額1,000万円
		無線システム普及支援事業費等補助金	間接	＜携帯電話等エリア整備事業＞ 携帯電話サービスを利用できない地理的に条件不利な地域において、携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を推進することを目的とし、携帯電話等の基地局施設等を整備する事業。	7/10 4/5(※)	1/2 2/3(※)	1/5 2/15(※)	3/10 1/5(※)	＜事業要件＞ 【基地局施設整備事業】 圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する事業 【高度化施設整備事業】 3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する事業	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱 山梨県携帯電話等エリア整備事業費補助金交付要綱	(※)複数社参画の場合 ・交付下限額100万円
			直接	同上	1/2(※)	1/2(※)	-	1/2(※)	＜事業要件＞ 【伝送路施設設置事業】 圏外解消のため携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する事業	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	(※)道府県・離島以外市町村に整備する場合 ・交付下限額100万円
			直接	＜高度無線環境整備推進事業＞ 特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5GやIoT等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とし、光ファイバの整備補助や離島向け維持管理補助を行う事業。	1/2 1/3(※)	1/2 1/3(※)	- -	1/2 2/3(※)	＜事業要件＞ 【伝送用専用線設備整備事業】 条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)における伝送路施設(光ファイバ等)の整備	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	(※)財政力指数0.5以上の地方公共団体が整備をする場合 ・交付下限額100万円
			直接	＜民放ラジオ難聴解消支援事業＞ 平時や災害時において、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保するため、難聴解消のための中継局整備を行う事業。	2/3 1/2(※)	2/3 1/2(※)	- -	1/3 1/2(※)	＜事業要件＞ 難聴解消のための中継局整備	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	(※)都市型難聴(電子機器の普及や建物の高層化、堅牢化等が原因の都市部における難聴)解消の場合。 ・交付下限額100万円
			直接	＜地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業＞ 大規模な自然災害が発生した際に、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となる事態を回避し、被災情報や避難情報等の重要な情報を確実に提供することを目的として、地上基幹放送の放送局の停電対策や予備施設の整備を行う事業。	1/2 2/3(※)	1/2 2/3(※)	-	1/2 1/3(※)	＜事業要件＞ 地上基幹放送局の停電対策及び予備設備の整備	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱	・交付下限額50万円 (※)受信障害対策中継局に係る事業を実施する場合において、条件不利地域かつ財政力指数0.5以下の市町村が整備をする場合

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 問 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
DX課	総務省	放送ネットワーク整備支援事業費補助金	直接	＜放送ネットワーク整備支援事業＞ 放送ネットワークの強靱化を推進し、住民が放送により災害関連情報等を確実に入手できるような環境を構築する事業。	1/2	1/2	-	1/2	＜事業要件＞ ア：【地上基幹放送ネットワーク整備事業】ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等の整備 イ：【地域ケーブルテレビネットワーク整備事業】 ケーブルテレビ幹線の2ルート化等	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	・ア → 交付下限度額50万円 ・イ → 交付下限度額100万円
			直接	＜ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業＞ 災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を図る事業。	1/2	1/2	-	1/2	＜事業要件＞ 条件不利地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等	放送ネットワーク整備支援事業費補助金交付要綱	・ → 交付下限度額100万円

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
統計調査課	総務省	国勢調査市町村交付金 ＜基＞	間接	国勢調査(5年ごとの調査)	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	国勢調査令 国勢調査施行規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
		住宅・土地統計調査市町村交付金 ＜基＞	間接	住宅・土地統計調査(5年ごとの調査) 令和7年度は該当なし	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	住宅・土地統計調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
		就業構造基本調査市町村交付金 ＜基＞	間接	就業構造基本調査(5年ごとの調査) 令和7年度は該当なし	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	就業構造基本調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
		全国家計構造調査市町村交付金 ＜基＞	間接	全国家計構造調査(5年ごとの調査) 令和7年度は該当なし	10/10	10/10			指導員・調査員手当、事務費	全国家計構造調査規則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
		経済センサスー活動調査市町村 交付金 ＜基＞	間接	経済センサスー活動調査(5年ごとの調査) 令和7年度は調査準備事務	10/10	10/10			事務費	経済センサス活動調査規 則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
		経済センサス調査区管理市町村 交付金 ＜基＞	間接	経済センサス調査区管理(毎年)	10/10	10/10			事務費	経済センサス基礎調査規 則 基幹統計調査地方公共 団体委託費取扱要綱	
	農林水産省	農林業センサス市町村交付金 ＜基＞	間接	農林業センサス(5年ごとの調査) 令和7年度は審査・集計事務	10/10	10/10			事務費	農林業センサス規則 農林漁業センサス実施委 託費取扱要綱	
	文部科学省	学校基本調査市町村交付金 ＜基＞	間接	学校基本調査(毎年)	10/10	10/10			事務費	学校基本調査規則 教育統計調査委託費の 取扱い	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
税務課	県	個人県民税徴収取扱費交付金	県単	市町村が個人県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償(一般財源への交付金)	10/10		10/10		納税義務者数×3,000円、その他 7月、10月、1月、4月に交付	地方税法第47条、同法施行令第8条の3、県税条例第28条	
		利子割交付金	県単	県民税利子割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された利子割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の26、同法施行令第9条の14・15	
		配当割交付金	県単	県民税配当割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された配当割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第71条の47、同法施行令第9条の18・19	
		株式等譲渡所得割交付金	県単	県民税株式等譲渡所得割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された株式等譲渡所得割額×59.4% 当該市町村における過去3年間の個人県民税額の平均値で按分 3月に交付	地方税法第71条の67、同法施行令第9条の22・23	
		法人事業税交付金	県単	法人事業税の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		県に納入された法人事業税額×7.7% 当該市町村における従業者数で按分 8月、12月、3月に交付	地方税法第72条の76、同法施行令第35条の4の5、第35条の4の7	
		地方消費税交付金	県単	地方消費税の市町村交付金(一般財源及び社会保障財源への交付金)	10/10		10/10		【一般財源分】 [(地方消費税収入額×22分の10)－徴収取扱費±都道府県間の清算額]×50% 交付額の50%ずつを市町村の国勢調査人口と事業所統計の従業者数で按分した額の合計額 【社会保障財源分】 [(地方消費税収入額×22分の12)±都道府県間の清算額]×50% 交付額を市町村の国勢調査人口で按分 6月、9月、12月、3月に交付	地方税法第72条の115、同法施行令第35条の21、同法施行令附則第6条の14	
		ゴルフ場利用税交付金	県単	ゴルフ場所在市町村の関連施設整備等(一般財源への交付金)	10/10		10/10		ゴルフ場所在の市町村に当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税収入額の70% 8月、12月、3月に交付	地方税法第103条、同法施行規則第8条の13、県税条例第89条の2	
		自動車税環境性能割交付金	県単	自動車税環境性能割の市町村交付金(一般財源への交付金)	10/10		10/10		自動車環境性能割収入額の40.85% 交付額の50%ずつを市町村道の延長と面積で按分する 8月、12月、3月に交付	地方税法第177条の6、同法施行令第44条の7・8	

主管課	主管省	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
資産高度利用推進課	県	県有資産所在市町村交付金	県単	県有資産所在市町村交付金	10/10		10/10		交付金算定標準額の1.4/100	国有資産等所在市町村交付金法	
		特産品開発市町村支援事業費補助金	県単	市町村が実施する新たな特産品の開発その他ふるさと納税寄附金受入額の拡大を図るために必要な経費に対し補助する。	2/3		2/3	1/3	○補助対象経費 新たな特産品の開発その他ふるさと納税寄附金受入額の拡大を図るために必要な報償費、旅費、需用費、原材料費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、補助金等 ○補助率：補助対象経費の3分の2以内 ○補助限度額：1市町村当たり50万円 ※複数市町村で共同実施する場合も対象	特産品開発市町村支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 振 興 課	内 閣 府	〈新〉新しい地方経済・生活環境創生交付金 (第2世代交付金)	直接	産官学金労言など多様な主体が積極的に参画し、地域全体で、持続可能で魅力的な地域の共創に向けて行われる、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の事業に取り組むため、法第5条第4項第1号に基づき、まち・ひと・しごと創生法(平成26 年法律第136 号)第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10 条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた事業を記載した地域再生計画及び第2世代交付金実施計画の実施に必要な事業を支援	1/2	1/2		1/2	主な対象事業 (1)ソフト事業 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援(移住・起業・就業型及びプロフェッショナル人材型の対象事業を除く)。 (2)拠点整備事業 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。 (3)インフラ整備事業 ソフト事業又は拠点整備事業と組み合わせる実施されるインフラの整備を支援。	新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱	
		〈新〉新しい地方経済・生活環境創生交付金 (デジタル実装型 TYPE1/V/S)	直接	デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む、地方公共団体が作成したデジタル実装型実施計画に基づく事業の実施を支援。	1/2 (TYPE 1) 2/3 (TYPE V) 3/4 (TYPE S)	1/2 (TYPE 1) 2/3 (TYPE V) 3/4 (TYPE S)		1/2 (TYPE 1) 1/3 (TYPE V) 1/4 (TYPE S)	主な対象事業 ○TYPE 1 優良モデル・サービスを活用した実装の取組 ○TYPE V ブロックチェーン、NFT、Web3.0等をはじめとする新たなデジタル技術やデジタル公共財を複数の地方公共団体が共同で調達・利用し、効率的かつ効果的に地方創生に取り組むものを支援 ○TYPES 「デジタル行財政改革」が示す規制改革・制度改革の方向性合致した取組であって、それに必要となる新たなデジタル公共財を開発し、地域の暮らしや行政を先行的に改革する取組	新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱	
		〈新〉新しい地方経済・生活環境創生交付金 (地域防災緊急整備型)	直接	避難所の生活環境の抜本的な改善を始め、災害にも対応できる魅力的な地域づくりに取り組む、地方公共団体が作成した地域防災緊急整備型実施計画に基づく事業の実施を支援	1/2	1/2		1/2	主な対象事業 避難所の生活環境改善をはじめ、防災・減災に必要な車両や資機材について、地方公共団体が地域経済の活性化や住民の防災意識の浸透等に向けた平時の利活用も含めて検討し、整備することについて支援	新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村振興課	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金<過>	直接	1 過疎地域集落再編整備事業 (1)集落等移転事業(集落移転タイプ・へき地点在住居移転タイプ) (2)定住促進団地整備事業 (3)定住促進空き家活用事業 (4)季節居住団地整備事業	1/2	1/2		1/2	(1)移転の円滑化に要する経費 住居移転者の移転及び離農等の円滑化を図るため、次の区分に従い、住居移転者に対して支給するに要する経費 ①生活補償を必要とする住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 1戸当たり 2,385千円以内 ②生活補償を必要としない住居移転者が当該市町村内にとどまる場合 1戸当たり 780千円以内 ③住居移転者が当該市町村内にとどまらない場合 1戸当たり 780千円以内 (2)団地造成費 団地の造成に要する経費(市町村が住居移転者に対し、著しく低い対価又は無償で長期間貸し付ける場合に限る。)ただし、1戸当たり330㎡以内 原則として1㎡当たり 3,200円以内	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	
					1/2	1/2		1/2	(3)移転先住宅建設等助成費 住居移転者が、市町村が移転先地として定めた団地において、住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得も含む。)するために要する経費を金融機関から借り入れた場合において当該借入金利子(年利率8.5%を限度とする。)に相当する額の全部又は一部を助成するに要する経費。住宅の建設又は購入(これに必要な土地の取得を除く。)に必要な借入金の利子に相当する額が下記の限度額を超える場合にあっては加算額あり。 1件 2,340千円以内 (住宅: 1,840千円以内) (土地: 500千円以内)	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	
		(次ページへつづく)		(次ページへつづく)							

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 振 興 課	総務省	(前ページつづき)		(前ページつづき)					(4)生活関連施設整備費 団地に必要と認められる道路、公園、緑地、広場、集会施設、高齢者福祉施設、共同駐車場等公共施設の整備に要する経費(土地を主体とする施設以外の施設については、用地の取得造成費を除く。) (5)産業基盤施設整備費 団地整備に伴い必要と認められる農林道、移転跡地及び団地における共同作業所等、農林漁業近代化のための共同施設の整備に要する経費(用地の取得造成費は除く。) (6)空き家改修費 空き家の改修に必要な経費 ※新たに取得する、又は現に所有している空き家については、譲渡を予定しているものを除く。また、空き家を借り受けて整備する場合には、10年間以上借り受けを約すること。		
		(次ページへつづく)	直接	2 過疎地域遊休施設再整備事業 (1)現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 (2)都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 (3)一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 (4)自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (5)文化、歴史等の地域の特性・魅力をいかしたものであること。	1/3	1/3		2/3	(1)主要施設改修費 (2)機能拡張にかかる付帯施設・設備費 ①施設費 ア :アトリエ、ギャラリー イ :テナント店舗(物販施設、体験工房等) ウ :景観整備施設(景観の維持・向上に資する案内板、誘導路、照明等) エ :その他必要と認められる施設 ②設備費 ア:情報通信設備(パソコン、タッチパネル等通信端末を含む)		

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 振 興 課	総務省	(前ページつづき)	直接	3 過疎地域持続的発展支援事業 先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援 (1)ICT等技術活用事業 ・産業振興(スモールビジネス振興) ・生活の安心・安全確保対策 ・集落の維持・活性化対策 ・移住・交流・若者の定住促進対策 ・地域文化伝承対策 ・環境貢献施策の推進 (2)人材育成事業 過疎地域市町村の伝統、文化の継承といった地域が特定されるもの	定額	定額			(1)ICT等技術活用事業費 ①ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ア 産業振興(特産品の開発、販売促進PR事業等) イ 生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ウ 集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動等) エ 移住・交流・若者の定住促進対策(空き家バンクの創設費用、交流イベント等) オ 地域文化伝承対策 カ 環境貢献施策の推進 キ その他適当と認められるもの ②ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費 (2)人材育成事業費 過疎地域の持続的発展に必要な人材を育成する事業に要する経費 (3)市町村等事務費 ICT等技術活用事業又は人材育成事業の実施に要する職員旅費、庁費(消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料等)その他の事務的経費	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱	
			直接	4 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎集落等において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を国が支援	定額	定額			(1)集落ネットワーク圏形成支援費 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱に定める事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 産業振興(特産品の開発・販売促進PR事業等) イ 生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買い物支援等) ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの	過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村振興課	総務省	特定地域づくり事業推進交付金	直接	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第3項により知事の認定を受けた事業協同組合が行う特定地域づくり事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付するもの。	1/2	1/2		1/2	派遣職員人件費 ○交付限度額 派遣職員1人当たり100万円 ※ただし、当該派遣職員の稼働率が0.8未満の場合は、派遣職員1人当たり125万円に稼働率を乗じた額とする。 ○対象経費 特定地域づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金 事務局運営費 ○交付限度額 特定地域づくり事業協同組合1組合当たり150万円 ○対象経費 特定地域づくり事業の実施に必要な次に掲げる経費 旅費、備品費、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、公租公課、借料及び損料、保険料、諸謝金、職員基本給、職員特別給与、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、職員退職給与引当金、退職金掛金、研修費、訓練委託費、広告宣伝費、事業設備費、雑役務費	特定地域づくり事業推進交付金交付要綱	
		社会保障・税番号制度システム整備費補助金	直接	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による社会保障・税番号制度の導入に係る情報システムの整備に要する経費 ・住民基本台帳システム ・地方税務システム ・中間サーバー ・団体内統合宛名システム又は団体内統合利用番号連携サーバー	10/10 2/3 10/10 10/10	10/10 2/3 10/10 10/10		1/3	企画・開発費 (1) システム設計・開発に要する経費(基本設計、詳細設計、開発・単体テスト、結合テスト、総合テスト、移行の一連の工程に係る経費。また、関連システムとの連携テストを含む。) (2) ソフトウェア購入(ライセンス費を含む。)に要する経費 設備費 (1) 電子計算機の設置等に要する経費 (2) 情報通信端末((1)の管理に必要となるものに限る。)の設置等に要する経費	社会保障・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市 町 村 振 興 課	総務省	マイナンバーカード交付事務費補助金	直接	市町村における個人番号カードの交付事務に必要な経費に対する補助	10/10	10/10			次の①～⑩により得られた金額の合計額。 ①DV被害者・震災避難者のための対応経費 ②個人番号通知書の確実な送付のための居住実態の調査経費 ③出張申請受付及び申請サポート事業による交付並びに交付申請者の代理人に対する交付にかかった経費 ④申請時来庁方式、出張申請受付方式及び申請サポート方式による交付のための経費のうち、宣伝及び集客等にかかる実支出額と当該年度の申請時来庁方式受付件数、出張申請受付件数及び申請サポート方式受付件数に団体種別ごとの単価を乗じた額を比較して少ない方の額 ⑤郵便局事務取扱法第2条の規定に基づきマイナンバーカードの交付及び券面記載事項の変更に係る事務を郵便局に委託する場合にかかった経費 ⑥マイナンバーカード関係事務を専門で行う臨時交付窓口設置に係る経費 ⑦マイナンバーカードの受取勧奨に係る実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ⑧マイナンバーカードの健康保険証としての利用及び公金受取口座の登録の支援に関する経費 ⑨マイナンバーカード交付のための人件費等の対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 ⑩⑨の基準額が、実支出額よりも少ない場合、交付要綱別紙1に規定する算出方法により算出された額と、⑨の実支出額と基準額との差額を比較して少ない方の額	マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村振興課	経済産業省	電源立地地域対策交付金 (旧電源立地促進対策交付金)	直接	新規発電用施設周辺地域の住民の福祉の向上を図るため 必要があると認められる公共用施設の整備	定額	定額			交付期間:発電用施設の設置工事が開始される年度から、運転開始して5年後までの間 交付限度額 対象発電施設の属する市町村数が1の場合 5,000KW以上の発電所: 55,000千円 5,000KW未満の発電所: 40,000千円 同市町村数が2～3の場合 5,000KW以上の発電所: 40,000千円 5,000KW未満の発電所: 25,000千円 同市町村数が4以上の場合 5,000KW以上の発電所: 110,000千円÷市町村数 5,000KW未満の発電所: 80,000千円÷市町村数	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令第8条 電源立地地域対策交付金交付規則	
		電源立地地域対策交付金 (旧水力発電施設周辺地域交付金)	間接	水力発電施設が設置されている市町村の区域内において 執行される公共用施設の整備、地域活性化措置等の事業	定額	定額			交付期間:水力発電施設の運転開始後15年経過以降7～50年間(水力発電施設周辺市町村が、発電事業者等の行う発電に利用される水資源に関する調査・開発に協力した場合は、最大50年間の交付を受けることが可能) 交付限度額 4,400千円～	発電用施設周辺地域整備法第7条 発電用施設周辺地域整備法施行令第8条 電源立地地域対策交付金交付規則	対象団体 14市町村
	県	山梨県移譲事務交付金	県単	山梨県の事務処理の特例に関する条例の規定により市町村が処理する事務に要する経費に対し交付金を交付	定額		定額		各市町村における前年度の処理件数に応じ、基準額(※)を①件数割又は②均等割+件数割で配分し交付 ※ 過去の処理件数の実績を基に、事務ごとに算定した経費の総額(毎年度改定)	地方財政法 山梨県移譲事務交付金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
防 管 災 理 危 課 機	防 衛 省	自衛官募集事務地方公共団体委託費	直接	自衛官募集事務	10/10	10/10			○自衛隊の基準による	自衛隊法第97条第3項	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防保安課	消防庁	緊急消防援助隊活動費負担金	直接	消防庁長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動	10/10(国)				交付対象経費の全部	緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱	
		緊急消防援助隊設備整備費補助金	直接	緊急消防援助隊関係設備 ・災害対応特殊消防ポンプ自動車 ・災害対応特殊救急自動車 ・救助工作車Ⅱ型、Ⅲ型 ・テロ対策用特殊救助資機材 ・支援車 等	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による	緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱	
		〈過〉〈強〉〈山〉消防防災施設整備費補助金	直接	消防防災施設の整備事業 ・耐震性貯水槽 ・画像伝送システム(施設分)	1/2	1/2		1/2	当該年度の補助基準単価による ※備蓄倉庫、防火水槽(林野分)、活動火山対策避難施設については、各根拠法令の適用を受ける施設にあっては2分の1以内	消防防災施設整備費補助金交付要綱	
				・備蓄倉庫(地域防災拠点施設) ・防火水槽(林野分) ・救助活動等拠点施設等 ・活動火山対策避難施設 ・広域訓練拠点施設 ・救急安心センター等整備事業	1/3	1/3		2/3			
		消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)	直接	消防団の災害対応能力の向上を図るための設備 ・救急救助用器具 ア 自動体外式除細動器 イ 油圧切断機 ウ エンジンカッター及び電動カッター エ チェーンソー オ ジャッキ ・火災鎮圧用器具 ア 災害対応用多機能型ノズル イ 可搬消防ポンプ ・発電機 ・水災用器具又は水難救助用器具 ア 排水ポンプ イ ボート ウ 浮環 エ フローティングロープ オ 水のう(吸水性土のうを含む。) カ 高視認性雨衣 ・安全装備品 ア 耐切創性手袋 イ 救命胴衣 ウ 切創防止用保護衣 エ 高性能防火衣 オ 防火帽・防火長靴 カ 高視認性活動服 キ 高視認性防寒衣 ク 高視認性冷却布 ・情報関連機器 ア トランシーバー イ ドローン ウ タブレット端末	1/3	1/3		2/3	補助金の補助率は、予算の範囲内で補助対象設備の整備費の3分の1以内	消防団設備整備費補助金(消防団救助能力向上資機材緊急整備事業)交付要綱	補助裏(市町村負担分)の8割は特別交付税措置。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	厚生労働省	生活困窮者就労準備支援事業等補助金(生活困窮者支援等のための地域づくり事業)	直接	・地域住民のニーズ・生活課題の把握 ・地域住民の活動支援・情報発信等 ・地域コミュニティを形成する「居場所づくり」 ・地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開 ・地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策	1/2 1/2 1/2 1/2 3/4	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2		1/2 1/2 1/2 1/2 1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
		生活困窮者就労準備支援事業等補助金(地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業)	直接	重層的支援体制整備事業への移行準備事業	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
		生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	直接	自立支援プログラム策定実施推進事業	3/4	3/4		1/4	市が行う体制整備強化、診療報酬請求の適正化、業務効率化などに要する経費	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
				生活保護適正実施推進事業	1/2 3/4	1/2 3/4		1/2 1/4			
			直接	就労準備支援事業	2/3	2/3		1/3			
				一時生活支援事業	2/3	2/3		1/3			
				家計改善支援事業	2/3	2/3		1/3			
				福祉事務所未設置町村による相談事業	3/4	3/4		1/4			
				その他生活困窮者の自立の促進に資する事業	1/2	1/2		1/2			
		生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金	直接	被保護者就労支援事業	3/4	3/4		1/4	市が行う被保護者への就労支援事業	生活保護法第55条の7	
		生活扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(生活扶助費等及び施設事務費)	生活保護法第75条	
		医療扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(医療扶助費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(医療扶助費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(医療扶助費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(医療扶助費)	生活保護法第75条	
		介護扶助費等負担金	直接	市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(介護扶助費)	4/4	3/4	1/4		市が支弁する居住地不明者等の生活保護費(介護扶助費)	生活保護法第73条	
				市が支弁する被保護者の生活保護費(介護扶助費)	3/4	3/4		1/4	市が支弁する被保護者の生活保護費(介護扶助費)	生活保護法第75条	
		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(生活困窮者自立相談支援事業費)	直接	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者自立支援法第3条第2項	
		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(被保護者就労支援事業費)	直接	被保護者の自立促進を図ることを目的とし、被保護者の就労の支援に関する問題点について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行う。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活保護法第55条の7	
		生活困窮者自立相談支援事業費等負担金(生活困窮者住居確保給付金)	直接	離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で家賃相当の「住居確保給付金」を支給する。	3/4	3/4		1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者自立支援法第3条第3項	
		重層的支援体制整備事業交付金	直接	包括的相談支援事業 地域包括支援センターの運営	57.75/100	38.5/100	19.25/100	19.25/100	包括的支援事業及び任意事業に要する経費×57.75/100 厚生労働大臣が必要と認めた額	社会福祉法第106条の8	
		(次ページへつづく)		相談支援事業	3/4	1/2	1/4	1/4			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
福祉保健総務課	厚生労働省	(前ページつづき)	直接	利用者支援事業 自立相談支援事業 福祉事務所設未設置町村相談事業	2/3 3/4 3/4	2/3 3/4	1/6	1/6 1/4	利用者支援事業母子保健型 人口区分に応じて算定した額 厚生労働大臣が必要と認めた額	社会福祉法第106条の8	
				地域づくり事業 地域介護予防活動支援事業 生活支援体制整備事業	32.5/100 57.75/100	20/100 38.5/100	12.5/100 19.25/100	12.5/100 19.25/100	標準給付費×32.5/100 包括的支援事業及び任意事業に要する経費×57.75/100		
				地域活動支援センター機能強化事業 地域子育て支援拠点事業 生活困弱者支援等のための地域づくり事業	3/4 2/3 1/2 3/4	1/2 1/3 1/2 1/2	1/4 1/3 1/4	1/4 1/3 1/2 1/4	厚生労働大臣が必要と認めた額 地域子育て支援拠点事業 厚生労働大臣が必要と認めた額		
				多機関協働事業等	3/4	1/2	1/4	1/4	人口区分に応じて算定した額		
		困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金	直接	①女性相談支援員活動強化事業 ②困難女性支援活動・DV対策機能強化事業 ③DV被害者等自立生活援助事業 ④若年被害女性等支援事業 ⑤困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業 ⑥民間団体支援強化・推進事業 ⑦困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業 ⑧困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業	⑤以外 1/2 ⑧は民間団体へ 定額補助 ⑤ 10/10	⑤以外 1/2 ⑧は民間団体へ 定額補助 ⑤ 10/10		⑤以外 1/2	補助対象事業の実施に必要な経費	困難な問題を抱える女性支援推進等事業費国庫補助金交付要綱	
	県	行路病人及び行路死亡人取扱費県負担金	県単	行路病人・死亡人取扱費	10/10		10/10		市町村が支弁した行路病人・死亡人取扱費	行路病人・死亡人取扱法第5条・第13条	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康長寿推進課	厚労省	介護給付費負担金	直接 県単	介護給付費に対する定率負担金	32.5/100	20/100 (直接) 15/100 (直接)	12.5/100 (県単) 17.5/100 (県単)	12.5/100 12.5/100	居宅給付費分 施設等給付費分	介護保険法 第121条 第123条 第124条	残りの5%については財政調整交付金により負担
		低所得者保険料軽減負担金	直接 県単	低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした負担金	3/4	1/2	1/4	1/4	軽減単価×軽減見込者数×3/4	介護保険法 施行令第38条	
		介護給付費財政調整交付金	直接	介護給付費に対する調整交付金					標準給付費×{28%-(23%×後期高齢者加入割合補正係数×所得段階別加入割合補正係数)}×調整率	介護保険法第122条 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令	
		保険者機能強化推進交付金	直接	市町村が行う自立支援・重度化防止の取組を支援することを目的とした交付金					①～③の合計 ①基本配分枠:第1号被保険者規模別配分額×(当該市町村の評価点数×当該市町村の第1号被保険者数)÷((各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数)の規模別合計) ②アウトカム配分枠 交付金の予算額の一部に、「アウトカム指標に係る当該市町村の評価点数を、全国の当該評価点数の合計で除して得た割合」を乗じて得た額 ③保険者機能強化推進枠 交付金の予算額の一部に、要件に該当する延べ市町村数で除して得た額に、当該市町村において該当する市町村において該当する要件の数を乗じて得た額	介護保険法第122条の3	
		介護保険保険者努力支援交付金	直接	市町村が行う介護予防・健康づくりの取組を支援することを目的とした交付金					①～③の合計 ①基本配分枠:第1号被保険者規模別配分額×(当該市町村の評価点数×当該市町村の第1号被保険者数)÷((各市町村の評価点数×各市町村の第1号被保険者数)の規模別合計) ②アウトカム配分枠 交付金の予算額の一部に、「アウトカム指標に係る当該市町村の評価点数を、全国の当該評価点数の合計で除して得た割合」を乗じて得た額 ③保険者機能強化推進枠 交付金の予算額の一部に、要件に該当する延べ市町村数で除して得た額に、当該市町村において該当する市町村において該当する要件の数を乗じて得た額	介護保険法第122条の3	

[illegible]

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康長寿推進課	厚生労働省	(前ページつづき)		④高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設 ⑤高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される短期入所施設(利用定員に関わらない) ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	3/4	1/2		1/4	・厚生労働大臣が認めた額		
		財政安定化基金貸付金・交付金	間接	市町村の介護保険財政の財源不足に対する資金の貸付・交付	定額	定額	定額	定額	保険料未納や給付費の見込み誤りによる財源不足	介護保険法第147条	
		高齢者社会活動推進等事業費補助金	間接	高齢者地域福祉推進事業 ・老人クラブ助成事業 ・市町村老人クラブ連合会活動促進事業 ・健康づくり・介護予防事業	2/3	1/3	1/3	1/3	厚生労働大臣及び知事が必要と認めた額	県高齢者社会活動推進等事業費補助金交付要綱	
		社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度対策費補助金	間接	低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用者負担の軽減を行った場合、市町村が当該社会福祉法人等が負担した費用の一部を助成 ・対象となる法人 軽減実施の申出を行った社会福祉法人等 ・対象となるサービス 特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイサービス、ホームヘルプサービス等 ・対象者は市町村民税世帯非課税で特に生計が困難な者	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が助成した額の3/4	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康 長寿 推進 課	厚生 労働 省	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業費補助金	間接	・低所得者であって、障害者施策による訪問介護等を利用していたものについて、市町村が利用者負担を減免	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が助成した額の3/4	介護保険事業費補助金交付要綱 県介護保険サービス利用者負担対策費補助金交付要綱	
		介護保険災害臨時特例補助金	直接	・東京電力福島第一原発の事故により設定された避難指示区域に居住していた者等の第1号保険料や介護保険サービスの利用者負担額の減免	定額	定額			減免した保険料や利用者負担額の総額	介護保険災害臨時特例補助金交付要綱	
		高齢者生きがい活動促進事業補助金	直接	企業退職高齢者等が有償ボランティア活動等による一定の収入を得ながら、自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動を行い、同時に介護予防や生活支援サービス基盤となる活動を行う団体の立ち上げを支援する。 市町村が把握した地域課題を解決するために創出された「住民主体のサービス」については、団体立ち上げ後に介護予防・生活支援サービスに移行した場合に、地域支援事業交付金の補助を受けてサービスを実施することも可能。	定額	定額			団体の立ち上げや既存団体が新規に事業を行う際に必要な経費（初年度軽費）	介護保険事業費補助金交付要綱	
		山梨県市民後見人養成推進事業費補助金	間接	地域における市民後見人の活動を推進するため、市民後見人養成に係るフォローアップ研修及び市民後見人への支援体制構築及び相談支援事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	3/4	1/2	1/4	1/4	800千円の範囲内で知事が必要と認めた額	山梨県市民後見人養成推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国 保 援 護 課 省	厚 生 労 働 省	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	直接	中国残留邦人等地域生活支援事業に要する経費	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱	
		遺族及留守家族等援護事務委託費(支援・相談員配置経費)	直接	特定中国残留邦人等の支援給付実施機関に配置する支援・相談員雇上経費等	10/10	10/10			厚生労働大臣が必要と認めた額	支援・相談員の配置等に関する実施要領	
		国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金	直接	民間団体等が国内に建立した戦没者慰霊碑であって、管理状況等が不良な慰霊碑の移設等に係る経費の一部を補助することにより戦没者慰霊や住民の安全確保に資する	1/2	1/2		1/2	国内民間建立慰霊碑移設等事業の実施に必要な経費(1基につき二百万円以内で、厚生労働大臣が必要と認めた額)	国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金交付要綱	
		山梨県国民健康保険給付費等交付金 1 保険給付費等普通交付金	間接	保険給付の実施その他の国民健康保険事業の円滑かつ確実な実施を図り、及び県内の市町村の財政状況その他の事情に応じた財政の調整を行う	要綱による 算定額				市町村による療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費及び審査支払手数料等の支給に要した費用の全額に相当する額	国民健康保険法第75条の2 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令 国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令	
		2 保険給付費等特別交付金 (1)国民健康保険特別調整交付金	間接		省令による 算定額	省令による 算定額			国が当該市町村における災害その他特別の事情に応じて交付する額、ただし、保健事業については、知事が定める基準に基づき算出した額	国民健康保険調整交付金(保健事業分)交付要綱	
		(2)保険者努力支援制度交付金	間接		省令による 算定額	省令による 算定額			国が当該市町村の被保険者の健康の保持増進等の取組に応じて交付する額	山梨県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱	
		(3)保険給付費等特別交付金	県単		要綱による 算定額		要綱による 算定額		医療費適正化、収納率向上等の項目により、知事が定める基準に基づき算出した額		
		(4)特定健康診査等負担金	間接		2/3	1/3	1/3	1/3	当該市町村の特定健康診査等費用額に応じ算出した額		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国民健康保険課	県	国民健康保険保険基盤安定事業費負担金	県単	低所得者の加入割合が高い国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4		3/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	国民健康保険法第72条の3第2項 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
		国民健康保険未就学児支援事業費負担金	直接県単	未就学児の国民健康保険の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4	1/2	1/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる保険料(税)軽減相当額	国民健康保険法第72条の3第2項、第3項 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金交付要綱 山梨県国民健康保険未就学児支援事業費負担金交付要綱	
	厚生労働省	<新>国民健康保険産前産後保険料負担金	直接県単	出産する予定の被保険者又は出産した被保険者が属する世帯の保険料(税)負担の緩和を図る事業	3/4	1/2	1/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる保険料軽減相当額	国民健康保険法第72条の3の3第1項 国民健康保険産前産後保険料負担金交付要綱 山梨県国民健康保険産前産後保険料負担金交付要綱	
		国民健康保険保険者支援事業費負担金	直接県単	保険料(税)軽減対象となった一般被保険者数に応じて保険料の一定割合を公費で補てん	3/4	1/2	1/4	1/4	一般会計から国保特別会計へ繰入れる政令により算定した額	国民健康保険法第72条の4第2項、第3項 国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱 山梨県国民健康保険保険基盤安定負担金交付要綱	
	県	後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金	県単	低所得者等の保険料負担軽減のため、公費補てんに要する経費	3/4		3/4	1/4	一般会計から後期高齢者特別会計へ繰入れる保険料軽減相当額	高齢者の医療の確保に関する法律第99条第3項 山梨県後期高齢者保険基盤安定化事業費負担金交付要綱	
		国民健康保険へき地医療確保対策事業費補助金	県単	国民健康保険直営診療所補助分 へき地等の国保診療所のうち医師確保困難、診療圏人口僅少等構造的な採算施設の健全な運営を確保するため運営費について特別調整交付金交付対象施設に対し、県単で補助	過疎 準過疎 1/3 その他 1/4		1/3 1/4	2/3 3/4	国保調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条による特別調整交付金の交付対象となった診療施設の運営に要する経費で同算定省令の計算の例により算出した額	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	
				医師派遣事業補助分 へき地医療の確保のため市町村が行う「医師派遣事業」に対する助成	1/3		1/3	2/3	無医地区又は無医地区に準ずる地区へ医師を継続的に派遣する事業	山梨県国民健康保険事業奨励補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	厚生労働省	障害者自立支援給付費等負担金	直接	障害者総合支援法に基づく自立支援給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者総合支援法第92条第1号、第2号、第4号並びに第5号の規定に従って支出した額	障害者自立支援給付費等国庫負担金交付要綱 山梨県障害者自立支援給付費負担金交付要綱	
		特別障害者手当等給付費国庫負担金	直接	特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)給付事業	3/4	3/4	1/4 町村分	1/4 市分	特別障害者手当 1人当たり月額 29,590円 障害児福祉手当・福祉手当 1人当たり月額 16,100円	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	
		特別児童扶養手当事務取扱交付金	直接	特別児童扶養手当の支給事務	10/10	10/10			特別児童扶養手当の支給事務の遂行に必要な経費	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	
		地域生活支援事業費等補助金	直接	地域生活支援事業	3/4	1/2	1/4	1/4	地域生活支援事業等の実施に必要な経費	地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱 山梨県市町村地域生活支援事業費等補助金交付要綱	
	こども家庭庁	障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金	直接	児童福祉法に基づく障害児通所給付	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が児童福祉法第51条第1号、第2号及び第6号の規定に従って支出した額	障害児入所給付費等負担金及び障害児入所医療費等負担金交付要綱 山梨県障害児通所給付費等負担金及び障害児通所医療費等負担金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
障害福祉課	厚生労働省	障害者医療費国庫負担金	直接	障害者自立支援医療(更生医療・療養介護(医療分))給付事業	3/4	1/2	1/4	1/4	市町村が障害者総合支援法第92条第3号の規定に従って支出した額	障害者医療費国庫負担金交付要綱 山梨県障害者医療費負担金交付要綱	
	山梨県	重度心身障害者医療費助成事業費補助金	県単	重度心身障害者医療費助成事業費 重度心身障害者医療費支給事務 重度心身障害児医療対策事業費	1/2		1/2	1/2	・身体障害者手帳 1～3級の所持者 ・療育手帳Aの所持者 ・国民年金法施行令別表 1、2級相当の障害のある者 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級の所持者 ・所得制限あり ・入院時食事療養費は補助の対象外	山梨県重度心身障害者医療費助成事業費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害者医療費支給事務費補助金交付要綱 山梨県重度心身障害児医療対策事業費補助金交付要綱	
		福祉タクシーシステム事業費補助金	県単	タクシー料金に対する補助	1/2		1/2	1/2	対象者 ・身体障害者手帳1、2級の所持者(肢体不自由及び視覚障害の1、2級に該当するもの) ・療育手帳Aの所持者 ・要介護老人(非課税世帯介護慰労金の支給を受けている者に介護されている者) ※但し、自動車税等の減免並びに自動車燃料費の助成を受けている者を除く。 対象料金 ・中型初乗料金 限度額590円 ・年間24回	山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱	
		同上	県単	リフト付車両(専用・兼用)の設置に対する補助	1/2		1/2	1/2	基準額 ・専用車両設置費 1台当たり 3,500千円 ・兼用車両設置費 1台当たり 1,000千円	同上	
		山梨県介助用自動車購入等助成事業費補助金	県単	介助用自動車購入等助成事業 車いす等を使用する在宅の重度身体障害者等が移動に際し必要とする自動車をリフト付等に改造又は改造車両を新規に購入する経費に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した介助用自動車購入等助成金の2分の1(1件当たり限度額200千円)を交付	山梨県介助用自動車購入等助成事業補助金交付要綱	
		難聴児補聴器購入事業費補助金	県単	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器を購入する費用に対する助成	1/2		1/2	1/2	市町村が交付した補聴器購入助成金の2分の1を交付	山梨県難聴児補聴器購入事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 生 務 働 省 課	厚 生 労 働 省	へき地医療拠点病院運営費補助金	直接	へき地医療拠点病院の運営費 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額 ・巡回診療等従事者経費 医師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数 ・巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数 ・研究費(学会出席旅費) ・医療活動年間延日数に応じて ・医療費(医療に要した実支出)	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱 山梨県へき地医療拠点病院運営費補助金交付要綱	
		人口動態調査市町村交付金<基>	直接	人口動態調査事務	10/10	10/10			・人口動態調査事務庁費 27市町村×4,680円 人口動態発生件数×35円 職業・産業別発生件数×3円 ・旅費 27市町村×1,770円×2回×1人 ・庁費(データ安全対策経費) 5,000円 (※令和6年12月分から令和7年11月分までにオンラインシステム導入市町村)	国民生活基礎調査等委託費(保健関係)交付基準	
		医療施設等施設整備費補助金 医療施設等設備整備費補助金	直接	(主なメニュー) へき地医療拠点病院施設整備事業 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準面積 1,000㎡ 基準単価 病棟 264,400円/㎡ 診療棟 295,100円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	
				過疎地域特定診療所施設整備事業	3/4	1/2	1/4	1/4	基準面積 160㎡ 基準単価 198,300円/㎡	同上	
				(主なメニュー) へき地医療拠点病院設備整備事業 ※対象団体 知事の指定を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 55,000千円	医療施設等設備整備費補助金交付要綱	
				へき地巡回診療車整備事業 ※対象団体 公的団体、へき地医療拠点病院、 知事の要請を受けた病院	2/2	1/2	1/2		基準額1台当たり 1,426千円	同上	
				過疎地域等特定診療所設備整備事業	3/4	1/2	1/4	1/4	基準額1か所当たり 16,500千円	同上	
				へき地患者輸送車整備事業	1/2	1/2		1/2	基準額 マイクロバス 2,829千円 ワゴン車 1,474千円	同上	
				へき地診療所設備整備事業	1/2	1/2		1/2	基準額1か所当たり 16,500千円	同上	
				へき地診療所施設整備事業	1/2	1/2		1/2	基準面積 160㎡ 基準額 198,300円/㎡	医療施設等施設整備費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
医 務 課	厚生労働省	医療提供体制推進事業費補助金	直接	病院群輪番制病院設備整備事業 ※対象団体 病院群輪番制病院 (市町村間接) (公立病院を除く)	8/9	4/9	4/9	1/9	基準額1か所当たり 22,000千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱	
		休日夜間急患診療体制整備費補助金	直接 県単	在宅当番医制の運営費	1/2		1/2	1/2	基準額 ①休日 39,345円×診療 日数×施設数 ②夜間 39,345円×診療 日数×施設数	休日夜間急患診療体制整備費補助金交付要綱	
		小児救急医療体制整備費補助金	直接	全県を対象とする小児救急医療体制の運営費	2/3 1/2 2/3 1/2	1/3	1/3 1/2 2/3 (基金) 1/2	1/3 1/2 1/3 1/2	(1)小児初期救急医療センター事業委託費 (2)薬剤対応事業委託費 (3)小児病院群輪番制事業委託費 (4)連絡調整等事業 (5)円滑化事業	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 山梨県小児救急医療体制整備費補助金交付要綱	
		救急救命士病院実習受入促進事業補助金	直接	救急救命士の病院実習受入促進事業	1/2	1/2	1/2		基準額1か所当たり 1,369千円	医療提供体制推進事業費補助金交付要綱 救急救命士病院実習受入促進事業費補助金交付要綱	
	県	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金	県単	甲府市医師会救急医療センターの運営費	10/10		10/10		基準額 19,000千円	甲府市医師会救急医療センター(夜間急患センター)運営費補助金交付要綱	
		富士吉田市立看護専門学校運営費補助金	県単	富士吉田市立看護専門学校の運営費	2/5		2/5	3/5	基準額 運営費一全収入額 (補助限度額 23,000千円)	富士吉田市立看護専門学校運営費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
衛生 薬 務 課	県	公衆浴場施設改善費補助金	県単	公衆浴場の営業者が行う施設改善事業に関して、その費用を補助する市町村に対し、県が間接補助金を交付する事業	1/2		2/3	1/3	補助対象限度額 公衆浴場1か所当たり 1,000千円	山梨県公衆浴場施設 改善費補助金交付要 綱	
		山梨県猫不妊・去勢手術助成事業補助金	県単	猫の不妊去勢手術費の助成を行う市町村に対し、県が間接補助金を交付する事業	1/2		1/2	1/2	①猫の不妊・去勢手術の助成に要した実費（飼い主のいる猫については、多数の猫を飼うことにより、周辺の生活環境が損なわれている場合若しくはそのおそれがある場合に限る。）。 ただし、1匹につき不妊手術は7,500円、去勢手術は5,000円を上限とする。 ②飼い主のいない猫の不妊・去勢手術加算金 不妊・去勢手術に要した実費に1匹につき500円を加算する。	山梨県猫不妊・去勢手術助成事業補助金交付要綱	
		山梨県地域猫活動支援事業費補助金	県単	地域猫活動を開始しようとする自治会等への助成を行う市町村に対し、県が間接補助金を交付する事業	1/2		1/2	1/2	地域猫活動の助成に要した経費 ただし、1地域当たりの補助限度額は50,000円	山梨県地域猫活動支援事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金	間接	1 健康教育	2/3	1/3	1/3	1/3	1 健康教育費 (1)個別健康教育費	健康増進法	
				実施方法別に次表の基準単価に実施人員を乗じた額							
				実施方法		基準単価					
				高血圧 医療機関実施 市町村実施		円 17,280 16,650					
									糖尿病 医療機関実施 市町村実施	23,320 17,049	
									脂質異常症 医療機関実施 市町村実施	17,680 17,184	
									喫煙者 医療機関実施 市町村実施	6,100 6,708	
				2 健康相談	2/3	1/3	1/3	1/3	(2)集団健康教育費 人口区分ごとに次のとおりとする。		
									人口区分	基準単価	
										円	
									1万人未満	639,000	
									1万人以上 3万人未満	678,000	
									3万人以上 10万人未満	757,000	
									10万人以上 30万人未満	920,000	
									30万人以上	1,729,000	
									2 健康相談費 人口区分ごとに次のとおりとする。		
									人口区分	基準単価	
										円	
									1万人未満	138,000	
									1万人以上 3万人未満	170,000	
									3万人以上 10万人未満	256,000	
									10万人以上 30万人未満	483,000	
									30万人以上	1,934,000	
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)		3 健康診査	2/3 (6)ウのみ 10/10	1/3 (6)ウのみ 10/10	1/3	3 健康診査費 次により算出した額の合計額 (1)健康診査費 ア 当該年度において40歳以上74歳以下の年齢に達するものに対する健康診査・保健指導 (ア)健康診査 実施方法別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額		(単位:円)	
		(次ページへつづく)									

世帯区分	健診形態	基準単価	
		基本項目	基本＋ 詳細項目
被保護世帯	個別検診	8,360	10,640
	集団検診	7,120	7,890
非課税世帯	個別検診	7,520	9,570
	集団検診	6,420	7,110
その他	個別検診	5,850	7,450
	集団検診	4,980	5,520

(注1) (個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めず行う形態
(集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態
(注2) 被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。
(注3) 非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。

(イ)保健指導費
a年度内に全て行う場合 (単位:円)

世帯区分	動機付け支援	積極的支援
被保護世帯等	8,450	25,110
非課税世帯	7,620	22,590
その他	5,910	17,580

(注)65歳以上については、積極的支援に該当した場合でも動機付け支援を実施する。

b年度を超えて保健指導を行う場合 (単位:円)

世帯区分	動機付け支援		積極的支援	
	初回面接		初回面接	
被保護世帯等		6,769	初回面接	10,031
	実績評価	1,669	継続的支援	12,546
非課税世帯	初回面接	6,090	初回面接	9,030
	実績評価	1,500	継続的支援	11,300
その他	初回面接	4,740	実績評価	2,260
	実績評価	1,170	初回面接	7,020
			継続的支援	8,775
			実績評価	1,755

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																											
						国	県	市町村																														
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							イ 当該年度において75歳以上の年齢に達する者に対する健康診査 (単位:円) <table><tr><th colspan="2">実施方法</th><th>基準単価 (個別検診)</th><th>基準単価 (集団検診)</th></tr><tr><td>世帯保護等</td><td>基本的な検診項目のみ実施</td><td>8,360</td><td>7,120</td></tr><tr><td></td><td>基本的な検診項目・詳細な検診項目実施</td><td>10,640</td><td>7,890</td></tr><tr><td>世帯非課税</td><td>基本的な検診項目のみ実施</td><td>7,520</td><td>6,420</td></tr><tr><td></td><td>基本的な検診項目・詳細な検診項目実施</td><td>9,570</td><td>7,110</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>基本的な検診項目のみ実施</td><td>5,850</td><td>4,980</td></tr><tr><td>基本的な検診項目・詳細な検診項目実施</td><td>7,450</td><td>5,520</td></tr></table> (注1) (個別方式)・・・医療機関等の施設において、健診の日時を定めて行う形態 (集団方式)・・・健診の日時及び場所を指定して行う形態 (注2) 被保護世帯・・・当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は併給のいずれかを問わず受けている場合をいう。 (注3) 非課税世帯・・・同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。	実施方法		基準単価 (個別検診)	基準単価 (集団検診)	世帯保護等	基本的な検診項目のみ実施	8,360	7,120		基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	10,640	7,890	世帯非課税	基本的な検診項目のみ実施	7,520	6,420		基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	9,570	7,110	その他	基本的な検診項目のみ実施	5,850	4,980	基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	7,450	5,520		
		実施方法		基準単価 (個別検診)	基準単価 (集団検診)																																	
世帯保護等	基本的な検診項目のみ実施	8,360	7,120																																			
	基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	10,640	7,890																																			
世帯非課税	基本的な検診項目のみ実施	7,520	6,420																																			
	基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	9,570	7,110																																			
その他	基本的な検診項目のみ実施	5,850	4,980																																			
	基本的な検診項目・詳細な検診項目実施	7,450	5,520																																			
		(次ページへつづく)							ウ 訪問健康診査費 <table><tr><th>実施方法</th><th>基準単価</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>医師に看護師を帯同させる場合</td><td>13,299</td></tr><tr><td>医師のみの場合</td><td>9,807</td></tr></table> エ 介護家族訪問健康診査費 <table><tr><th>実施方法</th><th>基準単価</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>医師に看護師を帯同させる場合</td><td>13,299</td></tr><tr><td>医師のみの場合</td><td>9,807</td></tr></table>	実施方法	基準単価		円	医師に看護師を帯同させる場合	13,299	医師のみの場合	9,807	実施方法	基準単価		円	医師に看護師を帯同させる場合	13,299	医師のみの場合	9,807													
実施方法	基準単価																																					
	円																																					
医師に看護師を帯同させる場合	13,299																																					
医師のみの場合	9,807																																					
実施方法	基準単価																																					
	円																																					
医師に看護師を帯同させる場合	13,299																																					
医師のみの場合	9,807																																					

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																
						国	県	市町村																			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							(2)歯周疾患検診費 20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者に対象者別に次の基準単価に受診人員を乗じた額 <table><tr><th>対象者</th><th>基準単価</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>被保護世帯・非課税世帯</td><td>5,320</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,720</td></tr></table> (3)骨粗鬆症検診費 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性に対象者別に次表の基準単価に受診人員を乗じた額 <table><tr><th>対象者</th><th>基準単価</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>被保護世帯・非課税世帯</td><td>5,156</td></tr><tr><td>その他</td><td>3,656</td></tr></table> (4)渡航費 検診車の離島渡航費で厚生労働大臣が認めた額 (5)健康診査実施連絡等費 ア 事業実施通知費 歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者に対する個別の実施通知費 52円×通知人員 イ 受診結果連絡費 歯周疾患及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る医療機関から市町村への精検受診結果の連絡費 158円×連絡人員 ウ 検診記録簿作成費 健康診査費の選択項目検診対象者、歯周疾患検診及び骨粗鬆症検診対象者の要精検者に係る記録簿の作成費 48円×受診人員	対象者	基準単価		円	被保護世帯・非課税世帯	5,320	その他	3,720	対象者	基準単価		円	被保護世帯・非課税世帯	5,156	その他	3,656		
対象者	基準単価																										
	円																										
被保護世帯・非課税世帯	5,320																										
その他	3,720																										
対象者	基準単価																										
	円																										
被保護世帯・非課税世帯	5,156																										
その他	3,656																										
		(次ページへつづく)																									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																																																																
						国	県	市町村																																																																																			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)																																																																																									
		(6)肝炎ウイルス検診費 ア 特定健康診査及び健康診査と同時実施 <table><tr><th>実施区分</th><th>世帯区分</th><th>検診形態</th><th>検査種別</th><th>基準単価(円)</th></tr><tr><td rowspan="6">54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="3">個別方式</td><td>基本型</td><td>3,265</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>2,587</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>2,341</td></tr><tr><td rowspan="3">集団方式</td><td>基本型</td><td>1,642</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>964</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>718</td></tr><tr><td rowspan="14">上記以外の者</td><td rowspan="6">被保護世帯等及び非課税世帯</td><td rowspan="3">個別方式</td><td>基本型</td><td>4,664</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>3,696</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>3,344</td></tr><tr><td rowspan="3">集団方式</td><td>基本型</td><td>2,345</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>1,377</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>1,025</td></tr><tr><td rowspan="8">その他</td><td rowspan="3">個別方式</td><td>基本型</td><td>3,265</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>2,587</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>2,341</td></tr><tr><td rowspan="5">集団方式</td><td>基本型</td><td>1,642</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>964</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>718</td></tr></table> イ 上記ア以外の場合 <table><tr><th>実施区分</th><th>世帯区分</th><th>検診形態</th><th>検査種別</th><th>基準単価(円)</th></tr><tr><td rowspan="6">54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="3">個別方式</td><td>基本型</td><td>6,206</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>5,529</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>5,282</td></tr><tr><td rowspan="5">上記以外の者</td><td rowspan="3">被保護世帯等及び非課税世帯</td><td>基本型</td><td>8,866</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>7,898</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>7,546</td></tr><tr><td rowspan="2">その他</td><td>基本型</td><td>6,206</td></tr><tr><td>B型希望なし</td><td>5,529</td></tr><tr><td>C型希望なし</td><td>5,282</td></tr></table> ※1(個別方式)…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態 ※2(集団方式)…検診の日時及び場所を指定して行う形態 ※3 被保護世帯…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は供給いづれかを問わず受けている場合をいう。 ※4 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。 ※5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。 ウ 自己負担相当額 40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対して個別勧奨を実施する場合の受信者負担相当額 肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する額×受診人員 エ 個別勧奨事務費 (ア) 40歳に達する者及び41歳以上で特定健診等及び健康診査等が実施される機会に併せて行う個別の受診勧奨に係る事務費 72円×通知人員 (イ) (ア)以外で40歳の年齢に達する者に対する個別の受診勧奨にかかる事務費 139円×通知人員 オ 陽性者フォローアップ経費 陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料											実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)	54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で		個別方式	基本型	3,265	B型希望なし	2,587	C型希望なし	2,341	集団方式	基本型	1,642	B型希望なし	964	C型希望なし	718	上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,664	B型希望なし	3,696	C型希望なし	3,344	集団方式	基本型	2,345	B型希望なし	1,377	C型希望なし	1,025	その他	個別方式	基本型	3,265	B型希望なし	2,587	C型希望なし	2,341	集団方式	基本型	1,642	B型希望なし	964	C型希望なし	718	実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)	54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で		個別方式	基本型	6,206	B型希望なし	5,529	C型希望なし	5,282	上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	基本型	8,866	B型希望なし	7,898	C型希望なし	7,546	その他	基本型	6,206	B型希望なし	5,529
実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)																																																																																							
54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で		個別方式	基本型	3,265																																																																																							
			B型希望なし	2,587																																																																																							
			C型希望なし	2,341																																																																																							
		集団方式	基本型	1,642																																																																																							
			B型希望なし	964																																																																																							
			C型希望なし	718																																																																																							
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	個別方式	基本型	4,664																																																																																							
			B型希望なし	3,696																																																																																							
			C型希望なし	3,344																																																																																							
		集団方式	基本型	2,345																																																																																							
			B型希望なし	1,377																																																																																							
			C型希望なし	1,025																																																																																							
	その他	個別方式	基本型	3,265																																																																																							
			B型希望なし	2,587																																																																																							
			C型希望なし	2,341																																																																																							
		集団方式	基本型	1,642																																																																																							
			B型希望なし	964																																																																																							
			C型希望なし	718																																																																																							
			実施区分	世帯区分	検診形態	検査種別	基準単価(円)																																																																																				
			54歳未満0歳刻歳検み以上診の実者で		個別方式	基本型	6,206																																																																																				
B型希望なし	5,529																																																																																										
C型希望なし	5,282																																																																																										
上記以外の者	被保護世帯等及び非課税世帯	基本型			8,866																																																																																						
		B型希望なし			7,898																																																																																						
		C型希望なし			7,546																																																																																						
	その他	基本型	6,206																																																																																								
		B型希望なし	5,529																																																																																								
C型希望なし	5,282																																																																																										
(次ページへつづく)																																																																																											

※1(個別方式)…医療機関等の施設において、検診の日時を定めずに行う形態
 ※2(集団方式)…検診の日時及び場所を指定して行う形態
 ※3 被保護世帯…当該受診者と同一世帯員と認められた世帯員が生活保護法による生活扶助、医療扶助等を単給又は供給いずれかを問わず受けている場合をいう。
 ※4 非課税世帯…同一世帯員として認められたすべての世帯員が当該年度において市町村民税が課税されていない者である場合をいう。
 ※5 上記イにおいて集団方式で実施した場合は、上記アに準ずるものとする。

ウ 自己負担相当額
 40歳以上で、5歳刻みの年齢に達する者に対して個別勧奨を実施する場合の受信者負担相当額
 肝炎ウイルス検診に要する費用の3割に達する額×受診人員

エ 個別勧奨事務費
 (ア) 40歳に達する者及び41歳以上で特定健診等及び健康診査等が実施される機会に併せて行う個別の受診勧奨に係る事務費 72円×通知人員

(イ) (ア)以外で40歳の年齢に達する者に対する個別の受診勧奨にかかる事務費 139円×通知人員

オ 陽性者フォローアップ経費
 陽性者のフォローアップ事業に必要な旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考														
						国	県	市町村																	
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)		4 訪問指導	2/3	1/3	1/3	1/3	4 訪問指導費 人口区分ごとに次のとおりとする。 <table><tr><th>人口区分</th><th>交付基準単価</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1万人未満</td><td>11,000</td></tr><tr><td>1万人以上 3万人未満</td><td>18,000</td></tr><tr><td>3万人以上10万人未満</td><td>52,000</td></tr><tr><td>10万人以上 30万人未満</td><td>209,000</td></tr><tr><td>30万人以上</td><td>608,000</td></tr></table>	人口区分	交付基準単価		円	1万人未満	11,000	1万人以上 3万人未満	18,000	3万人以上10万人未満	52,000	10万人以上 30万人未満	209,000	30万人以上	608,000		
			人口区分	交付基準単価																					
				円																					
1万人未満	11,000																								
1万人以上 3万人未満	18,000																								
3万人以上10万人未満	52,000																								
10万人以上 30万人未満	209,000																								
30万人以上	608,000																								
	5 総合的な保健推進事業	2/3	1/3	1/3	5 総合的な保健推進事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費(消耗品、会議費、印刷製本費)、役務費、委託料																				
	直接	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	1/2	1/2		1/2	新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業の実施に必要な次の経費 1 検診費 子宮頸がん及び乳がん検診においてクーポン券により無料化する受診者の自己負担相当分 2 事務費 個別の受診勧奨・再勧奨、クーポン券・検診手帳の送付、精密検査未受診者への再勧奨に要する次の経費 報酬、給料(ただし、会計年度任用職員へ支給されたものに限る)、職員諸手当、共済費、需用費(備品購入費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料)、会議費、委託料、賃借料及び報償料、使用料 ただし、報償費はかかりつけ医を通じた個別の受診勧奨に限る。																		
	直接	マイナンバー連携体制整備事業	2/3	2/3		1/3	予防接種法に基づく定期接種に係るマイナンバー情報連携体制整備事業に必要な使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託費、備品購入費																		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考				
						国	県	市町村							
健康増進課	厚生労働省	山梨県小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金	間接	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に対する補助	1/2 (福祉事務所設置市町村) 3/4 (福祉事務所未設置町村)	1/2		1/2	<table><tr><th>1 種目</th><th>2 基準額</th></tr><tr><td>日常生活用具給付等事業</td><td>次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,900円×購入数 ※※便器を給付する際、併せて便器の手すりをつけた場合、手すり費用も対象経費に含める。 (2)特殊マット 21,560円×購入数 (3)特殊便器 166,320円×購入数 (4)特殊寝台 169,400円×購入数 (5)歩行支援用具 66,000円×購入数(手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 99,000円×購入数 (7)特殊尿器 73,700円×購入数 (8)体位変換器 16,500円×購入数 (9)車椅子(電動以外の場合) 77,440円×購入数 (10)頭部保護帽 13,380円×購入数 (11)電気式たん吸引器 62,040円×購入数 (12)クールベスト 22,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 41,580円×購入者数 (14)ネブライザー(吸引器) 39,600円×購入数 (15)パルスオキシメーター 173,250円×購入者数 (16)ストーマ装具(消化器系) 113,520円×購入数 (17)ストーマ装具(尿路系) 149,160円×購入数 (18)人工鼻 128,700円×購入数</td></tr></table>	1 種目	2 基準額	日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,900円×購入数 ※※便器を給付する際、併せて便器の手すりをつけた場合、手すり費用も対象経費に含める。 (2)特殊マット 21,560円×購入数 (3)特殊便器 166,320円×購入数 (4)特殊寝台 169,400円×購入数 (5)歩行支援用具 66,000円×購入数(手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 99,000円×購入数 (7)特殊尿器 73,700円×購入数 (8)体位変換器 16,500円×購入数 (9)車椅子(電動以外の場合) 77,440円×購入数 (10)頭部保護帽 13,380円×購入数 (11)電気式たん吸引器 62,040円×購入数 (12)クールベスト 22,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 41,580円×購入者数 (14)ネブライザー(吸引器) 39,600円×購入数 (15)パルスオキシメーター 173,250円×購入者数 (16)ストーマ装具(消化器系) 113,520円×購入数 (17)ストーマ装具(尿路系) 149,160円×購入数 (18)人工鼻 128,700円×購入数	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	
		1 種目	2 基準額												
		日常生活用具給付等事業	次により算出した額の合算額から用具の給付を受けた者又はその扶養義務者(世帯の生計中心者)の負担すべき額の合算額を控除した額 (1)便器 4,900円×購入数 ※※便器を給付する際、併せて便器の手すりをつけた場合、手すり費用も対象経費に含める。 (2)特殊マット 21,560円×購入数 (3)特殊便器 166,320円×購入数 (4)特殊寝台 169,400円×購入数 (5)歩行支援用具 66,000円×購入数(手すり、スロープ、歩行器等) (6)入浴補助用具 99,000円×購入数 (7)特殊尿器 73,700円×購入数 (8)体位変換器 16,500円×購入数 (9)車椅子(電動以外の場合) 77,440円×購入数 (10)頭部保護帽 13,380円×購入数 (11)電気式たん吸引器 62,040円×購入数 (12)クールベスト 22,000円×購入数 (13)紫外線カットクリーム 41,580円×購入者数 (14)ネブライザー(吸引器) 39,600円×購入数 (15)パルスオキシメーター 173,250円×購入者数 (16)ストーマ装具(消化器系) 113,520円×購入数 (17)ストーマ装具(尿路系) 149,160円×購入数 (18)人工鼻 128,700円×購入数												
		※国の要綱改正に伴い、単価は変更することがある。													
山梨県地域自殺対策強化事業費補助金	間接	特に必要性の高い自殺対策 ・電話・SNS相談事業 ・普及啓発事業 ・若年層対策事業 ・ゲートキーパー養成事業 ・ハイリスク地対策事業 ・地域特性重点特化事業	10/10、2/3、又は1/2	10/10、2/3、又は1/2			知事が必要と認めた額	山梨県地域自殺対策強化事業費補助金交付要綱	・地域自殺対策強化交付金						
山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金	間接	自殺企図者への声かけ・保護事業	10/10	10/10			知事が予算の範囲内で必要と認める額	山梨県青木ヶ原ふれあい声かけ事業費補助金交付要綱	・地域自殺対策強化交付金						
医療施設運営費等補助金	直接	8020運動・口腔保健推進事業	1/2	1/2		1/2	口腔保健推進事業の実施に必要な次の経費	医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱							
		(次ページへつづく)					<table><tr><th>1 種目</th><th>2 基準額</th></tr><tr><td>歯科疾患予防事業</td><td>歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる経費 1,210千円(保健所設置市を除く) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)</td></tr></table>	1 種目	2 基準額	歯科疾患予防事業	歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる経費 1,210千円(保健所設置市を除く) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)				
1 種目	2 基準額														
歯科疾患予防事業	歯科疾患予防事業に必要な次に掲げる経費 1,210千円(保健所設置市を除く) 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)														

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
健康増進課	厚生労働省	(前ページつづき)							歯科健診(検診)事業	歯科健診(検診)事業に必要な次に掲げる経費 2,097千円 諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、借料及び損料、雑役務費、委託費(上記に掲げる経費に該当するもの。)	
									食育推進等口腔機能維持向上事業		
									歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業		
									歯科口腔保健推進体制強化事業		
課	山梨県	山梨県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金	県単	がん患者の社会参加と治療の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、市町村が行う外見の変化を補完する装具の購入支援に対し助成(対象品目)ウィッグ、補整用パッド・下着、人工乳房	1/2		1/2	1/2	知事が予算の範囲内で必要と認める額ただし、対象品目ごとに市町村助成額の上限を設定 ウィッグ:1件あたり2万円 補正用パッド・下着:1件あたり2万円 人工乳房:1件あたり10万円	山梨県がん患者アピアランスケア支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
感染症対策センター	厚生労働省	山梨県予防接種事故対策費負担(補助)金	間接	市町村が予防接種による健康被害者を救済することを目的として実施した事業に対する負担(補助)金 ① 予防接種事故救済給付事業 予防接種健康被害者に対する給付 ② 予防接種事故発生調査費 予防接種による健康被害に関する調査等への助成	3/4	2/4	1/4	1/4	①予防接種法第15条第1項及び昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額 ②感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱に定める額×事故調査件数	予防接種法 感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱 山梨県予防接種事故対策費負担(補助)金交付要綱	
		感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 (特定感染症検査等事業費(緊急風しん抗体検査等事業))	直接	過去公的に予防接種が行われていない昭和37年4月2日から昭和54年4月1日年までに生まれた男性のうち、抗体価が低い者に対し、予防接種を行う抗体検査事業に対し助成	1/2	1/2		1/2	厚生労働大臣が必要と認めた額	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金交付要綱 特定感染症検査等事業実施要綱	※R7.3.31をもって補助事業終了
	県	山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金	県単	造血幹細胞移植後予防接種の費用を助成する市町村に対し、補助を行う	1/2		1/2	1/2	【補助対象経費】 市町村が対象疾病の予防接種にかかる費用に対し助成した額とし、補助の上限額及び上限回数是要綱の別表に定める。	山梨県造血幹細胞移植後予防接種支援事業費補助金交付要綱	※R6.12.4事業創設

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間 接単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林環境政策課	県	環境保全課題対策事業費補助金	県単	市町村や民間団体が行う環境課題の解決に向けた活動に対し補助する。 ○プラスチックごみ対策事業 ○ごみ減量化・リサイクル推進事業 ○地球温暖化対策事業 ○環境教育推進事業	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2以内 上限額：500千円 （市町村及び一部事務組合） 1,000千円（民間団体）	環境保全課題対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
森林整備課	林野庁	松くい虫等総合対策事業費補助金	間接	松くい虫、ナラ枯れ防除事業(非公共)予防、駆除等	3/4	2/4	1/4	1/4	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	○森林病害虫等防除法 ○山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	
		松くい虫等被害地域対策事業費補助金	間接	松くい虫防除事業(公共)駆除、樹種転換	7/10	5/10	2/10	3/10	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。	○森林病害虫等防除法 ○山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	
		造林事業費補助金	間接	造林事業 植栽、下刈、間伐等	4/10 5/10	3/10 3/10	1/10 2/10	6/10 5/10	国が定める基準をもとに県が定めた補助基準額に対して助成する。 ※事業により査定係数あり ※補助率4/10は国事業「森林環境保全直接支援事業」、補助率5/10は国事業「特定機能回復事業」を実施時に適用。	森林法 森林法施行令 山梨県造林事業費補助金交付要綱	
		林業・木材産業循環成長対策交付金(森林整備地域活動支援対策)	間接	・森林所有者等による森林施策の実施に不可欠な地域活動(森林経営計画作成促進、森林所有者の探索、森林境界の明確化、森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備)を支援する市町村に対して交付金を交付 ・支援交付金の目的を達するために市町村が実施する制度の周知や確認事務等に対して助成する。	実施要領による算定額	実施要領による算定額	実施要領による算定額	実施要領による算定額	国が定める基準をもとに助成する。	山梨県森林整備地域活動支援交付金交付要綱	
	県	松くい虫等被害森林景観対策事業費補助金	県単	松くい虫防除事業(県単公共)枯損木除去、駆除等	3/4		3/4	1/4	県が定める基準をもとに助成する。	山梨県松くい虫等被害総合対策事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
林業振興課	林野庁	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金	間接	・高性能林業機械等の整備 等	1/2以内	1/2		1/2	採択基準を満たしているものについて予算の範囲内で助成	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱	
	県	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金	県単	県内に自ら居住することを目的に「やまなしKAITEKI住宅」の認定を受けた住宅(県内事業者が建築の工事を施工したものに限り。)を建築又は取得した者に対して補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付する。 このうち、林業振興課分は、認定住宅に係る県産木材使用量・使用率の区分に応じて3段階で補助金を増額して交付するもの。	10/10以内		200千円 300千円 400千円		○補助対象 やまなしKAITEKI住宅の認定を受けた住宅であって県内事業者が建築の工事を施工したもののうち、林業振興課分は以下のものについて予算の範囲内で助成 ・やまなしKAITEKI住宅／FORET ・やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET 【補助率】 認定住宅に係る県産木材使用量・使用率の区分に応じて3段階で助成	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付要綱	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金全般については、建築住宅課の欄を参照

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治 山 林 道 課	林 野 庁	林地崩壊防止事業補助金	間接	「激甚被害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により指定された激甚災害により、集落等に隣接する林地に崩壊等が発生し、人命、財産等に直接被害を及ぼすおそれがあるもので、保全対象並びに復旧工事の規模等からみて、災害関連緊急事業等として採択されない箇所に対して、林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、水路工等)を新設し再度災害を防止するための事業	3/4 以内	2/4 以内	1/4 以内	1/4 以内	・激甚災害により林地崩壊が発生し又は拡大したもの ・人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与えるおそれのあるもの ・1箇所の事業費が2,000千円以上であること ・同一市町村でその事業費の合計額が3,000千円以上又は前年度の標準税収入の10%以上のもの	林地崩壊防止事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道施設災害復旧事業補助金	間接	林道施設の災害復旧事業	奥地 65% 以上 その他 50% 以上	65% 以上 50% 以上		35% 以下 50% 以下	国の定める採択基準による	農林水産事業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		林道災害関連事業補助金	間接	災害の復旧を一層高めるため、災害復旧事業に含め一連の新設の施設又は改良を行う災害関連事業	奥地 55% 以上 その他 50% 以上	55% 以上 50% 以上		45% 以下 50% 以下	国の定める採択基準による	国は予算補助 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
		〈過〉〈山〉地方創生道整備推進交付金(林道開設事業) 〈過〉〈山〉森林環境保全整備事業	間接	森林基幹道整備	50.50%	50%	0.50%	49.50%	国の定める採択基準による	地域再生法 地方創生道整備推進交付金交付要綱 森林環境保全整備事業実施要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
				林業生産基盤整備道整備 森林管理道整備 森林施業道整備 林業専用道整備	一般 45.50% 過疎・山振 50.50%	45% 50%	0.50% 0.50%	54.50% 49.50%			
				作業ポイント整備 接続路整備	45.50%	45%	0.50%	54.50%			
		地方創生道整備推進交付金(林道改良事業)	間接	林道改良事業 幹線 その他	50.50% 30.50%	50% 30%	0.50% 0.50%	49.50% 69.50%	国の定める採択基準による	地域再生法 地方創生道整備推進交付金交付要綱 山梨県森林土木事業補助金交付要綱 森林環境保全整備事業実施要綱	
		〈過〉〈山〉森林環境保全整備事業									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治山 林 野 庁 道 課	林	地方創生道整備推進交付金(林道舗装事業)	間接	林道舗装事業 幹線 その他	50.50% 33.83/100	50% 1/3	0.50% 0.50%	49.50% 66.17/100	国の定める採択基準による	地域再生法 地方創生道整備推進 交付金交付要綱 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	
		農山漁村地域整備交付金 (林道点検診断・保全整備事業)	間接	点検診断、保全整備	50.50%	50%	0.50%	49.50%	国の定める採択基準による	農山漁村地域整備交 付金交付要綱 山梨県森林土木事業 補助金交付要綱	
		災害関連山地災害危険地区対策事業補助金	間接	山地災害危険地区における降雨等により発生した荒廃山地等で次期降雨等による荒廃の拡大又は土砂の流出等により人家、公共施設等に被害を与えるおそれのある箇所につき、再度災害の防止と林地の保全上必要な施設(土留工、法枠工、治山ダム工等)の設置等を公共土木施設等の災害復旧事業等と並行して緊急に復旧・整備する事業	70/100 以内 ただし、 ※1 人家に半壊以上の被害が発生している場合は75/100以内 ※2 人家に半壊以上の被害があり、かつ、公共施設に関連する箇所については77.5/100以内	50/100	27.5/100 以内	全体から国、県の補助金を引いた額	・重要な災害復旧工事の遂行に特に並行して施行する必要があるもの ・鉄道道路法の適用を受ける道路又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を与えると認められるもの ・公共の用に供する建物に被害を与えると認められるもの ・人家5戸以上に被害を与えると認められるもの	災害関連山地災害危険地区対策事業実施要領 山梨県森林土木事業補助金交付要綱	
	県	林地荒廃防止施設災害復旧事業補助金	間接	森林法に基づき管理されている施設以外の施設で都道府県の単独による治山事業、市町村の治山事業又は林地崩壊防止事業等により施行された施設の災害復旧事業	65%	65%		35%	国の定める採択基準による	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	
		小規模治山(流木等発生源対策)事業補助金	県単	民有林内において、天然現象等に起因して発生した崩壊地及び荒廃林地の復旧、荒廃のおそれのある林地の災害予防として、市町村が実施する小規模治山事業	50%		50%	50%	・山地災害危険地区内において、家屋5戸未満に被害を与え、又は与えると認められるものであって、1箇所の経費が3,000千円以上のもの ・その他、知事が必要と認めるもの	山梨県森林土木事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
大気水質保全課	環境省	循環型社会形成推進交付金	直接	市町村が作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される浄化槽の設置に要する費用について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	
	(環境関係省府)	地方創生污水处理施設整備推進交付金	直接	市町村が作成する「地域再生計画」に基づき実施される污水处理施設(浄化槽)の整備について助成する	1/3	1/3		1/3 (浄化槽設置整備事業)	区分、基準額、対象経費の実支出額を人層区分ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額に1/3の補助率を乗じて得た額	地域再生法 地方創生污水处理施設整備推進交付金交付要綱	
	県	浄化槽設置整備事業費補助金	県単	市町村が浄化槽の計画的な整備を図るため、浄化槽を設置する者に対し助成する場合、その市町村に対して設置費用を助成する(処理対象人員50人以下)	1/3		1/3	1/3	上記交付金のうち浄化槽設置整備事業(個人設置)のみを対象として1/3の補助率を乗じて得た額	山梨県浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
環境整備課	環境省	災害等廃棄物処理事業費補助金	直接	市町村等が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱	
		廃棄物処理施設災害復旧費補助金	直接	市町村等が災害により被害を受けた廃棄物処理施設に係る災害復旧事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条 廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱	
		循環型社会形成推進交付金	直接	市町村等が廃棄物の3Rを広域のかつ総合的に推進するために作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される施設整備事業について国が交付する。 ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設 ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・浄化槽 ・最終処分場 ・既存施設の基幹的設備改良 等	1/3	1/3		2/3	交付対象経費の1/3 ※交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金交付要綱	
		放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)	直接	事故由来放射性物質に汚染されたことで新たに発生した汚染廃棄物で、市町村等が行う、農林業系廃棄物(稲わら、牧草等)の処理等に関する事業について国が補助する。	1/2	1/2		1/2	補助対象経費の1/2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金(農林業系廃棄物の処理加速化事業)交付要綱	
		二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金	直接	廃棄物処理施設におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制を目的として、市町村が廃棄物処理施設の整備事業等を実施するために作成する「循環型社会形成推進地域計画」に基づき実施される事業について国が交付する。 ・エネルギー回収廃棄物処理施設整備事業 ・廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 ・施設設備に関する計画支援事業 ・廃棄物処理施設における長寿命化総合計画策定支援事業	高効率エネルギー回収に必要な設備に係る事業は1/2、その他の事業は1/3	同左		国の負担を除いた残額	高効率エネルギー回収に必要な設備に係る事業は1/2、その他の事業は1/3 ※交付対象は、原則的には人口5万人以上又は面積400km ² 以上の計画対象地域を構成する場合に限る	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(先進的設備導入推進事業)交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
自然 共生 推進 課	県	特定鳥獣適正管理事業費補助金	県単	市町村等が第二種特定鳥獣管理計画に基づき行う管理捕獲に要する経費に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2 ・ニホンジカ 1頭あたり15,000円(限度額) ・イノシシ 1頭あたり15,000円(限度額) ・イノシシ幼獣 1頭あたり1,000円(限度額) ・ニホンザル 1頭あたり30,000円(限度額)	特定鳥獣適正管理事業費補助金交付要綱	
		ツキノワグマ放獣事業費補助金	県単	市町村が有害捕獲等を行ったツキノワグマを放獣した場合の経費に対し補助する。	定額				次の経費を対象として、 上限100,000円 ・放獣作業従事者謝金 (限度額40,000円) ・麻酔薬費及び投与謝金 (限度額60,000円) ・物件費(限度額10,000円)	ツキノワグマ放獣事業費補助金交付要綱	
		新規狩猟者確保対策事業費補助金	県単	市町村が行う、狩猟免許を新規に取得した者又は銃砲の所持の許可を新規に取得した者に対して、取得経費の一部を助成する事業に対し補助する。	1/2		1/2	1/2	補助対象経費の1/2 ・狩猟免許試験予備講習会受講料 1件あたり10,000円(限度額) ・射撃教習受講料 1件あたり35,000円(限度額)	新規狩猟者確保対策事業費補助金交付要綱	
		管理捕獲従事者等研修施設整備費補助金	県単	管理捕獲従事者等研修施設のための道路整備事業に要する経費に対し補助する。	国交付金を除いた額の10/10以内	0～1/2	1/2～10/10		研修施設へのアクセス道路として認める区間の道路整備事業	管理捕獲従事者等研修施設整備費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
産業政策課	県	山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金	県単	市町村、商工会議所及び商工会等が行う次の取り組みに対し市町村が補助する事業の経費の一部を補助する (1) 多様な担い手による賑わいの創出 空き店舗への移住者による出店、外国語表記の看板設置 等 (2) デジタル化への対応 DX研修会の開催、オンライン商店街の実施 等 (3) コアエリアの拠点機能の向上 活性化計画の策定、まちなか回遊イベントの開催 等 (4) 買い物弱者への対策 店舗への送迎サービス、買い物空白地への出店 等	1/3以内		1/3以内	2/3以上	○対象経費 ・報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事費、備品購入費 ○補助率 ・補助対象経費の1/3以内(市町村が事業実施主体へ補助を行う場合、市町村補助額の1/2以内) ○補助限度額 1,000千円 ○事業実施主体 ・市町村 ・商工会議所、商工会、商店街振興組合、中小小売業者等が複数で構成するグループ等	山梨県地域商業にぎわい創出支援事業費補助金交付要綱	
	県	山梨県運輸振興事業費補助金	県単	バス事業を行う市町村が実施する輸送サービスの改善等に係る事業	定額		定額		○補助金額の算定 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則に定める算定方式による定額補助 ○対象事業 運輸事業の振興の助成に関する法律第3条第1項の事業を定める政令の各号に掲げる事業	山梨県運輸振興事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
成長産業推進課	県	山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金	県単	・工業団地整備基礎調査事業 工業団地整備に必要な基礎調査費を補助	1/2		1/2	1/2	知事が同意した工業団地整備推進事業実施計画に基づく工業団地整備基礎調査費 上限額 1,000万円	山梨県市町村等工業団地整備促進事業補助金交付要綱	
				・工業団地整備事業 ①市町村が工業団地等の整備を行うために発行した地方債の利子支払額を補給 ②市公社が工業団地等の整備を行うために借入れを行った借入金の利子支払額を補給 ③工業団地整備に係る基盤整備費を補助	5年目まで10/10 6年目から10年目 1/2 1/2		10/10 1/2 1/2	1/2 1/2	①②基準額：知事が必要と認めた額 ③知事が認定した先行型工業団地整備に係る道路工事、調整池工事等の基盤整備費 上限額 5億円		

主管課	主管省	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
観光振興 グループ	環境省	自然環境整備交付金	間接	○国立公園・国定公園等において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応、老朽化対策のための施設整備	1/2 (45/100)	1/2 (45/100)		1/2 (55/100)	県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業 ※()内国定公園等	自然環境整備交付金交付要綱	南アルプス周辺エリア以外
		環境保全施設整備交付金	間接	○国立公園等施設の長寿命化対策整備(個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設)	1/2	1/2		1/2	県が作成する環境保全施設整備計画に基づく整備事業	環境保全施設整備交付金交付要綱	南アルプス周辺エリア以外
	県	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金	県単	○地域の観光の舞台づくりに必要と認められる施設の整備	1/2以内		1/2以内	1/2以上	事業費が5,000千円以上であること。 ○対象施設 公衆トイレ、休憩舎、観光案内所、駐車場、避難小屋、登山道、遊歩道、展望施設(四阿)、総合案内板、ベンチ等休憩施設、広場及び園地、誘導標識類、環境配慮型山小屋トイレ、その他必要と認められる施設 ○補助金限度額 10,000千円	富士の国やまなし観光振興施設整備補助金交付要綱	

主管課	主管省	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
南アルプス 観光振興グループ	環境省	自然環境整備交付金	間接	○国立公園・国定公園等において、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応、老朽化対策のための施設整備	1/2 (45/100)	1/2 (45/100)		1/2 (55/100)	県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業 ※()内国定公園等	自然環境整備交付金交付要綱	南アルプス周辺エリア
		環境保全施設整備交付金	間接	○国立公園等施設の長寿命化対策整備(個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設)	1/2	1/2		1/2	県が作成する環境保全施設整備計画に基づく整備事業	環境保全施設整備交付金交付要綱	南アルプス周辺エリア

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
文化振興・文化財課	文化庁（県）	国宝重要文化財等保存活用事業費補助金	直接 県単	(国) 建造物、美術工芸品の保存修理事業又は防災施設の整備及び埋蔵文化財の発掘調査、史跡の保存整備 ・発掘調査等 ・史跡名勝天然記念物の保存整備 ・建物の復元、整地、盛土、芝張り等の工事 ・説明板、案内板等の設置 ・重要文化財建造物等公開活用 ・文化的景観の調査、保存活用整備 ・伝統的建造物群の調査、防災計画策定 ・有形・無形民俗文化財の伝承・活用等 ・史跡等及び埋蔵文化財公開活用※ (県) 上記のうち、発掘調査(民間発掘)、遺跡発掘事前調査(市町村事業、民間開発)は対象外	75/100～ 92.5/100 ※ 50/100	(直接) 50/100～ 85/100 ※ 50/100	(県単) 25/100～ 7.5/100 ※ 0/100	12.5/100～ 3.75/100 ※ 50/100	(国) 重要文化財の修理又は防災施設等の整備及び埋蔵文化財発掘調査・史跡の保存整備等に要する経費の50/100～85/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	文化財保存事業費関係補助金交付要綱 山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	事業規模指教に応じた加算率
		史跡等購入費補助金	直接 県単	史跡等買上げ	90/100	(直接) 80/100	(県単) 10/100	10/100	(国) 国指定史跡の買上げに要する経費の80/100 (県) 国庫補助残額の1/2以内	同 上	
	県	文化財保存事業費補助金	県単	文化財修理事業 防災施設事業 保存施設事業	75/100		50/100	25/100	山梨県指定文化財等の修理、防災施設、保存施設、説明板標識柱の設置	山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	
		無形民俗文化財保存事業費補助金	県単	無形民俗文化財に対する補助金 ・記録作成及び用具等補修事業 ・関東ブロック民俗芸能大会の出演団体に対する補助	75/100		50/100	25/100	・記録作成及び用具等補修事業(上限10万円) ・関東ブロック民俗芸能大会出演団体への補助(定額20万円) (但し本県が開催県の場合、定額10万円)	山梨県無形民俗文化財保存事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
文化振興・文化財課	文化庁（県）	文化資源活用事業費補助金	直接 県単	外国人観光客が見込まれる地域における文化財を活用した魅力向上につながる一体的な整備、公開活用のためのコンテンツの作成等 ・観光拠点整備事業 ①文化観光充実のための国指定等文化財磨き上げ事業（うち美観向上整備に係るもの※） ②文化遺産観光拠点充実事業（日本遺産、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産等） ③地域文化財総合活用推進事業	1/3 ～ 2/3 ※ 3/4 ～ 5/6	（直接） 1/3 ～ 2/3 ※ 1/2 ～ 2/3	（県単） なし ※ 1/4 ～ 1/6	国庫補助 残額 ※ 1/4 ～ 1/6	（国） 補助対象経費の1/2～2/3 （県） なし ※国庫補助残額の1/2以内	文化資源活用事業費補助金交付要綱 山梨県文化財保存事業費補助金交付要綱	事業内容、財政規模に応じた加算率
		文化芸術振興費補助金	直接	文化財保存活用地域計画等の作成等 ・地域文化財総合活用推進事業 ・文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業	定額	（直接） 定額	なし	国庫補助 残額	予算の範囲内において定額	文化芸術振興費補助金交付要綱	
		山梨県移譲事務交付金	県単	県条例に基づき移譲した事務 ・文化財保護法関係（207事務） ・県文化財保護条例関係事務（16事務）	定額		定額		各市町村における前年度の処理件数に応じ算定し交付	山梨県移譲事務のうち文化財保護法及び山梨県文化財保護条例事務に係る交付金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ振興課	文部科学省	学校施設環境改善交付金	直接	社会体育施設及び公立学校の体育施設照明、クラブハウス、水泳場、武道場等の整備						スポーツ基本法 学校施設環境改善交付金交付要綱	
					1/3	1/3		2/3	○地域スポーツセンター新改築 対象面積 2,000㎡～4,000㎡ ただし、研究又は宿泊機能を併設する施設の場合 2,000㎡～6,000㎡		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○地域スポーツセンター改造 対象面積 1,500㎡以上(改造前) 2,000㎡以上(改造後) ※上記地域スポーツセンター新改築の交付を受け、 20年以上が経過していること ※交付対象経費6,000万円以上		
					1/3 定額 (1/3)	1/3 定額 (1/3)		2/3 定額 (2/3)	○地域武道センター(柔剣道場)新改築 対象面積 550㎡～2,100㎡ ○地域武道センター(弓道場)		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(地域スイミングセンター)新改築 一般型(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ 浄水型(屋内) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					※1/2	※1/2		※1/2	浄水型(屋外) 対象面積:床面積100㎡ 水面積200～600㎡ ※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、補助率1/2		
					1/3 ※1/2	1/3 ※1/2		2/3 ※1/2			
					1/2 1/2	1/2 1/2		1/2 1/2	○水泳プール(社会体育施設)新改築 浄水型(屋内) 対象面積 600㎡(水面積)(上限) 浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)(上限)		

(次ページへつづく)

(次ページへつづく)

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
スポーツ振興課	文部科学省	(前ページつづき)		(前ページつづき)	1/3	1/3		2/3	○地域屋外スポーツセンター新改築(球技場、コートを除く) 対象面積(運動場分) 5,000㎡～10,000㎡ 被照明面積(照明施設分) 5,000㎡～10,000㎡ 床面積(クラブハウス分) 330㎡(上限)		
					1/3	1/3		2/3	○水泳プール(公立学校体育施設)新改築 一般型(屋内) 対象面積 400㎡(水面積)(上限)		
					1/3	1/3		2/3	一般型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)(上限)		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋内) 対象面積 400㎡(水面積)(上限)		
					※1/2	※1/2		※1/2	※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	浄水型(屋外) 対象面積 400㎡(水面積)(上限)		
					※1/2	※1/2		※1/2	※地震特措法第4条規定のある浄水型の場合、 補助率1/2		
					1/3	1/3		2/3	○社会体育施設の耐震化		
					1/3	1/3		2/3	○社会体育施設の質的整備事業		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○学校水泳プール耐震補強 ※補助対象経費600万円以上が対象		
					1/3	1/3		2/3	○学校水泳プール上屋新改築 対象面積 600㎡(上限)		
					1/3	1/3		2/3	○中学校武道場新改築 柔道場・相撲場:対象面積 250㎡(上限) 剣道場・なぎなた場:対象面積 300㎡(上限) 柔剣道場:対象面積 450㎡(上限)		
					定額 (1/3)	定額 (1/3)		定額 (2/3)	○弓道場 ※補助対象経費600万円以上が対象		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
担い手・農地対策課	農林水産省	農業委員会交付金	間接	農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する市町村農業委員会が行う事務に要する経費 1. 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 2. 職員設置費 3. 農地調査・資料整備費	定額	定額			国割当額の範囲内で定額	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農地中間管理機構集積支援事業交付金(農業委員会)	間接	農地中間管理機構が担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が関連する業務を適切に実施できるよう次の事業に要する経費 1. 農地法等に基づく事務の適正実施のための業務費 2. 農地の有効利用を図るための業務費	定額	定額			国割当額の範囲内で定額	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		農地利用最適化交付金	間接	農地等の利用の最適化に係る活動を実施するために必要となる農業委員及び最適化推進委員の報酬、事務に要する経費	定額	定額			国割当額の範囲内で定額	農業委員会等に関する法律 山梨県農業委員会交付金等交付要綱	
		新規就農者育成総合対策事業費補助金	間接	①新規就農者に対して、本県農業への定着を図るため、経営開始後の一定期間において生活資金を交付する。(経営開始資金) ②就農後の経営発展に資する取組を行う場合、県支援分の2倍を国が支援する事業。(経営発展支援事業、初期投資促進事業) ③新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含め、円滑な経営継承・経営発展に向けた取り組みを支援する。(世代交代円滑化タイプ)	①定額 ②3/4 ③2/3 3/4	①定額 ②1/2 ③1/3 1/2	②1/4 ③1/6 (任意) 1/4	③1/6 (任意)	①就農時50歳未満の認定新規就農者(独立・自営就農者)に一定期間の資金を交付する。 ②就農時50歳未満の認定新規就農者の経営発展のための機械、施設等の導入を支援する。 ③親元就農を含む独立・自営就農する49歳以下の認定新規就農者、認定農業者等の機械の修繕・移設・撤去等や機械・施設の導入、リース等を支援する。	山梨県新規就農者育成総合対策事業費補助金交付要綱	
		農地利用効率化等支援交付金	間接	目標地図に位置付けられた農業経営体(認定新規就農者や認定農業者等)が融資を活用して農業用機械や施設を導入する際、経費の一部を市町村を通して助成し、経営の安定、経営発展、改善を支援する。	3/10以内	3/10以内			目標地図に位置づけられている今後地域の中心となる経営体(認定新規就農者や認定農業者等)が融資を活用して農業用機械、施設の導入を図る際に、その導入に伴う経費の一部を助成する。	山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
担 い 手 ・ 農 地 対 策 課	農 林 水 産 省	農地利用効率化等支援交付金	間接	意欲ある経営体の育成を図るため、共同利用機械等の導入を支援する。(条件不利地域支援タイプ)	1/2以内	1/2以内			経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体の育成を図るために行われる取り組みを支援する。 (上限4,000万円)	山梨県農業用機械・施設整備事業費補助金交付要綱	
		機構集積協力金交付事業費補助金	間接	農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化等を促進するために必要となる次の事業の経費について、市町村等へ支援する。 1 地域集積協力金交付事業 2 集約化奨励金交付事業	定額	定額			地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積を図る地域に対し、協力金等を交付する。	山梨県農地集積・集約化等対策事業費補助金交付要綱	
	県	やまなし新規就農アシスト事業費補助金	県単	規模拡大を希望する農家子弟又は就農5年以内の新規参入者に対し必要な機械、設備及び施設のリース経費の一部を助成する。	2/9以内		2/9以内	1/9以内	親族の農業経営体に就農した農家子弟(認定新規就農者又は認定農業者(親族との共同名義を含む))が、本事業実施要領に規定された経営面積を拡大する際、又は就農5年以内の新規参入者が必要な農業用機械及び農業用施設をリース方式で導入する場合に補助する。	やまなし新規就農アシスト事業費補助金交付要綱	
		やまなし担い手サポート農地整備事業費補助金	県単	地域計画に基づいた農地の利用促進や円滑な農地継承を図るため、地域の実情や担い手のニーズに応じた生産基盤を統合的に支援する。	定額、 1/2以内		定額、 1/2以内		1 農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地での条件整備 2 企業の経営面積が1ha(ハウス施設栽培は50a)以上であること 3 ・地域計画の策定が確実に見込まれる地域、または中山間地域等直接支払金や多面的機能支払交付金事業等による共同活動を行っている地域 ・事業対象地域に荒廃農地が含まれていること ・農地利用計画を作成しその達成が見込まれること 上記、1、2、3のいずれかに該当すること	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		親元就農促進支援事業費補助金	県単	親元就農者の確保及び定着を図るため、新たに親元に就農する者に助成する。	定額		定額	定額	就農時50歳未満の親元就農者で、所得や農業従事日数等の交付要件を満たしていること。	親元就農促進支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業 技術 課	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	間接	捕獲機器の導入、有害捕獲活動経費、被害防止施設の整備等について、市町村の鳥獣害対策協議会、市町村に対し補助金を交付する。	1/2 55/100 一部定額	1/2 55/100 一部定額			市町村鳥獣被害防止計画に基づく防止対策を講ずる市町村地域協議会等に対し補助金を交付する。	山梨県鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱	
		環境保全型農業直接支払補助金	間接	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を普及・拡大するため、農業者団体の取組を支援する。	3/4	1/2	1/4	1/4	化学肥料・化学合成農薬を原則5割（特例3割）以上低減する取り組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し、その掛かり増し経費を助成する。	山梨県環境保全型農業直接支払補助金交付要綱	
		環境保全型農業直接支払推進費補助金	間接	地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を普及・拡大するための環境保全型農業直接支払補助金の推進に向け、市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を助成する。	定額	定額			市町村による現地確認や農家指導等を実施するために必要な経費を交付する。	山梨県環境保全型農業直接支払補助金交付要綱	
		消費・安全対策交付金	間接	農薬の適正使用や病害虫の発生予防、まん延防止に向け、市町村に対し補助金を交付する。	1/2 以内	1/2 以内		1/2 以上	市町村による農薬安全使用や病害虫の防除・まん延防止等に関する事業を実施するために必要な経費を交付する。	安全・安心ブランド農産物推進事業費補助金交付要綱	
		みどりの食料システム戦略緊急対策交付金	間接	国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村の取組に対し、有機農業の生産から消費まで一体的に支援し、有機農業推進のモデル的先進地区を創出するための経費を助成する。	定額、 1/2以内 （機械 リースに ついて は1/2と する）	定額、 1/2以内 （機械 リースに ついて は1/2と する）			市町村による有機農業実施計画の策定に向けた検討会の開催経費や有機農業実施計画の実現に向けた取組に係る経費を交付する。	やまなし有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱	
		みどりの食料システム戦略交付金	間接	国の「みどりの食料システム戦略」に基づき、新たに有機農業への転換等を実施する農業者に対して、有機種苗の購入や土づくり、病害虫が発生しにくいほ場環境の整備といった有機農業の生産を開始するにあたり必要な経費について支援する。	定額	定額			国際水準の有機農業に新たに取り組もうとする農業者に対し、種苗や肥料といった生産資材の切替え等に係る転換初年度の掛かり増し経費を支援する。	やまなし有機転換推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農業 技 術 課	県	農業経営基盤強化資金利子助成補助金	県単	効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るため、日本政策金融公庫資金から農地取得や機械・施設の投資等に充てる長期資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、支援する。	1/2		1/2	1/2	農業経営基盤強化資金を借り入れた農業者に利子助成を行う市町村に対し、支援する。	山梨県農業経営基盤強化資金利子助成補助金交付要綱	
		農業災害対策資金利子補給補助金	県単	天災により損害を受けた農家の負担を軽減するための資金に係る利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 1/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災農家の負担を軽減するための資金に係る利子補給を行う市町村に対し、支援する。	山梨県農業災害対策資金利子補給補助金交付要綱	
	県	農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業用施設の復旧に係る資金の利子補給を行う市町村に対して支援する。	利子補給率 1/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災施設の復旧に係る資金の利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県農業施設復旧支援対策資金利子補給補助金交付要綱	
		償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業用施設の撤去等に伴う既往制度資金の借換資金の利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 1/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災施設の撤去等に伴う既往制度資金の借換資金に係る利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県償還円滑化緊急借換資金利子補給補助金交付要綱	
		被災農業者リスケジュール資金利子補給補助金	県単	平成26年2月の大雪により被災した農業者の既往農業近代化資金の償還負担を軽減するため、償還を3年間据え置きするリスケジュール資金の利子補給を実施する市町村に対し、支援する。	利子補給率 1/100		利子補給率 1/100	利子補給率 1/100	被災農業者が既往の農業近代化資金の償還を据置するための資金に係る利子補給を行う市町村に対して支援する。 (JA等利子補給率:0.25%)	山梨県被災農業者リスケジュール資金利子補給補助金交付要綱	
		緊急捕獲事業費補助金	県単	主に河川敷等に生息するニホンジカによる農作物被害対策を推進するため、中央線沿線の市等が行う事業に要する経費を支援する。	定額		定額		中央線沿線の市又は市が構成員となる鳥獣被害対策を推進する協議会が行う、生息状況調査やニホンジカを対象とした捕獲活動に対して経費を助成する。	緊急捕獲事業費補助金交付要綱	R6.12月補正令和7年度限り

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
果樹・6次産業振興課	農林水産省	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金	間接	やまなし果樹産地施設等整備事業 ・共同利用施設の整備等	1/2以内	1/2以内			産地の将来構想の実現に向けた共同利用施設の整備等に要する経費に対して補助する。	やまなし果樹産地施設等整備事業費補助金交付要綱	
		やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	間接	やまなし産地生産基盤パワーアップ事業 ・集出荷貯蔵施設等の整備 ・リース方式による農業機械等の導入 ・生産資材の導入	1/2以内	1/2以内			水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫し、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進し、地域の営農戦略に基づいて実施する産地の高収益化に向けた取り組みに対して補助する。	やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱	
		企業参入型野菜産地強化事業費補助金	間接	企業参入型野菜産地強化事業 ・生産技術高度化施設 ・農産物処理加工施設 等	1/2以内	1/2以内			企業参入による野菜の生産・流通の両面にわたる構造改革を推進し、産地競争力を図るための施設整備等に対して補助する。	企業参入型野菜産地強化事業費補助金交付要綱	
		やまなし地域資源活用価値創出整備事業費補助金 (旧やまなし農産漁村発イノベーション整備事業費補助金)	間接	地域資源を活用した農林水産物加工・販売施設、機械等の整備 ただし、以下の①～③に該当する事業は1/2以内 ①中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に基づき実施する事業 ②市町村戦略に基づき実施する事業 ③事業計画認定から2年以内に障害者雇用を行う事業	3/10以内 ①～③ 1/2以内	3/10以内 ①～③ 1/2以内			農村地域の雇用の確保と所得の向上を図るため、農林漁業者等が行う農林水産物の加工・販売施設等の整備に対して補助する。	やまなし地域資源活用価値創出整備事業費補助金交付要綱	
	内閣府	〈新〉もも・すもも生産拡大支援事業費補助金	間接	もも・すもも生産拡大支援事業 ・生産性の向上に資する機械等の導入	1/2以内 (上限額: 20a以上 50a未満: 250千 円、50a 以上: 1,000千 円)	1/2以内 (上限額: 20a以上 50a未満: 250千 円、50a 以上: 1,000千 円)			産地の生産力の強化を図るため、令和7年3月4日から令和8年2月1日までの間に、20a以上の桃・スモモの新規栽培や規模拡大を実施取組主体を対象として、生産性向上に資する機械類等の導入を支援する。	もも・すもも生産拡大支援支援事業費補助金交付要綱	
		もも産地競争力強化支援事業費補助金	県単	もも産地競争力強化支援事業 ・もも優良品種への改植の推進	定額		定額		国の補助事業の要件を満たさない優良品種への改植に対し助成し、ももの産地競争力の強化を図る。	もも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱	
		すもも産地競争力強化支援事業費補助金	県単	すもも産地競争力強化支援事業 ①すもも優良品種への改植の推進 ②すももの高品質安定生産に係る施設整備 ・すももの裂果を防止するための雨よけ施設の整備	①定額 ②1/2以内		①定額 ②1/2以内		国の補助事業の要件を満たさない優良品種への改植や雨よけ施設の設置に対し助成し、すももの産地競争力の強化を図る。	すもも産地競争力強化支援事業費補助金交付要綱	
		被災ハウス復旧支援事業費補助金	県単	被災ハウス栽培復旧事業により整備した低コスト耐候性ハウス施設の借り受け	1/3以内		1/3以内	1/3以内	H26.2月の大雪により被災した農家の経営安定を図るため、被災ハウス栽培復旧事業により、農業協同組合が整備した低コスト耐候性ハウス施設を借り受ける農家の賃借料に対して補助する。	被災ハウス復旧支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
畜産課	農林水産省	山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金	間接	畜産競争力強化に資する施設等の整備	1/2以内	1/2以内			国際競争力を強化するため地域一体となって行う生産コスト削減等の取組に必要な施設整備等に要する経費に対し補助金を交付する。	山梨県畜産・酪農収益力強化事業費補助金交付要綱	
		鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	間接	ジビエ処理加工施設(被害を及ぼす鳥獣の捕獲個体を食肉等に利用する上で必要な施設)等の整備について、市町村の鳥獣害対策協議会、市町村に対し補助金を交付する。	1/2 55/100 一部定額	1/2 55/100 一部定額			市町村鳥獣被害防止計画に基づく防止対策を講ずる市町村地域協議会等に対し補助金を交付する。	鳥獣被害防止総合対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
食糧 花き 水産 課	農林水産省	経営所得安定対策推進事業費補助金	間接	経営所得安定対策等の円滑な実施を図るため、農業者等への制度の周知、システム修正・開発、作付け面積の確認等を行う市町村、山梨県水田畑作農業再生協議会等に対し必要な経費を助成する。	定額	定額			市町村又は地域農業再生協議会等が実施する経営所得安定対策推進事業に必要な経費を助成する。	経営所得安定対策推進事業費補助金交付要綱	
	県	活力ある水田農業支援事業費補助金	県単	高品質米、水田を利用した、麦、大豆、加工用米などの転換作物の生産性の向上、ならびに生産拡大の取組み等に対し助成する。 ①戦略作物等生産力向上支援事業 ②産地づくり対策促進事業	① 1/3以内 ② 1/2以内		① 1/3以内 ② 1/2以内	① 1/6以上	・事業実施主体は、麦、大豆、加工用米及び高品質米等の生産により需要に応じた米の生産に取り組む者とする。 ・①については、受益面積が概ね1ha以上であること。 ・②については、国の水田活用の直接支払交付金の対象農家に対し、市町村又は農協が助成を行うこと。	活力ある水田農業支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考													
						国	県	市町村																
農村振興課	国土交通省	地籍調査事業費負担金	間接	地籍調査事業	3/4	2/4	1/4	1/4	1. 市町村が行う地籍調査事業の実施に伴う経費 2. 地籍図の作成 3. 地籍簿の作成	国土調査法による地籍調査費負担金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助交付要綱、山梨県地籍調査事業負担金交付要綱														
	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	間接	生産条件の不利な中山間地域等の耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、協定に基づき農業生産活動等を行う農業者等に交付金を支払う。	3/4・2/3	1/2・1/3	1/4・1/3	1/4・1/3	生産条件の不利な中山間地域等で1ha以上の農振農用地を対象として協定を締結し、継続して行われる農業生産活動等や地域の実情に即した生産性、収益向上や担い手育成、集落営農化などの整備に向けた活動を行う。 通常単価 <table><tr><th>地 目</th><th>区 分</th><th>10a当り単価</th></tr><tr><td rowspan="2">水 田</td><td>1/20以上</td><td>21,000円</td></tr><tr><td>1/100～1/20未満</td><td>8,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">畑</td><td>15度以上</td><td>11,500円</td></tr><tr><td>8～15度未満</td><td>3,500円</td></tr></table> ・最低限の農地管理活動を行う協定には通常単価の8割を交付する。 ・体制整備のための前向きな活動(集落戦略の作成)により単価の10割を交付する。 ・以下の積極的な取組みには加算を行う。 ①棚田地域振興活動 田・畑 10,000円/10a (急傾斜地) 田・畑 14,000円/10a (超急傾斜地) ②超急傾斜農地保全管理 田・畑 6,000円/10a ③ネットワーク化 10,000円/10a(～5ha部分) 4,000円/10a(5～10ha部分) 1,000円/10a(10～40ha部分) ④スマート農業 5,000円/10a ⑤集落機能強化 3,000円/10a	地 目	区 分	10a当り単価	水 田	1/20以上	21,000円	1/100～1/20未満	8,000円	畑	15度以上	11,500円	8～15度未満	3,500円	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱	
	地 目	区 分	10a当り単価																					
	水 田	1/20以上	21,000円																					
1/100～1/20未満		8,000円																						
畑	15度以上	11,500円																						
	8～15度未満	3,500円																						
		中山間地域等直接支払推進交付金	間接	市町村推進事業 ・説明会の開催等 ・確認事務及び交付金の支払事務等	定額	定額		定額	中山間地域等直接支払事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に充てるため交付する。	山梨県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱														
		中山間地農業活性化推進事業費補助金	間接	市町村推進事業 ・説明会、懇談会の開催 ・担い手の定着等に向けた推進活動 ・所得向上に向けた営農戦略策定や人材育成を含む体制整備等	定額	定額		定額	「地域別農業振興計画」に基づく取組へ支援する。	山梨県中山間地農業活性化推進事業費補助金交付要綱														

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																			
						国	県	市町村																						
農村振興課	農林水産省	農地維持・資源向上活動支援事業費補助金	間接	農地維持・資源向上活動支援事業	3/4・定額	1/2・定額	1/4	1/4	多面的機能を支える共同活動及び、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援する。	山梨県農地維持・資源向上活動支援事業費補助金交付要綱																				
									通常単価																					
									<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">10a当たり単価</th></tr><tr><th>田</th><th>畑</th><th>草地</th></tr><tr><td>農地維持支払</td><td>3000</td><td>2000</td><td>250</td></tr><tr><td>資源向上支払(共同)</td><td>2400</td><td>1440</td><td>240</td></tr><tr><td>資源向上支払(長寿命化)</td><td>4400</td><td>2000</td><td>400</td></tr></table>	区分	10a当たり単価			田	畑	草地	農地維持支払	3000	2000	250	資源向上支払(共同)	2400	1440	240	資源向上支払(長寿命化)	4400	2000	400		
区分	10a当たり単価																													
	田	畑	草地																											
農地維持支払	3000	2000	250																											
資源向上支払(共同)	2400	1440	240																											
資源向上支払(長寿命化)	4400	2000	400																											
									農地維持・資源向上活動支援事業の円滑な推進のため市町村が実施する事業に必要な経費に對し交付する。 ・以下の活動に加算を行う。 ○資源向上支払(共同)への取り組み ①多面的機能の更なる増進に向けた活動へ支援 ・既に取り組んでいる組織が前年度までの活動に加え、新たに取り組む場合 田 400円/10a 畑 240円/10a 草地 40円/10a ②農村協働力の深化に向けた活動への支援 ・①の支援を受ける組織であって、構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、構成員の8割以上が参加する実践活動を毎年度行う場合または構成員のうち農業者以外の者が4割以上を占め、かつ、役員に女性が2名以上選任されている場合で、当該対象組織の活動に参加する構成員のうち6割以上が参加する実践活動を毎年度2種以上それぞれ実施する場合 田 400円/10a 畑 240円/10a 草地 40円/10a ③水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援 ・資源向上支払(共同)の交付を受ける田面積全体の5割以上に於いて、田の雨水貯留機能の強化を目的として、大雨時の水田からの排水を調整する設備の設置等を行う場合。広域活動組織に於ては、当該活動を実施する集落ごとに、資源向上支払(共同)の交付を受ける集落内の田面積全体のうち5割以上に於いて同様の措置を行う場合 田 400円/10a (加算対象面積は対象農用地面積のうち、田面積全体(広域活動組織に於ては当該活動を実施する各集落の対象農用地面積のうち、田面積全体)) ④環境負荷低減の取組への支援 ・化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合 長期中干し 800円/10a 冬期湛水 4,000円/10a 夏期湛水 8,000円/10a 中干し延期 3,000円/10a 江の設置等 作溝実施 4,000円/10a 作溝未実施 3,000円/10a																					

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
農村振興課	県	やまなし未来創造農業推進事業費補助金	県単	先進的技術(データ農業・スマート農業)の導入に向けた取り組みや4/バーミル・イニシアチブの取り組み、異常気象への対応等に対して助成する。	1/2以内		1/2以内		県が重点的に推進する分野に特化した取り組みに対して支援	やまなし未来創造農業推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
耕地課	農林水産省	農業集落排水事業補助金	間接	農業振興地域における農業用排水の水質を保全し、機能維持を図る。	50/100	50/100		50/100	受益戸数おおむね20戸以上、対象人口おおむね1,000人程度以下	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		団体営土地改良事業費補助金	間接	調査設計事業	50/100 100/100	50/100 100/100		50/100	各種土地改良事業調査	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
				農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) (H28以降採択地区)	60/100 50.5/100	50/100	10/100 0.5/100	40/100 49.5/100	受益面積 5ha以上		
				農業基盤整備促進事業	65/100 55.5/100	55/100	10/100 0.5/100	35/100 44.5/100	総事業費200万円以上 受益者数2者以上 受益面積 5ha以上		
				農地耕作条件改善事業					総事業費200万円以上 受益者数2者以上 農地中間管理機構との連携概要の策定 地域計画の策定区域		
				土地改良施設突発事故復旧事業費	71/100 76/100	50/100 55/100	21/100	29/100 24/100	受益面積20ha以上 (中山間地域10ha以上) 事業費2,000千円以上		
				農村地域防災減災事業補助金	100/100	100/100			受益面積 30ha以上 (ため池、かんがい受益 2ha以上) (防災受益 7ha以上)		
		山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金	直接間接	農山漁村振興交付金 (地域資源活用価値創出整備事業) (情報通信環境整備事業)	1/2～ 3/10	1/2～ 3/10		1/2 ～7/10	5法指定地域(山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法、半島振興法、離島振興法、特定農山村地域における農林漁業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に指定された地域)	山梨県山村振興等農林漁業特別対策事業費補助金交付要綱	
		農地防災事業費補助金	間接	ため池等整備事業	55.5/100	55/100	0.5/100	44.5/100	ため池等整備事業(一般型) 受益面積 5ha以上 総事業費 800万円以上 土砂崩壊防止事業 総事業費 800万円以上	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容			補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
								国	県	市町村			
耕地課	農林水産省	災害復旧事業費補助金	間接	災害復旧費			増高申請による補助率	増高申請による補助率		国費補助残	一般災害 高率補助・連年災害補助 激甚災害補助	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
		土地改良助成費補助金	県単	活力ある農業・農村 施設整備事業	特産農産物生産支援整備事業	品質向上対策 生産向上対策	50/100 以内		50/100 以内		特産農産物生産計画を作成した地域受益面積が3ha以上(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上、または、醸造用ぶどう拡大、新産地育成の場合は0.5ha以上)あること。	山梨県土地改良事業等補助金交付要綱	
	農 林 水 産 省					環境保全型農業、 スマート農業推進対策					4パーミル・イニシアチブや有機農業、スマート農業の実装に取り組む地域または、新たに取り組みを実施する地域であること。受益面積が1ha以上であること。		
						鳥獣害防止施設整備事業 鳥獣被害防止施設の新設、機能強化及び更新 土留工、排水工、浸食防止工の整備					鳥獣害防除施設であって受益面積が3ha以上であること。(但し、市町村が事業費の30%以上負担する場合は1ha以上)		
						農村地域防災対策促進事業 農業水利施設、土砂崩落防止施設等の整備 農道の整備及び橋梁・トンネルの保全対策					地震や豪雨等により被害が生じた場合に、人家や農地などの財産等への影響がある農業水利施設、土砂崩落防止施設等の整備または、緊急避難路に指定される道路に接続するなど、避難・救援活動への影響が大きい農道の危険箇所の整備や保全対策。 国庫補助事業の要件に該当しないもので、防災受益面積1ha以上であること。		
						都市農村交流促進事業 都市農村交流の促進に必要な農業施設に付帯する、休憩所、水飲場、トイレ等の施設整備	50/100 以内		50/100 以内		農作業体験や市民農園など都市農村交流の拠点となる施設に付帯する休憩所や水飲場、トイレ等の整備で、国庫補助事業の要件に該当しないこと。		
	農 林 水 産 省					果樹団地化促進支援事業	定額		定額		山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画を策定している。果樹団地化推進事業のモデル地区の指定を受けている。 農地の集団化・団地化が見込める地域であること。県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
耕地課	県		県単	農地集積基盤整備事業	12.5/100 以内		12.5/100 以内		人・農地プラン、農業基盤整備計画を策定した地域の受益面積2ha以上(果樹施設栽培の場合は1ha以上)。認定農業者、農業生産法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織であること。経営面積2ha以上(果樹施設栽培の場合は1ha以上)5年以上の賃借権設置済み、又は確実に見込まれること。		
	内閣府(農林水産省)	地方創生道整備推進交付金	間接	広域営農団地農道整備事業	90/100	54/100	36/100	10/100	国の定める基準による農道整備に要する事業	地域再生法	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
用地課	県	山梨県土地利用規制等対策費交付金	県単	国土利用計画法の規定に基づく土地利用規制等対策事業を推進するため、市町村において必要な次に掲げる事業 ・規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ・土地取引の届出及び勧告に関する事業	定額	定額				山梨県土地利用規制等対策費交付金交付要綱	
									補助基準等 1 規制区域の指定及び土地取引の許可に関する事業 ア 土地取引許可申請件数割額 当該事業予算総額×0.6× 当該市町村土地取引許可申請件数／県内土地取引許可申請件数 イ 指定面積割額 当該事業予算総額×0.4× 当該市町村指定面積／県内指定面積 2 土地取引の届出及び勧告に関する事業 ア 通常分 （ア）基礎額 1市町村当たり17,500円 （イ）件数割額 ○土地取引届出処理業務（届出期限内） 基準単価（7,500円）×処理件数 ○土地取引届出処理業務（届出期限後） 基準単価（5,000円）×処理件数 ○無届調査契約処理業務 基準単価（7,500円）×処理件数 イ 監視区域加算分 当該市町村の監視区域に係る届出件数×予算で定める定額		

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
道路整備課	国土交通省	道路更新防災等対策事業費補助金	直接	市町村道の道路メンテナンス事業	5.5/10 ～ 6.875/10	5.5/10 ～ 6.875/10		3.125/10 ～ 4.5/10	点検を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画に基づいて実施される事業及び長寿命化修繕計画の策定・更新にかかる事業であること。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (道路メンテナンス事業補助要綱)	
		道路交通安全施設等整備事業費補助金(通学路緊急対策)	直接	千葉県八街市における交通事故を受けて実施した通学路点検に基づき、ソフト対策の強化と合わせて実施する交通安全対策	5.5/10 ～ 6.875/10	5.5/10 ～ 6.875/10		3.125/10 ～ 4.5/10	合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること。 ※対策を実施する学区内において学校や警察などによるソフト対策の強化を確認した上、通学路緊急対策推進計画に記載すること。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (交通安全対策補助(通学路緊急対策)要綱)	
		無電柱化推進事業費補助金(通学路緊急対策)	直接	「無電柱化の推進に関する法律」に基づき国により策定された「無電柱化推進計画」に定めた目標の確実な達成を図るため、地方公共団体において定める推進計画に基づき計画的かつ集中的に実施する無電柱化事業	5.5/10 ～ 6.875/10	5.5/10 ～ 6.875/10		3.125/10 ～ 4.5/10	「都道府県無電柱化推進計画等」に位置づけられている事業であり、かつ低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により低コスト化に取り組む事業	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (無電柱化推進計画事業補助制度要綱)	
		社会資本整備総合交付金	直接	・市町村道整備事業 ・市町村道整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5/10 ～ 6.875/10	5/10 ～ 6.875/10		3.125/10 ～ 5/10	道路法に基づく市町村道及び関連事業で国土交通省が定める採択基準	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
道路整備課	内閣府（国土交通省）	地方創生道整備推進交付金	直接	市町村道整備事業	1/2	1/2		1/2	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準 地域再生計画に位置づけられた事業	地域再生法第5条第4 項第1号及び第13条	
		新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）インフラ整備事業（道路整備事業）	直接	市町村道整備事業	5/10 ～ 6.875/10	5/10 ～ 6.875/10		3.125/10 ～ 5/10	道路法に基づく市町村道で国土交通省が定める採択基準 地域再生計画に位置づけられた事業	地域再生法第5条第4 項第1号及び第13条	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課	国土交通省	河川等災害復旧事業費補助	直接	公共土木施設災害復旧事業	2/3以上	2/3以上		1/3	①地方公共団体が維持管理する河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び道路の災害復旧事業であること ②暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害であること ③原則として原形復旧であること ④1箇所の工事費が60万円以上	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	
			直接	災害査定用設計委託費補助	要綱による算定額	要綱による算定額		要綱による算定額	①負担率が0.667を超える団体又は工事費の総額が水管理・国土保全局長が別に定める金額以上となる団体における、水管理・国土保全局長が特に被害が激甚であると認める災害に係るものに対する定率を乗じて得た額と実支出額のいずれか低い額 ②委託費等の額が該当箇所ごとに2億円未満の場合は500万円以上で、かつ、決定工事費に対する割合が7%以上であるもの、2億円以上の場合は1400万円以上であるものに対する実支出額 ③補助金の総額が水管理・国土保全局長が別に定める金額以上であること	国土交通省所管公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱(昭和53年3月18日建河防発第40号)	
		河川等災害復旧助成事業費補助	直接	河川災害復旧助成事業 河川、海岸の災害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため災害復旧工事のみでは十分な効果が期待出来ない場合に改良費を加えて一定計画のもとに施行する改良事業	1/2	1/2		1/2	①被害甚大であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの ②総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって6億円を超えるもの ③原則として他の改良計画のないもの ④助成事業費によって得られる効果が大きいものであるもの ⑤上下流に悪影響を与えないもの	災害復旧助成事業取扱要領(平成27年6月1日国水防第385号)	
			直接	河川等災害関連特別対策事業 助成事業又は関連事業の決定のあった箇所に関連して、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物又は橋梁、堰等河川の区域内に設置された工作物が改良復旧事業の効果の確保に支障となる場合において、当該障害物を除去又は是正する事業	4/10	4/10		6/10	①原則として他の改良計画がないもので、かつ効果が大きいものであるもの ②関連する助成事業又は関連事業が同年度に採択されたもので、当該改良復旧事業箇所との距離は概ね200メートル以内とする ③工事費が原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業の災害復旧事業の工事費を超えないもので、別に定める金額の範囲内のものであること	河川等災害関連特別対策事業実施要領(昭和59年4月12日建設省河防発第50号)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課	国土交通省	河川等災害関連事業費補助	直接	河川等災害一般関連事業 災害復旧事業として決定された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害の防止を図り、一連の効果を発揮するため、局部的に又は一定計画のもとに改良費を加え復旧する事業	1/2	1/2		1/2	①総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則5割以下で1箇所の災害関連工事費が1,800万円以上であること ②原則として他の改良計画のないもの ③災害関連事業費によって得られる効果が大きいものであるもの	公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和32年7月15日建河発第351号)第19	
				河川等災害特定関連事業 災害復旧事業の決定のあった箇所に関連し、災害発生の原因となった障害物を除去又は是正する事業	1/2	1/2		1/2	①他の改良計画がないもので、かつ、効果が大きいものであるもの ②関連する災害復旧事業が決定されたもので、その翌年の4月1日に属する会計年度に採択する。当該災害復旧事業箇所との距離は、概ね300メートル以内とする ③工事費が、原則として災害復旧事業の工事費を超えないものであり、かつ、1箇所当たり概ね900万円以上4,500万円未満のものであること	河川等災害特定関連事業実施要領(昭和50年4月2日建河防発第72号)	
				特定小川災害関連環境再生事業 河川の災害復旧に関連して、市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域等を流下する小規模な河川において、当該災害復旧事業箇所又はこれに接続する未災箇所を含めて環境に配慮した工法で復旧する事業	1/2	1/2		1/2	①災害復旧事業が決定された河川のうち、以下の地域における小規模な河川において実施されるものであること (1)市街地若しくは市街地周辺部又は付近に学校・公園・病院等の公共施設若しくは史跡・歴史的記念物が存在する地域 (2)自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域 (3)被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域 ②原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部又は一部を含むものとする ③総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が5割以下のものとする ④この事業は関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする	特定小川災害関連環境再生事業実施要領(平成2年6月7日建設省河防発第71号)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水交通課	国土交通省	水防資材費補助	直接	水防資材費の補助の特例 激甚災害であって政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法第2条第2項に規定する水防管理団体が水防のために使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は予算の範囲内において、その費用の3分の2を補助することができる	2/3	2/3		1/3	激甚災害に関し、水防のために使用した資材の取得に要した費用のうち、35万円を越える部分(超過額に対して補助)	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	
		社会資本整備総合交付金	直接	準用河川改修事業	1/3	1/3		2/3	一事業の総事業費4億円以上24億円以内	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	都市基盤河川改修事業	1/3	1/3	1/3	1/3	河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	流域貯留浸透事業	1/3	1/3		2/3	一定の要件を満たす貯留若しくは浸透又はその両方の機能をもつ施設整備	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	水害リスク情報整備推進事業	2/3以上	1/3	1/3以上	1/3	洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、河川事業を実施していない河川において、洪水ハザードマップの作成に要する費用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱) 山梨県洪水ハザードマップ作成事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課 (下水道室)	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	污水管渠の設置	1/2	1/2		1/2	下水道法第2条第3号の公共下水道であつて、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	下水道法第34条	
				終末処理場の設置	1/2 又は 5.5/10	1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	下水道法第2条第3号の公共下水道であつて、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること	同 上	
				污水管渠の耐震化 終末処理場の耐震化	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	対象地区の概要、整備目標、事業内容、年度計画等を定めた「下水道総合地震対策計画」に位置つけた施設であること	同 上	
				污水管渠の改築更新 終末処理場の改築更新	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 又は 4.5/10	ストックマネジメント実施に関する基本方針や、設定した施設の管理区分に応じた点検・調査及び改築計画等を定めた「下水道ストックマネジメント計画」に位置つけた施設であること。	同 上	
				雨水管渠の設置	1/2	1/2		1/2	下水道法第2条第3号の公共下水道であつて、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	同 上	
				都市下水路の設置	4/10	4/10		6/10	下水道法第2条第5号の都市下水路であつて、同法第27条により指定した都市下水路であること 集水面積50ha以上のもの 浸水指数5,000以上の区域を排水するもの 全体事業費3億円以上であること	同 上	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課（下水道室）	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	基幹水道構造物の耐震化	1/3	1/3		2/3	「上下水道耐震化計画」を策定していること 資本単価が水道事業にあっては90 円／ ㎡以上、水道用水供給事業にあっては70 円／㎡以上であること等	水道法第44条	
				重要施設に接続する配水管の耐震化	1/3	1/3		2/3			
				老朽管路の更新	1/4	1/4		3/4			
		上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	直接	新技術の活用による上下水道の業務効率化	1/2	1/2		1/2	新技術を活用した業務の効率化や、付加価値の高い上下水道サービスの実現を図る事業であること	同 上	
		簡易水道等施設整備費補助金	直接	老朽管路の更新	4/10	4/10		6/10	布設後20 年以上経過した管路を廃止して新設する事業であること	同 上	
				既設簡易水道の統合	1/3	1/3		2/3	生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業であること	同 上	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
治水課（下水道室）	国土交通省	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業	直接	ウォーターPPPの導入に向けた調査、検討及び計画策定	10/10	10/10			ウォーターPPPの導入に向けた次に掲げる事業とする。 ①可能性調査②資産評価③実施方針・公募資料作成④事業者選定	下水道法第34条	
		大規模下水道管路特別重点調査等事業	直接	下水道管路の緊急調査及び緊急改築	1/2	1/2		1/2	平成6年度以前に設置された内径2,000mm以上の下水道管路の緊急調査、及び緊急調査の結果、不具合が確認された箇所に対する緊急改築	同 上	
	内閣府（国土交通省）	地方創生汚水処理施設整備推進交付金	直接	污水管渠の設置 終末処理場の設置	1/2 1/2 又は 5.5/10	1/2 1/2 又は 5.5/10		1/2 1/2 又は 4.5/10	下水道法第2条第3号の公共下水道であって、同法第4条による事業計画を策定している公共下水道であること 「下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件」の別表により規定される主要な管渠であること	地域再生法第13条	
	県	山梨県公共下水道普及促進費補助金	県単	污水管渠の設置 終末処理場の設置	交付金対象事業費の2.5%以内		交付金対象事業費の2.5%以内	交付金対象事業費の97.5%以上	生活排水クリーン処理率が82%未満かつ、桂川流域関連の市町村が行う事業であること	山梨県公共下水道普及促進費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
砂防課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	効果促進事業 ・計画の目標実現のため、基幹事業と一体となって、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務(ソフト対策を含む) ・全体事業費の2割以内	1/2	1/2		1/2	・基幹事業:砂防事業 ・全体事業費の2割以内	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
		災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金	間接	激甚災害に伴い、がけ地に崩壊等が発生している箇所のうち、地域防災上重要で復旧整備を重点的に推進する必要がある箇所において、市町村が実施する崩壊防止施設の設置に要する経費に対し、県が補助を行い、次期降雨等による再度被害を防止するための事業	3/4以内	1/2	1/4	1/4	激甚災害に伴い発生した崩壊等のうち、次の各号すべてに該当するもの (1)市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、又は記載されることが確実であるがけ地で発生したもの (2)がけ地の高さが5m以上 (3)人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るもの (4)1箇所の事業費が600万円以上	地方財政法 山梨県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	結節点改築	1/2	1/2		1/2	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	道路整備費の財源等の特例に関する法律	
			直接	・街路事業、土地区画整理事業 ・街路事業および土地区画整理事業と一体的に実施すること が必要な社会資本整備事業及び効果促進事業	5/10 7/10	5/10 7/10		5/10 3/10	道路法に基づく市町村道(街路)で国土交通省の定める採択基準 社会資本整備総合交付金交付要綱に定める基準	土地区画整理法 補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	都市再生区画整理事業	1/3 5/10	1/3 5/10		2/3 5/10	都市計画事業等社会資本整備総合交付金交付要綱に定める基準	土地区画整理法 補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	都市再生整備計画事業	4/10	4/10		6/10	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、市街地再開発等)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせ実施	都市再生特別措置法 補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	まちなかウォークアブル推進事業	5/10	5/10		5/10	既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、滞在環境整備事業、市街地再開発等)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせ実施	都市再生特別措置法 補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	都市防災総合推進事業	1/2 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	避難地・避難路等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化、木造老朽建築物の除却及び住民の防災に対する意識の向上等を推進し、防災上危険な市街地における地区レベルの防災性の向上を図る	補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
			直接	市街地再開発事業等	1/3 1/3	1/3 1/3		2/3 1/3	法定再開発および任意の再開発	都市再開発法 補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する 法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の 区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
都市計画課	国土交通省	都市局所管国庫補助金 (地域連携道路事業費補助) (無電柱化推進計画事業補助)	直接	街路事業	5.5/10	5.5/10		4.5/10	交通量、計画幅員等について一定の要件を備えた都市計画道路 都道府県無電柱化推進計画等に位置付けられており、低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (都市局所管国庫補助金交付申請等要領)	
		都市安全確保促進事業費補助金	直接	都市安全確保促進事業	コア1/2 附帯1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (都市安全確保促進事業費補助金交付要綱)	
		都市構造再編集中支援事業補助金	直接	都市構造再編集中支援事業	1/2 4.5/10	1/2 4.5/10		1/2 5.5/10	立地適正化計画の都市機能誘導区域及び居住誘導区域内に定められている地区 既存の国庫補助事業である基幹事業(道路、公園、地域生活基盤施設、高質空間形成施設、高次都市施設、市街地再開発、誘導施設等)と採択基準にしばられない自由な事業(提案事業)を組み合わせ実施	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(都市構造再編集中支援事業補助金交付要綱)	
		官民連携都市再生推進事業費補助金	直接	官民連携まちなか再生推進事業 官民の様々な人材が集うエリアプラットフォームの構築、エリアの将来像を明確にした未来ビジョン等の作成	10/10 1/2	10/10 1/2		10/10 1/2	公募の実施	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(官民連携都市再生推進事業制度要綱)	
		街路交通調査費事業補助金	直接	街路交通調査	1/3	1/3		2/3	都市圏が抱える交通課題に対応した特定の都市交通計画の検討調査 特定の重要な街路事業について事業計画の策定	道路法 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 都市局所管国庫補助金交付申請等要領	
	県	山梨県公共団体土地区画整理事業補助金	直接 県単	公共団体等区画整理補助事業実施要領に定める採択基準に適合し、社会資本整備総合交付金を受けて市町村が実施する土地区画整理事業 ※右記は上記国交省所管の区画整理事業に関する補助の市町村負担額に対する補助率(最大の場合)	1/2		1/2	1/2	幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地内では幅員8m以上)	土地区画整理法 公共団体等区画整理補助事業実施要領 山梨県公共団体土地区画整理事業補助金交付要綱	H17以前経過措置あり
		山梨県組合等土地区画整理事業補助金	直接 県単	組合区画整理補助事業実施要領に定める採択基準に適合し、社会資本整備総合交付金を受けて組合等が実施する土地区画整理事業 ※右記は上記国交省所管の区画整理事業に関する補助の市町村負担額に対する補助率(最大の場合)	1/2		1/2	1/2	既成市街地内で幅員8m以上の都市計画道路の新設・改築及び既成市街地外で幅員12m以上の県管理都市計画道路の新築・改築(既成市街地外の市町村管理都市計画道路は県負担対象外)	土地区画整理法 組合等区画整理補助事業実施要領 山梨県組合等土地区画整理事業補助金等交付要綱	
		山梨県市街地再開発事業等補助金	直接 県単	国庫支出金を受けて組合等が実施する市街地再開発事業等 ※右記は上記国交省所管の市街地再開発事業等に関する補助の市町村負担額に対する補助率(最大の場合)	1/2		1/2	1/2	国庫支出金の採択を受ける市街地再開発事業等(任意の再開発はDID地区内等の県基準)	山梨県市街地再開発事業等補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
景観まちづくり室	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	都市公園事業	用地1/3	1/3		2/3	都市計画事業であって事業費が基準以上であること	都市公園法	
					施設1/2	1/2		1/2			

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	社会資本整備総合交付金	直接	地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備、これに関連する公共施設等の整備に関する事業	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	基幹事業 ・公営住宅等整備事業 ・住宅地区改良事業等 ・優良建築物等整備事業 ・住宅市街地基盤整備事業 ・公営住宅等ストック総合改善事業 ・公的賃貸住宅家賃低廉化事業 等 提案事業 ・地域の政策の実施に必要な事業	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱	
			直接	市町村が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	4.5/10以下	4.5/10以下		5.5/10以上	主体及び屋外付帯工事に要する経費	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
				民間が供給する地域優良賃貸住宅に対する建設費の補助	市町村補助額の4.5/10	市町村補助額の4.5/10		市町村補助額の5.5/10	全体工事費の1/9(低層) “ 1/6(中層・高層) “ 1/5 (サービス付き高齢者向け住宅)		
			直接	地区住民の発意と創意を尊重した、ゆとりとうるおいのある市街地の形成					基幹事業 ・街なみ環境整備事業 次の①～③のいずれかに該当する地区で区域面積1ha以上。 ①接道不良住宅及び住宅密度に関する要件(イかつロ) イ.接道不良住宅率70%以上 ロ.住宅密度30戸/ha以上 ②道路、公園等に関する要件(イかつロ) イ.区域内の幅員6m以上の道路が総延長の1/4未満 ロ.公園、広場、緑地の面積3%未満 ③条例等により景観形成を図るべきこととされている区域	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
				①協議会活動助成事業	1/2	1/2		1/2			
				②整備方針策定事業	1/2	1/2		1/2			
				③街なみ整備事業	1/2	1/2		1/2			
				④街なみ整備助成事業	1/3	1/3		2/3			

主 管 課	主 管 省 (庁)	補 助 金 等 の 名 称	直 接 間 県 の 区 分	補 助 対 象 事 業 の 内 容	補助率	負 担 割 合			補 助 基 準 等	根 拠 法 令 等	備 考	
						国	県	市町村				
建 築 住 宅 課	国 土 交 通 省	社会資本整備総合交付金	直接	アスベスト改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	1/3 調査 10/10 (25万円/棟以内) 以内	1/3 10/10 以内		2/3	次の事業を補助対象とする。 ・吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)		
				アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し補助を行う。	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(調査の場合は、市町村が補助する額以内かつ、25万円/棟以内)	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内		任意				
			直接	住宅・建築物の耐震改修事業を実施する地方公共団体に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/3以内(住宅の耐震化等に関する事業については1/2)	事業に要する費用の1/3以内(住宅の耐震化等に関する事業については1/2)		2/3 1/2	次の事業を補助対象とする。 ・住宅の耐震化の支援に関する事業 住宅の耐震診断に要する費用 ・避難所等の耐震化の支援に関する事業 ・ブロック塀等の安全確保に関する事業			
				住宅・建築物の耐震改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(住宅の耐震化支援・総合支援メニューについては1/2)	市町村が民間事業者に交付する補助金の1/2以内かつ事業に要する費用の1/3以内(住宅の耐震化支援・総合支援メニューについては1/2)		任意				
(次ページへつづく)												

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国	(前ページつづき)	直接	地方公共団体が行う狭あい道路整備等促進事業	1/2	1/2		1/2	・狭あい道路に係る調査、測量、分筆、登記、データベースの築造に要する費用 ・狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	
				狭あい道路拡幅整備事業を行う民間事業者等に対する地方公共団体の補助事業(ハード事業)	1/3	「狭あい道路拡幅整備に要する費用の1/3以内」かつ「地方公共団体が補助する額の1/2以内」		1/3	狭あい道路拡幅整備に係る調査、設計、築造、舗装に要する費用		
		社会資本整備総合交付金	直接	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 ①危険住宅の除去に要する経費助成 ②危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)及び改修に要する経費助成 ③事業推進経費助成	1/2	1/2		1/2	除去等については1戸当たり975千円を限定建設、購入については1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度特殊地域1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (社会資本整備総合交付金交付要綱)	県交付要綱あり 県当初予算なし
		社会資本整備総合交付金	直接	空き家再生等推進事業 【市町村施行】 市町村が実施する空き家の除却、活用等に係る事業の経費の一部に対して補助するもの。 【民間施行】 民間が実施する空き家の除却、活用等に係る費用に補助する市町村に対して補助するもの。	1/3 2/5 1/2	【市町村施行】 除却2/5 活用1/2 【民間施行】 除却2/5 活用1/3		【市町村施行】 除却3/5 活用1/2 【民間施行】 除却2/5 活用1/3	空家等対策計画に基づき行う次の各種事業であること。 ・不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業(空き家住宅又は空き建築物の除却を行う事業については、跡地について地域活性化のための計画的利用が必要) ・空き家住宅又は空き建築物の活用(地域活性化のための計画的利用に限る)を行う事業	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・社会資本整備総合交付金交付要綱 ・住宅地区改良事業等対象要綱 ・小規模住宅地区等改良事業制度要綱	除却、活用以外に所有者の特定に要する費用なども補助対象
		公的賃貸住宅家賃対策調整補助金	直接	市町村が行う公的賃貸住宅に係る家賃の減額について、その経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	・平成18年4月1日以降に管理開始された借上公営住宅等 ・借上公営住宅等及び地域優良賃貸住宅(転用型)以外の公的賃貸住宅(原則、平成18年3月31日以前に管理開始された公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱第3第1項第二号から第六号までに掲げる住宅に限る) ・地域優良賃貸住宅(転用型)のうち、公的賃貸住宅家賃低廉化事業対象要綱第8第2項各号の規定に適合するもの	公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	国土交通省	住宅市街地総合整備事業補助金	直接	空き家対策総合支援事業 【市町村施行】 市町村が実施する空き家の除却、活用等に係る事業の経費の一部に対して補助するもの。 【民間施行】 民間が実施する空き家の除却、活用等に係る費用に補助する市町村に対して補助するもの。	1/3 2/5 1/2	【市町村施行】 除却2/5 活用1/2 【民間施行】 除却2/5 活用1/3		【市町村施行】 除却3/5 活用1/2 【民間施行】 除却2/5 活用1/3	空家等対策計画のほか空き家対策総合実施計画に基づき行う次の各種事業であること。 ・空家住宅等、特定空家等、不良住宅の除却を行う事業(空家住宅等の除却を行う事業については、跡地について地域活性化のための計画的利用が必要) ・空家住宅等の活用(地域活性化のための計画的利用に限る)を行う事業	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 ・住宅市街地総合整備事業制度要綱 ・住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱	除却、活用以外に所有者の特定に要する費用なども補助対象
		建築物耐震対策緊急促進事業補助金	直接	耐震改修促進法により耐震診断が義務化された避難路沿道建築物の耐震診断及び耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	1/2 2/5	1/2 2/5		1/2 1/3	次の事業を補助対象とする。 ・避難路沿道建築物の耐震化の支援に関する事業	補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律(住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱)	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金	県単	アスベスト改修事業を実施する民間事業者に補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内		市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内。ただし、事業に要する費用は、3,000万円を限度とする。	任意	次の事業を補助対象とする。 ・吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み。	山梨県アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震診断支援事業補助金	県単	国の交付制度に基づき市町村が行う、木造住宅の耐震診断事業に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/4以内		1/4	1/4	○補助対象 ・個人所有の1戸建の住宅 ・在来工法で建築され、2階建以下のもの ・昭和56年5月以前に着工したもの ○補助限度額 16,500円／戸 ○耐震診断の結果、総合評点が1.0以上の場合は、1戸につき、13,200円を限度とする	木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震シェルター設置支援事業費補助金	県単	耐震性の低い個人の木造住宅への耐震シェルターの設置に補助する市町村に対して補助を行う。	市町村が補助する金額の1/2以内、かつ、設置に要する費用の1/2以内		市町村が補助する金額の1/2、かつ、設置に要する費用の1/2、かつ18万円を上限	任意	耐震診断の結果、総合評定が0.7未満の木造住宅に耐震シェルターを設置するもの。	木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	がけ地近接危険住宅移転事業補助金	県単	がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転 ①危険住宅の除却に要する経費助成 ②危険住宅に代わる住宅の建設(購入を含む)に要する経費助成	1/4		1/4		除却等については1戸当たり975千円を限定建設、購入については1戸当たり4,210千円(建物3,250千円、土地960千円)を限度特殊地域1戸当たり7,318千円(建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円)	がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要領	県当初予算なし
		災害時避難路通行確保対策事業補助金	県単	国の補助金制度に基づき、耐震改修促進法により耐震診断が義務化された避難路沿道建築物の耐震化に要する費用の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/6以内、かつ、補助対象事業費から国の補助金の額を減じて得た額の1/2		1/6	1/6	社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく国の交付金を受けて実施する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化に要する経費	山梨県災害時避難路通行確保対策事業費補助金交付要綱	
		ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金	県単	国の交付制度に基づき市町村が行う、重要路線に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の耐震改修等工事に要する費用を補助する事業に対し、補助を行う。	事業に要する費用の1/3以内 市町村が補助する金額の1/4以内、かつ、事業に要する費用の1/6以内		1/6	1/6	重要路線に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の耐震改修等工事に要する費用 ○補助限度額 50,000円／戸 (令和5年度に指定された重要路線に面したものについては、75,000円／戸)	山梨県ブロック塀等安全確保対策支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	山梨県空き家除却事業費補助金	県単	国の社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)又は住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業)の対象事業(前掲)のうち、除却に関する事業を実施する市町村に対して補助するもの。	1/5 1/4		【市町村施行】 1/5、かつ50万円/件を上限	【市町村施行】 2/5 上記はいずれも国の交付金又は補助金を併せて活用した場合のもの	社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)又は住宅市街地総合整備事業補助金(空き家対策総合支援事業)の対象事業(前掲)と同様	山梨県空き家除却事業費補助金交付要綱	
		木造住宅耐震改修等支援事業補助金	県単	国の交付制度に基づき、民間木造住宅の耐震改修費及び建替え費の補助を行う市町村に対し、補助を行う。	市町村が補助する金額の3/10以内、かつ、事業に要する費用の3/10以内		「改修費の3/10」かつ「市町村が助成する額の3/10(ただし、間接補助事業者が利子補給制度を利用する場合は、1/2)」かつ431,250円を上限	任意	耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の木造住宅で、総合評点が1.0以上となるよう改修を行うもの。 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の住宅を除却し、同一敷地内に住宅を新築するもの。	木造住宅居住安心支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
建築住宅課	県	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金	県単	県内に自ら居住することを目的に「やまなしKAITEKI住宅」の認定を受けた住宅(県内事業者が建築の工事を施工したものに限り。)を建築又は取得した者に対して補助金を交付する市町村に対し、補助金を交付する。	認定住宅の種類に応じて、市町村が補助する金額の1/2以内(加算額の一部は10/10以内)		認定住宅の種類に応じて、市町村が補助する金額の1/2以内(加算額の一部は10/10以内)かつ100千円から800千円を上限とする。	認定住宅の種類に応じて、市町村が補助する金額の1/2以内(加算額の一部は負担なし)	○補助対象 以下の認定を受けた住宅であって県内事業者が建築の工事を施工したもの ・やまなしKAITEKI住宅 ・やまなしKAITEKI住宅／ZERO ・やまなしKAITEKI住宅／FORET ・やまなしKAITEKI住宅／ZERO・FORET ・やまなしKAITEKI住宅リノベ ・やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO ・やまなしKAITEKI住宅リノベ／FORET ・やまなしKAITEKI住宅リノベ／ZERO・FORET	やまなしKAITEKI住宅普及促進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省 (庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
教育企画室	文部科学省	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金（GIGAスクール運営支援センター整備事業）	直接	端末利活用の自治体間格差の解消や教師や生徒が日常的に端末を活用する環境の整備を進めていくため、都道府県を中心とした広域連携の枠組みに学校DX戦略アドバイザー等も参画した協議会を設置し、子供の学びのDXを実現する支持基盤の構築に必要な費用の一部を補助。 主な補助対象業務内容は以下のとおり。 ・ヘルプデスクの運営及びサポート対応 ・ネットワークトラブル対応 ・教師、事務職員・支援人材ICT研修 ・ネットワークアセスメント ・学校の通信ネットワーク速度の改善 ・次世代校務DX環境の全国的な整備 ・学校DXのための基盤構築等	1/3	1/3		2/3	・ネットワークアセスメント・・・1校当たり1,000千円	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金交付要綱	
	文部科学省	〈新〉山梨県公立学校情報通信機器整備事業費補助金	間接	公立学校の学習者用コンピュータ等の情報機器の整備を円滑に実施するために、都道府県に基金を造成し、都道府県を中心とした共同調達等を実施することにより、公立学校の情報機器を効率的に整備することを目的とする。 そのために、公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱及びGIGAスクール構想加速化基金管理運営要領に基づき市町村等が実施する公立学校情報機器等整備事業に要する費用の一部を補助。	2/3	2/3		1/3	市町村等が実施する公立学校情報機器等整備事業のための基金の造成に要する経費の支出予定額から寄付金その他の収入額を控除した額と文部科学大臣が必要と認めた額とを比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）を国が補助。	公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱 GIGAスクール構想加速化基金管理運営要領 山梨県公立学校情報通信機器整備事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立学校施設整備費負担金	直接	公立小中学校・義務教育学校校舎の新増築事業	1/2	1/2		1/2	不足教室の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小中学校・義務教育学校屋内運動場の新増築事業	1/2	1/2		1/2	未保有校の解消 不足面積の解消	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				公立小中学校・義務教育学校の統合校舎等の新増築事業	1/2 <過> 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	統合に伴い必要な校舎又は屋内運動場の確保	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
		学校施設環境改善交付金	直接	危険建物の改築事業	1/3 <過> <山> 5.5/10 ※1/2	1/3 5.5/10 1/2		2/3 4.5/10 1/2	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の危険建物(木造の建物については耐力度5,500点以下、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、補強コンクリートブロック造等の建物については耐力度4,500点以下)の改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	<過><山>の対象は小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。<山>は財政力指数(直近3年平均)0.40未満※学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る整備
				不適格建物の改築事業	1/3 <過> <山> 5.5/10 ※1/2	1/3 5.5/10 1/2		2/3 4.5/10 1/2	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の不適格建物(教育を行うのに著しく不適当な建物)の改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	<過><山>の対象は小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程に限る。<山>は財政力指数(直近3年平均)0.40未満※学校施設以外の公共施設との複合化・集約化を図る整備
				地震防災対策事業(改築)	1/2	1/2		1/2	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における校舎の危険改築	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
		(次ページへつづく)		(次ページへつづく)							

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)		(前ページつづき)	1/2	1/2		1/2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)の不適合改築のうち、以下に該当するもの ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物のうち、コンクリート強度が10.0N/mm ² 未満であるもの ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の非木造建物及びIw値0.70未満の木造建物のうち、技術上補強を行うことが困難であると文部科学大臣が認める場合	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
				地震防災対策事業(補強)	1/2 ※2/3	1/2 2/3		1/2 1/3	地震対策緊急整備事業計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎の補強 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 大規模地震対策特別措置法 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	※S53～S55平均財政力指数0.5以下の市町村が設置するもの又は文部科学大臣の定める基準(Is値0.3未満又はq値0.50未満)のものの補強
					1/2	1/2		1/2	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)における非木造校舎及び非木造屋内運動場の補強 ・Is値0.30以上0.7未満又はq値0.50以上1.0未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
					2/3	2/3		1/3	地震防災緊急事業五箇年計画に基づく公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程)の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、以下に該当するものの補強 ・Is値0.30未満又はq値0.50未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建物 ・その他文部科学大臣が認めるもの	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 地震防災対策特別措置法	
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	(前ページつづき)		長寿命化改良事業	1/3 ※1/2	1/3 1/2		2/3 1/2	・長寿命化事業 公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育 学校の前期課程の築後40年以上経過した建 物を長寿命化改良する全面的な改修工事 下限額1校あたり7,000万円(小規模校 1,000万円、幼稚園400万円) ・予防改修事業 公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育 学校の前期課程の築後20年以上40年未満 である建物の長寿命化を図るための予防的 な改修工事 上限額1校あたり1億円 下限額1校あたり3,000万円 (小規模校1,000万円、幼稚園400万円)	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	平成27年度まで に耐力度調査を 実施した危険建 物は長寿命化 事業の対象 ※学校施設以 外の公共施設と の複合化・集約 化を図る整備
		(次ページへつづ)		大規模改造(質的整備)事業	1/3 ※1/2 財政力指 数(直近3 年平均) 1.00超の 市町村 2/7	1/3 1/2 2/7		2/3 1/2 5/7	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等 教育学校の前期課程の建物の大規模改造 工事(質的整備) ・教育内容及び方法の多様化に適合させる ための内部改造工事(下限額400万円) ・法令等に適合させるための工事(下限額 400万円) ・空調設置工事(下限額400万円) ・バリアフリー化等施設整備工事(下限額400 万円) ・防犯対策施設整備(下限額400万円) ・特別防犯対策施設整備(下限額100万円) 公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く) の建物の大規模改造工事(質的整備) ・教育内容及び方法の多様化に適合させる ための内部改造工事等(下限額400万円) ・防犯対策施設整備(下限額400万円) ・特別防犯対策施設整備(下限額100万円)	義務教育諸学校等の 施設費の国庫負担等 に関する法律	※特別支援学 校の教室不足 解消のための内 部改造工事、屋 内運動場への 空調新設工事、 建物の保有面 積が2,000㎡以 上の学校におけ るバリアフリー 化等施設整備 工事、特別防犯 対策施設整備 工事 屋内運動場へ の空調新設工 事の算定割合 引き上げについ ては、令和7年 度まで 特別防犯対策 施設整備工事に ついては、令和 7年度まで

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		学校統合改修事業	1/2 〈過〉 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	公立小学校、中学校、義務教育学校の学校統合(条例等で定められたものに限る)に伴い、既存施設(廃校等の未活用施設を含む)を統合校舎等として使用するために必要な改修工事 ・長寿命化改良事業 ・長寿命化改良事業の基準等による ・建物全体の改修事業(長寿命化改良事業を除く) ・大規模改造(老朽)事業の基準等による ・上記以外の既存施設の改修事業 下限額400万円、上限額2億円(学校単位)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				学びの多様化学校又は夜間中学校の用に供する既存施設の改修	1/2	1/2		1/2	対象学校種:小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程) 工事内容:余裕教室や廃校等の既存施設を学びの多様化学校や夜間中学校の用に供するように改修し、不登校児童生徒の学習環境等を改善する工事。 1校当たり400万円以上の事業を対象とする。なお、2箇年以上の工事については、施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用する。	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	国庫補助時限令和9年度まで
				屋外教育環境整備事業	1/3	1/3		2/3	公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の屋外教育環境施設(グラウンド)の整備 公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)の屋外教育環境施設(屋外運動広場)の整備 下限額1校あたり1,000万円 上限額1校あたり6,000万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	令和6年度まで
				へき地教職員住宅等の新増築事業	1/2 〈過〉 5.5/10	1/2 5.5/10		1/2 4.5/10	へき地教職員住宅、へき地集会室(体育、音楽等の学校教育及び社会教育用の施設)の確保 へき地児童生徒用の寄宿舎の確保 (公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程が対象)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 へき地教育振興法	〈過〉の対象は事業を行う年度の10年前までに統合した学校に係る教員住宅、寄宿舎に限る。
		(次ページへつづく)									

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学校施設課	文部科学省	(前ページつづき)		空調設備整備臨時特例交付金	1/2	1/2		1/2	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校(いずれも避難所指定校に限る。)の屋内運動場に行う空調設備の新設及びその関連工事(令和6年度から令和15年度までの間に行われるものに限る。)に要する経費	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	令和15年度まで
				幼稚園園舎の新增築事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)の園舎の確保(公立幼稚園の学級定員の引下げに伴う園舎の増築を含む)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				学校建物の公害防止工事業	1/3	1/3		2/3	公害の被害校の建物で教育環境上著しく不適当なものの改築及び騒音、大気汚染などの公害防止工事(公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校が対象)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	
				産業教育施設整備事業	1/3	1/3		2/3	高等学校、中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設の整備	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	
				防災機能強化事業	1/3	1/3		2/3	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校の防災機能を強化するための工事等(ただし、高等学校、中等教育学校の後期課程にあつては、屋外防災施設の整備に限る) 下限額1校あたり 400万円 上限額1校あたり 2億円 (自家発電設備の整備は、下限額は設置者単位で「200万円×設置校数」、上限額は1校あたり500万円)	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	自家発電設備の整備は、避難所指定校に限る。
				太陽光発電等整備事業	1/2	1/2		1/2	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を除く)、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、高等学校及び中等教育学校の後期課程の産業教育のための実験実習施設、共同調理場の太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、蓄電池、地中熱利用設備、雪氷熱利用設備、小水力発電設備の整備のために必要となる工事一式、その他関連工事 太陽光発電等の設置に当たっては、原則、自立運転機能など防災機能を付加 下限額 1校あたり 400万円 蓄電池は上限額 1,000万円	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	蓄電池を単独で整備する場合は、太陽光発電設置校に限る。

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 接 間 県 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
学 校 施 設 課	文 部 科 学 省	公立諸学校建物其他災害復旧費負担(補助)金	直接	公立学校施設災害復旧事業	2/3	2/3		1/3	○建物新築又は補修 ○工作物新設又は補修 ○土地・校地復旧工事 ○設備費・設備・備品の購入又は修理 ○応急仮設校舎等の設置又は工事	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	
		理科教育設備整備費等補助金	直接	小・中学校、義務教育学校及び高等学校における理科・算数及び数学に関する教育のための設備を整備するために必要な経費の一部を補助する。	1/2	1/2		1/2	理科設備 算数・数学設備	理科教育振興法 理科教育設備整備費等補助金交付要綱	
		へき地児童生徒援助費等補助金	直接	(1)スクールバス・ポート等購入費 ①スクールバス・ポート購入費 へき地学校、学校統合(小学校及び中学校を廃止し、義務教育学校を設立する場合を含む)及び過疎地域等におけるバス路線、ポートの運行(航)の廃止(バス・ポートの運行(航)の休止、通学時間帯における運行(航)回数の減少及び運行(航)の休廃止を含む)による遠距離児童・生徒の通学条件の緩和を図るために運行(航)するスクールバス・ポートの購入事業	1/2	1/2		1/2	補助限度額 ①1台(隻)あたり 390万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
				②寄宿舎設備整備費 地方公共団体がへき地学校等に設置する通年制の寄宿舎に整備する設備の購入事業	1/2	1/2		1/2	②1舎あたり 新設寄宿舎 30万8千円 既設寄宿舎 15万4千円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
				(2)遠距離通学費等 ①遠距離通学費 学校統合の行われた年度又はその翌年度から引き続き通学費を負担することとした当該統合に係る小学校、中学校又は義務教育学校の遠距離通学児童・生徒の通学に要する交通費を負担する事業	1/2	1/2		1/2		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
				②寄宿舎居住費 公立の小・中学校及び義務教育学校(中等教育学校の前期課程を含む)に寄宿舎を設置し、これにへき地学校等の児童生徒を入舎させ、該当児童・生徒の保護者が支弁することとなる寄宿舎居住に要する食費、日用品費及び寝具費を市町村が徴収を免除する事業	1/2	1/2		1/2	②1人あたり 食費等日額 1,409円27銭 寝具類 5,500円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
				(3)学校間移動費 ①学校間運行委託費 学校間の移動の用に供するためのバス会社等とのスクールバス・ポートの運行(航)委託契約に基づく委託料を負担する事業	1/2	1/2		1/2		へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	
				②スクールバス・ポート購入費 学校間の移動の用に供するスクールバス・ポートを購入する事業	1/2	1/2		1/2	補助限度額 ①1台(隻)あたり 390万円	へき地教育振興法 へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
義務 教育 課	文 部 科 学 省	要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金	直接	(1)市町村等が経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒若しくは就学予定者の保護者に対して、必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助する。 (2)市町村等が、小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のために必要な援助を与えた場合、その経費の一部を補助する。	1/2 1/2	1/2 1/2		1/2 1/2	(1)市町村等が、当該市町村に住所を有する児童生徒若しくは就学予定者の保護者で、要保護者であるものに対して、学用品費等を支給する事業 (2)市町村等が、当該市町村の区域内の小・中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その保護者の世帯の収入額及び需要額の区分に応じ、学校給食費等の就学のために必要な経費を支給する事業	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律 要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	
		山梨県被災児童生徒就学支援事業費補助金	間接	東日本大震災により被災し、小中学校への就学が困難となった児童生徒等の保護者等に対して、市町村等が実施する就学支援事業に対し補助する。	10/10	10/10			(1)被災児童生徒就学援助事業 東日本大震災により被災し、就学困難な状況になった小・中学校に在籍する児童生徒又は就学予定者の保護者等に対して、市町村が実施する児童生徒就学援助事業 (2)被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 東日本大震災により被災し、就学支援が必要となった児童生徒の保護者等に対して、市町村が実施する特別支援教育就学奨励事業	山梨県被災児童生徒就学支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 県の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
義務教育課	文部科学省・県	学校運営協議会設置推進事業費補助金	間接	次代の山梨を担う子どもたちの個性と創造性を育む学校づくりに向け、市町村が実施する、保護者・地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置推進事業に対し補助する。	2/3	1/3	1/3	1/3	学校運営協議会設置推進事業 市町村が実施する、保護者・地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」の設置推進事業	学校運営協議会設置推進事業費補助金交付要綱	
		学力向上支援スタッフ配置事業費補助金	間接	児童生徒の学力向上を図るため、市町村等が行う教員の学習指導、児童生徒への全体指導や個別指導等を担う専門スタッフの配置事業に対し補助する。	2/3	2/9	4/9	3/9	主として児童生徒の学力向上に資することを目的として、市町村(市町村の一部事務組合含む)が、退職教員など多様な地域人材を学力向上支援スタッフとして、公立小中学校に配置する事業	学力向上支援スタッフ配置事業費補助金交付要綱	
		スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金	間接	教員の負担を軽減するため、市町村等が行う教員の業務補助にあたる専門スタッフの配置事業に対し補助する。	2/3	2/9	4/9	3/9	主として教員の負担を軽減するため、市町村(市町村の一部事務組合含む)が行う教員の業務補助にあたる専門スタッフを公立小中学校に配置する事業	スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付要綱	
		教頭マネジメント支援員配置事業費補助金	間接	学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援するため、市町村等が行う教頭の学校マネジメント等に係る業務を支援する専門スタッフの配置事業に対し補助する。	2/3	2/9	4/9	3/9	主として、その学校マネジメント等に係る業務を専門的に支援することを目的として、市町村(市町村の一部事務組合を含む。)が、退職教員、教育委員会勤務経験者、民間企業等での事務経験者などの人材を、教頭マネジメント支援員として、管下の小中学校に配置する事業	教頭マネジメント支援員配置事業費補助金交付要綱	
		文化芸術振興費補助金(中学校における部活動指導員配置支援事業) 文化庁	間接	中学校の文化部活動の質を確保しながら、指導に当たる教員の負担軽減を目的に、退職教員などの多様な地域人材を部活動指導員(会計年度任用職員)として任用し、公立小中学校に配置する支援事業に対し補助する。	2/3	1/3	1/3	1/3	報酬、旅費	文化芸術振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱 中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領	R5より保健体育課から移管
		文化部活動の地域移行等に向けた実証事業委託金 文化庁	間接	令和7年度末までの休日文化部活動の地域移行の改革推進機関において地域移行することを支援する補助事業。	10/10	10/10			運営団体が活動するために必要となる事務局運営に係る経費(賃金・謝金・旅費、会場借料など)を助成する事業。	令和6年度「文化部改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」実施要領	
		〈新〉やまなし教育創造推進事業費補助金	県単	本県全体の教育の充実を図り、地域の魅力向上に資するために、県内の25人学級導入の影響が及ばない市町村が、県の教育課題に対応した事業や地域の強みを生かした事業などの特色ある事業を行う場合において、その経費の一部を補助する。	一般枠 2/3 特別枠 5/6		一般枠 2/3 特別枠 5/6	一般枠 1/3 特別枠 1/6	市町村が実施する県の教育課題に対応した事業や地域の強みを生かした事業などの特色ある教育活動に対して補助金を交付する事業	やまなし教育創造推進事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
高校 教育課	文部 科学省	高等学校等就学支援金交付金	間接	公立高等学校においては授業料を原則有償とするが、申請により所得要件を満たす生徒の授業料は無償とするため、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国が定める算式に基づき交付する。	国が定める算式及び率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×対象生徒数 ※対象者…保護者全員の(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)課税控除の額の合計が30万4千2百円未満である者。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律	
		高等学校等就学支援金交付金(家計急変支援制度)	間接	就学支援金の所得制限基準((市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)課税控除の額の合計が30万4千2百円以上)に該当し、就学支援金を受給していない生徒が、保護者等の失職や倒産等の家計急変により収入が激減し、算定基準額が15万4千5百円未満となった場合に、家計急変後の所得が就学支援金に反映されるまでの間、地方公共団体は授業料を無償とする。このための授業料相当額を地方公共団体に交付する。	国が定める算式及び率	10/10			公立高等学校基礎授業料月額×12月×対象生徒数 ※対象者…保護者全員の(市町村民税の)課税標準額×6%－(市町村民税の)課税控除の額の合計(：算定基準額)が30万4千2百円以上であった者のうち、家計急変のため算定基準額が15万4千5百円未満下に減少した生徒。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 高等学校等就学支援金事務処理要領(家計急変編)	
		高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)	間接	高等学校等を中途退学した後に、再び高等学校等で学び直す者に対して、都道府県が就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、24月を限度として、高等学校等学び直し支援金(就学支援金相当額)を支給する。	国が定める算式及び率	10/10			都道府県の学び直し支援金の支給に要する費用に相当する額 全日制：月額9,900円 定時制：月額2,700円 通信制：月額 520円	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
特別支援教育・児童生徒支援課	文部科学省	教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)	直接	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケアのための看護師や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図る。	1/3	1/3		2/3	(1)特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業 (2)医療的ケアのための看護師配置事業 (3)外部専門家配置事業	教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)交付要綱	
	県	〈新〉フリースクール利用支援事業費補助金	県単	不登校児童生徒家庭の経済的負担を軽減するために補助事業者が行うフリースクール利用料を支援する事業	1/2			1/2	補助事業者が就学援助制度対象世帯の小中学生が利用するフリースクールの利用料に対する補助金として当該児童生徒(在籍学校で指導要録上の出席扱いを認めているフリースクールの利用者に限る。)の保護者等へ支給した経費1人当たり月額15,000円を上限。	フリースクール利用支援事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
社会 教育 課	文 部 科 学 省	放課後子供教室推進事業費補助金	間接	放課後子ども総合プランの推進 ・放課後子供教室を市町村が実施するために必要な経費に対する補助 (放課後児童健全育成事業費等補助金については総合県民支援局子育て・次世代サポート課欄に掲載)	2/3	1/3	1/3	1/3	(1)放課後子供教室運営費 上限:2,037千円×実施教室数 (2)運営委員会経費 上限:776千円 (3)コーディネーター経費 実施校区 上限:937千円×配置人数 未実施校区 上限:234千円×配置人数 (4)放課後子供教室備品整備費 教室開設初年度 上限:210千円×実施教室数 開設初年度「連携型」で実施 上限:450千円×実施教室数 開設初年度「校内交流型」で実施 上限:500千円×実施教室数 既存教室「連携型」で実施 上限:210千円×実施教室数 既存教室「校内交流型」で実施 上限:250千円×実施教室数 ※市町村が地域の実情に応じて積算し、 文部科学大臣が認めた額	山梨県放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱	
		地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金	間接	地域学校協働活動の推進 ・地域と学校の連携・協働による学校運営、地域住民が参画した学習支援・体験活動や働き方改革に資する取組など多様な活動に対する補助	2/3	1/3	1/3	1/3	(1)地域学校協働活動推進員等経費 上限:1,500円×時間×配置人数 (2)協働活動リーダー等経費 上限:1,480円×時間×配置人数 ※市町村が地域の実情に応じて積算し、 文部科学大臣が認めた額	山梨県地域・学校の協働体制の構築と強化事業費補助金交付要綱	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考																																												
						国	県	市町村																																															
保健体育課	文部科学省	学校施設環境改善交付金	直接	学校給食の開始及び改善充実に必要な施設、設備の整備	新增築 1/2 改築 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	(施設) 児童、生徒数に応じて定められている面積に別に定める建築単価を乗じて得た額 (設備) 児童、生徒数に応じて別に定める金額 (解体・撤去費) 公共事業等に使用されている積算基準を参考とし、事業箇所の実情に応じて算出	学校施設環境改善交付金交付要綱 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律																																													
		要保護児童生徒援助費補助金(医療費等)	直接	経済的理由によって、就学困難と認められる児童、生徒に対する就学援助	1/2	1/2		1/2	要保護児童生徒に対する医療費、学校給食費 医療費 平均額 12,000円 給食費 (完全給食) 小学校 58,000円 中学校 69,000円 (補食給食) 小学校 47,000円 中学校 50,000円 (ミルク給食) 小学校 10,000円 中学校 10,000円	学校保健安全法 学校給食法 要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱																																													
		へき地児童生徒援助費等補助金(保健管理費)	直接	医師、歯科医師等の派遣 へき地学校心臓検診事業	1/2 1/3	1/2 1/3		1/2 2/3	派遣費 (謝金・旅費) 別表A <table><tr><td>区分</td><td>医師</td><td>歯科医師</td><td>薬剤師</td></tr><tr><td>謝金</td><td>44,000円</td><td>44,000円</td><td>34,000円</td></tr><tr><td>旅費</td><td>6,000円</td><td>6,000円</td><td>6,000円</td></tr></table> 別表B <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">医師</th><th colspan="2">歯科医師</th><th colspan="2">薬剤師</th></tr><tr><th>人員</th><th>回数</th><th>人員</th><th>回数</th><th>人員</th><th>回数</th></tr><tr><td>児童生徒数が100人未満の学校</td><td>3人</td><td>1回</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>児童生徒数が100人以上200人未満の学校</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>児童生徒数が200人以上の学校</td><td>3</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td><td>1</td><td>3</td></tr></table> ・別表Aおよび別表Bにより算出した額の定額(1/2)を上限とし、派遣費の1/2の額 ・へき地学校心臓検診事業 市町村ごとの実施児童生徒に2,260円を乗じて得た額の1/3の額を限度とし、補助対象経費の1/3の額	区分	医師	歯科医師	薬剤師	謝金	44,000円	44,000円	34,000円	旅費	6,000円	6,000円	6,000円	区分	医師		歯科医師		薬剤師		人員	回数	人員	回数	人員	回数	児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1	児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2	児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3
区分	医師	歯科医師	薬剤師																																																				
謝金	44,000円	44,000円	34,000円																																																				
旅費	6,000円	6,000円	6,000円																																																				
区分	医師		歯科医師		薬剤師																																																		
	人員	回数	人員	回数	人員	回数																																																	
児童生徒数が100人未満の学校	3人	1回	1	1	1	1																																																	
児童生徒数が100人以上200人未満の学校	3	2	1	2	1	2																																																	
児童生徒数が200人以上の学校	3	3	1	3	1	3																																																	

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
保健体育課	文部科学省	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金	間接	地域ぐるみでの効果的・継続的な子どもの安全確保に向けた体制整備 (1)スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 (2)スクールガード養成講習会の開催 (3)子どもたちの見守り活動の実施	2/3	1/3	1/3	1/3	① スクールガード・リーダーの巡回指導経費 ・スクールガード・リーダー巡回指導謝金、保険料等 ・スクールガード・リーダーの巡回指導回数は、年間100日程度の活動を原則とする ② スクールガード養成講習会の開催経費 ・講師に対する謝金・旅費等 ・スクールガードリーダー装備品 ③ 子どもたちの見守り活動の実施 ・スクールガード装備品、保険料等	・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱 ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業実施要領 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金交付要綱	
		地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員配置支援事業) スポーツ庁	間接	中学校の運動部活動の質を確保しながら、指導に当たる教員の負担軽減を目的に、退職教員などの多様な地域人材を部活動指導員(会計年度任用職員)として任用し、公立中学校に配置	2/3	1/3	1/3	1/3	・報酬、旅費	・地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)交付要綱 ・中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領	
		地域スポーツクラブ活動体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業) スポーツ庁(民間事業者)	間接	各市町村の地域スポーツの推進体制等の中で、コーディネーターの配置を含む運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等に関する実証事業を実施	10/10	10/10			運営団体・実施主体等の体制整備、指導者の確保、参加費用負担への支援等(賃金・謝金・旅費、会場借料など)に要する経費	地域スポーツクラブ体制整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)実施要領	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
国際戦略・自然首都圏推進課	自治一般総合財団法人	地域国際化推進助成事業	直接	多文化共生、国際理解推進など地域レベルでの国際化の推進に資する先導的かつ他の団体の模範となるソフト事業	10/10以内				助成金額:上限200万円 事業主体:市町村が認めるコミュニティ国際交流組織	コミュニティ助成事業実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村振興課	一般財団法人自治総合センター	コミュニティ助成事業	直接	(1)一般コミュニティ助成事業 (2)コミュニティセンター助成事業 (3)青少年健全育成助成事業 (4)地域づくり助成事業 (ア)共生の地域づくり助成事業 (イ)活力ある地域づくり助成事業	10/10以内				(1)100万円～250万円 (2)総事業費の3/5以内に相当する額で2,000万円を限度とする (3)30万円～100万円 (4) (ア)1,000万円まで、ただし、ソフト事業は500万円まで。 (イ)200万円まで。	コミュニティ助成事業実施要綱	
		シンポジウム助成事業	直接	シンポジウムの事業を実施する者に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る事業	10/10以内				シンポジウム(パネルディスカッション、基調講演)と事例発表、展示会等。助成金:300万円を上限。	シンポジウム助成事業実施要綱	
		宝くじスポーツフェア実施事業	直接	野球・バレーボール・サッカーの“宝くじスポーツフェア”を実施し、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業	10/10以内				事業の実施に要する経費は、原則として一般財団法人自治総合センターが負担するが、「会場及び付帯施設、設備の提供と運営」「運営スタッフの提供」「参加者、出場者の募集と管理」「開催告知及び集客」「選手等の送迎」「選手、スタッフの昼食等手配」に要する経費は開催地が負担する。	宝くじスポーツフェア実施要綱	
		環境保全促進助成事業	直接	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより、環境にやさしい地域づくりの推進を図る事業	10/10以内				都道府県、市(区)町村及び市町村が認めるコミュニティ組織が行う地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業であって、各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等の事業を対象とする。 (1)実施団体が都道府県、市(区)町村の場合においては、1件あたり200万円を限度。 (2)実施団体が市(区)町村が認めるコミュニティ組織の場合においては、1件あたり100万円を限度。	環境保全促進助成事業実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
市町村振興課	一般財団法人自治総合センター	移住・定住・交流推進支援事業	直接	地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の促進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、地域団体等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対する支援	10/10以内				都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化 する事業 ア 一般事業 2,000千円を上限	移住・定住・交流推進支援事業実施要綱	
		地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業	直接	「地方創生」にあたり、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援 ア 地方創生人材育成伴走型支援事業 地方創生及び地域づくりの推進に貢献できる人材を育成するための具体的な実行計画を策定し、人材を育成する事業 イ 地域経済循環分析事業 経済の循環構造に係る分析を行い、地域経済の活性化に向けた施策の方向性案を検討する事業 ウ 一般事業 次に掲げる要素を含む事業 (1)集落の維持活性化、地域の経済循環の創造 (2)子ども・女性・若者・シニア等が活躍する地域づくり (3)食料・エネルギーの地産地消等、支え合いの仕組みづくり (4)地方創生に向けた地域ぐるみの取組	10/10以内				将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民とともに実施する事業に対する助成 ア 150万円を上限 イ 200万円を上限 ウ 150万円を上限	地方創生に向けて”がんばる地域”応援事業実施要綱	
		地方創生アドバイザー事業	直接	地域社会の活性化を図ることを目的として、地方創生に向けて適切な助言を行う各分野の専門家を招聘して実施する自主的、主体的、継続的な地域づくり活動に対する助成	10/10以内				市町村等の助成対象団体が地域活性化を推進するために実施する事業で、テーマに具体性があるもの 助成金：講師報償費、交通費及び宿泊費で、1事業あたり総額で20万円を上限。	地方創生アドバイザー事業実施要綱	
		スポーツ拠点づくり推進事業	直接	全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進することを目的に、小・中・高校生が参加する全国大会を継続的に開催しようとする市町村の事業	10/10以内				1～7年目については毎年400万円、8年目は350万円、9年目は300万円、10年目は250万円を上限額とする。 (ただし、承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用が含まれる場合には、1年目に限り800万円を上限額とする。) 助成期間(大会開催継続期間):10年間を限度とする。	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱	現在、新規の募集はしていない。(すでに助成を受けている事業が継続する場合のみ対象とする)

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
防災危機管理課・消防保安課	一般財団法人自治総合センター	コミュニティ助成事業 ○地域防災組織育成助成事業	直接	ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し地域住民から積極的な協力を得るために必要となる設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要となる資器材等の整備に関する事業 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要となるD-1級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資器材の整備に関する事業 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資器材の整備に関する事業	10/10以内				【事業実施主体】 ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 消防団を有する市町村 ウ 市町村及び一部事務組合 エ 市町村及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村 カ 少年消防クラブを有する市町村 【助成金】 1件につき以下の金額で10万円単位 ア 30万円から200万円まで イ 50万円から100万円まで ウ 100万円(上限) 防火防災訓練用資器材の整備は60万円(上限) エ 40万円(上限) オ 100万円(上限) カ 100万円(上限)	コミュニティ助成事業実施要綱	
消防保安課	一般財団法人日本防火・防災協会	女性(婦人)防火クラブ員救急講習会事業	直接	女性(婦人)防火クラブ員(おおむね100人)を対象とする講習会の実施 講習会の内容 ①救急車が現場到着までに必要な応急処置(心肺蘇生法及び大出血時の止血法) ②自動体外式除細動器(AED)の使用法	10/10以内				【物件交付等】 心肺蘇生人体モデル 自動体外式除細動器(AED)トレーナー 気道確保指導モデル 講習用消耗品 配付資料等 【経費助成】 講師謝金 90,000円(上限) 会場借上料 30,000円(上限) 看板製作費 10,000円(上限) 昼食代 75,000円(上限) その他必要な経費については、その都度協議	女性防火クラブ員救急講習会事業実施要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間接 単 の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
消防保安課	消防団員等公務災害補償等共催基金	消防団員安全装備品整備事業助成金	直接	消防団員の活動に係る安全装備品の整備、健康診断の実施等の事業 ・安全帽 ・救助用半長靴 ・防火服 ・防火帽 ・防火用長靴 ・防火手袋 ・耐切創性手袋 ・反射チョッキ ・防寒衣 ・携帯用投光器 ・救命胴衣 ・雨衣上下 ・防塵メガネ ・防塵マスク ・投光器 ・発電機 ・無線機器 ・血圧計 ・その他基金理事長が特に認めるもの	10/10以内				【事業実施主体】 基金と消防団員等公務災害補償責任共済契約関係にある以下に掲げるもの ・市町村 ・消防補償等事務組合 ・一部事務組合消防本部 ・水防事務組合 【助成金】 ・原則として整備等事業に要する経費の全額	消防団員安全装備品整備等助成事業実施要領	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接 間 接 単 の 区 分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
文化振興・文化財課	自治一般財団法人	コミュニティ助成事業 (地域の芸術環境づくり助成事業)	直接	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うソフト事業	2/3 以内				助成金額: 上限500万円 事業主体: 市町村、広域連合、一部事務組合、指定管理者、特定公益法人、実行委員会	コミュニティ助成事業実施要綱	
	一般財団法人 地域創造	地域の文化・芸術活動助成事業 (創造プログラム・一般分)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域の活性化に寄与する長期的展望を有して発展的・継続的に実施し、他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業	1/2 以内				助成金額: 上限1000万円 事業主体: 都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 創造プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業 (連携プログラム)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できるもので、本プログラムのために新たに自ら企画し、3以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演・展覧会のうち「地域交流プログラム」を伴う事業	2/3 以内				助成金額: 上限500万円 ※連携する事業全体で3,000万円 ※連絡調整事業 100万円/年 (代表する1団体のみ) 事業主体: 都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 連携プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業 (研修プログラム)	直接	地方公共団体等の自主事業の企画制作能力の向上および公立文化施設の利活用の推進等を図るため、公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業	2/3 以内				助成金額: 上限200万円 事業主体: 都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人、実行委員会	地域の文化・芸術活動助成事業 研修プログラム助成要綱	
		地域の文化・芸術活動助成事業 (公立文化施設活性化計画プログラム)	直接	公立文化施設の利活用の推進等を図るため、地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を記載した計画を策定する事業	2/3 以内				助成金額: 上限200万円 事業主体: 都道府県、市町村、指定管理者、一般指定管理者、特定公益法人	地域の文化・芸術活動助成事業 公立文化施設活性化計画プログラム助成要綱	
		地域伝統芸能等保存事業 (映像記録保存事業)	直接	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)を記録・保存する事業	2/3 以内				助成金額: 上限200万円 事業主体: 市町村	地域伝統芸能等保存事業 映像記録保存事業助成要綱	

国・県以外から市町村へ交付される補助金等

主管課	主管省(庁)	補助金等の名称	直接間接単の区分	補助対象事業の内容	補助率	負担割合			補助基準等	根拠法令等	備考
						国	県	市町村			
文化振興・文化財課	一般財団法人地域創造	地域伝統芸能等保存事業 (保存・継承活動支援事業)	直接	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与することを目的に、市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等(伝統芸能、伝統技能、祭り、伝説、神話、民話、習俗等)の保存・継承のために活動している団体等への支援事業	1/2以内				助成金額:上限30万円 事業主体:市町村	地域伝統芸能等保存事業 保存・継承活動支援事業 助成要綱	
		市町村立美術館活性化事業	直接	市町村立美術館活性化事業実施要綱に基づき、指定の企画内容の同巡回展開催を支援する事業の準備年度助成対象事業	10/10				助成金額:上限100万円 事業主体:市町村、公の施設の管理を行う法人その他の団体	市町村立美術館活性化事業 市町村立美術館活性化事業実施要綱	
				市町村立美術館活性化事業実施要綱に基づき、指定の企画内容の同巡回展開催を支援する事業	2/3以内				助成金額:上限1200万円 事業主体:市町村、公の施設の管理を行う法人その他の団体		
	独立行政法人日本芸術文化振興会	芸術文化振興基金助成金	直接	芸術家及び芸術団体が行う、現代舞台芸術の公演、伝統芸能の公開、美術の展示、映像芸術の普及等の芸術の創造又は普及を図るための活動	補助率の定めなし(活動の規模及び助成対象経費(選択制)の合計額に応じて定額)				事業主体:地方公共団体、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、指定管理者、特定非営利活動法人、大学等	芸術文化振興基金助成金交付要綱	
				地域の文化の振興を目的として行う、文化会館、美術館その他の地域の文化施設において行う公演、展示及び伝統的建造物群、遺跡、民俗芸能その他の文化財を保存し、又は活用する活動							
				文化に関する関する団体が行う、アマチュア、青少年等の文化団体が行う公演、展示及び文化財である工芸技術又は文化財の保存技術の復元、伝承その他文化財を保存等の文化の振興又は普及を図るための活動							

令和7年度地方債の概要

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
公共事業等	・補助事業に係る地方負担額 ・国の直轄事業に係る負担金 ・独立行政法人水資源機構の行う河川事業及び農業農村整備事業並びに国立研究開発法人森林研究・整備機構の行う農業農村整備事業及び林道事業に係る法令に基づく負担金	90 原 則として (本来分50) (財対分40) 例 外 ○高速自動車国道 建設事業 90(90) ○各種災害関連事 業のうち激甚災害 対策、かんまん災 害対策(現年分)、 災害関連緊急及び 湛水防除(市町村 分)に係るもの 90(80) ○国営土地改良事 業等の市町村負担 金のうち平成22年 度までに実施した事 業に係る負担金相 当額 90(30) ○宅地耐震化推進 事業(特別分)及び 盛土緊急対策事業 (特別分) (本来分50) (財対分40)	財政融資資金 [各種災害関連事 業] 25(3) [農業農村整備事 業・道路事業(林道 含む)・排水施設 等]15(3) [庁舎]25(3) [上記以外]20(3) 地方公共団体金融 機構資金 [道路事業]20(5) [学校教育施設等整 備事業(太陽光発 電整備事業に限 る)]15(3) [社会福祉施設整備 事業]25(3) 民間等資金	○財源対策債の元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入(公債費方式) 例外 ○高速自動車国道建設事業:本来分の元利償還金の50% ○被災地市街地復興特別事業:本来分の元利償還金の80% ○各種災害関連(砂防、河川等)、高規格幹線道路(高速自動車国道除く)、ダム、砂防:本来分の元利償還金の50%、財源対策債の元利償還金の50% ○各種災害関連(激甚災害対策、かんまん災害対策(現年分)、災害関連緊急):本来分の元利償還金の57%、財源対策債の元利償還金の50% ○「5か年加速化対策」に位置づけられない「防災重点農業用ため池緊急整備事業」:本来分の元利償還金の50%、財源対策債の元利償還金の50% ○宅地耐震化推進事業(特別分)及び盛土緊急対策事業(特別分):本来分の元利償還金の50%、財源対策債の元利償還金の50%
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策に基づく補助事業に係る地方負担額及び国の直轄事業に係る負担金並びに独立行政法人水資源機構の行う農業農村整備事業に係る法令に基づく負担金	100	財政融資資金 (建設される施設を 「令和7年度財政融 資資金地方資金の 償還期限及び据置 期間基準年数表」に より分類した場合に 属することとなる施 設(事業)の融通条 件とし、それ以外に ついては25年(据置 3年)とする) 民間等資金	元利償還金の50%(通常の場合における地方負担額に対する交付税措置率が50%を超えるものは、当該措置率)を基準財政需要額へ算入、残金は単位費用により措置。
公営住宅建設事業	○公営住宅法等により国の補助を受けて実施する公営住宅の建設等及び単独で行う公営住宅等の建設等に係る事業等 ○用地の取得造成事業	100	財政融資資金 25(3) 地方公共団体金融 機構資金 25(5) 民間等資金	

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
災害復旧事業	○補助・直轄災害復旧事業	()は過年	財政融資資金 10(2) 民間等資金	○元利償還金の95%を基準財政需要額に算入。 (公営住宅は除く)
	・公共土木施設等	100(90)		
	・農地・農林漁業施設	90(80)		
	○一般単独災害復旧事業			○元利償還金の47.5%～85.5%を財政力補正で基準財政需要額に算入。
	・公共土木施設等	100		
	・農地・農林漁業施設	65		
	○小災害復旧事業		[公共土木施設等] 現年 10(2) 過年 9(2) [農地農林施設] 現年 4(1) 過年 3(1)	○公共土木施設等 元利償還金の66.5～95.0%を財政力補正で基準財政需要額に算入。 ○農地農林施設 元利償還金の100%を基準財政需要額に算入。
	・公共土木施設等	100		
	・農地(一般被災地)	50		
	・農地(被害激甚地)	74		
	・農林施設(一般被災地)	65		
	・農林施設(被害激甚地)	80		
	○災害対策基本法第102条第1項に基づく歳入欠かん債及び災害対策債	100	4(1)	○歳入欠かん債 減収割合に応じて元利償還金の47.5～85.5%を普通交付税で措置。 ○災害対策債 元利償還金の57%を特別交付税で措置。
	・歳入欠かん債			
	・災害対策債			
	○公共施設及び公用施設に係る火災復旧事業	100	建設される施設を 分類した場合に属 することとなる施設 の年数	
	○地方公営企業災害復旧事業債	100	10(2)	○災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補填の為、一般会計から他会計へ 繰り入れた額の50%を特別交付税へ算入される。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
学校教育施設等整備事業	○公立学校施設整備費負担金を受けて実施する義務教育諸学校の新増築事業	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 25(3) ※幼稚園、その他の 学校施設及び社 会体育施設25(3) 地方公共団体金融 機構資金 (単独事業)25(3) 民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	○学校施設環境改善交付金事業その他の国庫補助金を受けて実施する事業(義務教育諸学校に係る危険改築事業、不適格改築事業)	90 (通常分75) (財対分15)		元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	○学校施設環境改善交付金を受けて実施する大規模改造事業(障害児等対策施設整備工事)※特別支援学校小・中学部を除く			元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	○学校施設環境改善交付金事業を受けて実施する上記以外の公立の小学校等の補強事業または、防災機能強化事業等	90 (通常分75) (財対分15)		元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	○義務教育諸学校の水泳プール(屋外)の新改築事業等(地震特措法第4条の規定に基づく事業に限る。)	90 (通常分75) (財対分15)		元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	○上記以外の義務教育諸学校の水泳プール(屋外)の新改築事業等	90 (通常分75) (財対分15)		財対分のみ50%。
	○学校施設環境改善交付金事業を受けて実施する上記以外の事業	75		
	○その他の国庫補助金(交付金を含む。))を受けて実施する事業	75		
	・防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律等の規定に基づく事業	90(通常分75) (財対分15)		財対分のみ50%。
	○単独事業	75		
	○用地(取得・造成)	90(義務教育施設・高等学校以外75)		
	○大規模改造事業	75		義務教育施設(校舎、屋内運動場)の大規模改造事業についてののみ元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。 ※対象は義務教育諸学校
	○災害危険施設再建事業	90 (通常分75) (財対分15)		元利償還金の70%を基準財政需要額に算入(財対分は50%)。
	社会福祉施設整備事業	○児童福祉施設その他の社会福祉施設の整備事業 ※公営企業債の対象となる施設及び学校教育法第1条に規定する学校は除く。 ・保護施設(医療保護施設を除く) ・児童福祉施設(児童遊園を除く)、へき地保育所及び保育士養成所 ・母子・父子福祉施設及び母子健康センター ・老人福祉施設(介護サービス施設整備事業の対象となる施設を除く) ・障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター及び福祉ホーム ・身体障害者社会参加支援施設及び盲人ホーム ・身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設等 ・心身障害者(児)総合施設、地域福祉センター等 ・保健師等養成所、社会福祉士又は介護福祉士養成所及び理学療法士又は作業療法士養成施設 <		

起債事業名	対 象 事 業		充当率 (単位：％)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
一般廃棄物処理事業	補助事業	・ごみ処理施設整備事業（埋立処分地施設整備事業を含む）	90 (通常分75) (財対分15)	財政融資資金 30(5) ※改造事業は、事業内容に応じ、基準年数の範囲内で適切な融通条件を設定	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入(通常分50%、財対分50%)。
		・し尿処理施設整備事業（地域し尿処理施設整備事業を含む）			
	単独事業	・重点化等事業 (単独事業で、ごみ処理広域化計画に基づいて実施するごみ焼却施設の新設事業、総事業費1.5億円以上の基幹的設備の改造事業)			
		・継ぎ足し単独分 ・その他単独事業			
	○用地関係		100	民間等資金	
	○清掃運搬施設等整備事業		75		
一般補助施設整備等事業	○原則として、国庫補助金を伴う事業のうち、次に掲げる事業 (主なもの)		75	財政融資資金 道路・排水施設等 15(3) 上記以外の施設 原則20(3)	○特定間伐等促進対策事業 ・元利償還金の30%を特別交付税措置。 ○地震防災特例措置法に基づき国庫補助率のかさ上げが行われる事業 ・元利償還金の50%を基準財政需要額に算入（事業費補正）。 ○活動火山対策避難施設 ・元利償還金の80%が特別交付税措置（その他、充当残の事業費に対する特別交付税措置（80%）もあり）。 ○新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第1号イ及び第13条の規定に基づく交付金事業） ・元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。 ・継ぎ足し単独事業や関連単独事業は対象外となる。 ○非公共の農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業における市町村分の負担率について、平成31年度から公共事業債と同等の措置を講じる。（充当率90%交付税措置率20%）。
	・防災集団移転事業		90(宅地分譲助成 100)	庁舎整備25(3)	
	・豪雪対策整備事業		80	出資金・貸付金・負担金20(3)	
	・認定こども園整備事業(他の事業区分に属する事業の対象となるものを除く。)			特別転貸債 原則20(5)	
	・児童相談所一時保護施設整備事業		90	民間等資金	
	・地震対策緊急整備事業等				
	・活動火山対策避難施設整備事業		100		
	・住宅資金等貸付事業		90		
	・庁舎整備事業				
	・特定地域再生事業（公共施設又は公用施設の除却事業に限る。）		100		
	・特定間伐等促進対策事業				
	・新しい地方経済・生活環境創生交付金事業		90		

(次ページへつづく)

(次ページへつづく)

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
(前ページつづき)	・地方大学・地域産業創生事業	90		
	・文化財保存・活用事業(国宝重要文化財等保存・活用事業及び史跡等購入事業に限る。)			
	・農地耕作条件改善事業、畑作等促進整備事業、及び農業水路等長寿命化・防災減災事業(市町村負担に限る。)			
	・地域公共交通再構築事業(鉄道事業再構築事業に係るものに限る。)	100		
	○国庫補助(交付金含む)を受けて市町村が実施する整備事業のうち、上記事業及び他の事業区分に属する事業の対象とならない事業 ・消防: 防災施設整備事業	90 (その他75)		
	○特別転賃債	100		
施設整備事業(一般財源化分)	○平成17年度及び平成18年度において廃止・税源移譲された施設整備費補助負担金等にかかる以下の事業で従来の国庫補助負担金相当額分(補助率かさ上げ部分を含む。) ・次世代育成支援対策施設整備交付金(公立保育所及び児童相談所に係るものに限る。) ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 ・社会福祉施設等施設整備費補助金・負担金(市町村立の障害者施設及び保護施設に係るものに限る。) ・消防防災設備整備費補助金	100	民間等資金	○元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。(事業費補正) ○地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金対象事業には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)により創設された介護医療院に係る整備事業を含む。
一般単独事業〔一般事業〕	○石綿対策事業	95	民間等資金	○元利償還金の40%を特別交付税で措置。
	○中心市街地再活性化等特別対策事業	75		○元利償還金の30%を特別交付税で措置。
	○庁舎整備事業	75		
	○消防・防災施設事業	90(消防庁舎(広域化に係るものを除く)75)		
	○その他事業(地方債計画上、他の事業で対象としない事業)	75		
	○河川等事業	90	地方公共団体金融 機構資金20(5) 民間等資金	○償還金利子の75%(用地は50%)を特別交付税で措置。
	○地域総合整備資金貸付事業(ふるさと融資)	100	地方公共団体金融 機構資金20(5) 民間等資金	
	○臨時高等学校改築等事業	90	地方公共団体金融 機構資金20(5) 民間等資金	
	○児童相談所整備事業	90	民間等資金	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
地域活性化事業	○地域経済循環の創造 ・地域資源活用事業 ・地域情報通信基盤整備事業 ・自然再生・地球温暖化対策事業 ・国土保全対策事業 ○人材力の活性化 ・Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 ・地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ・NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 ・地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校の施設(産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等)の整備(私立大学等の設置者からの買取りは除く。) ○地域の歴史文化資産の活用 ・文化財保護法により登録された有形文化財等の取得、保存及び周辺整備 ・住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等 ○一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保 ・リハビリテーション施設、看護師等養成所 ・地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 ・集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴い必要となる生活環境施設の整備 ○連携中核都市圏構想の推進 ○定住自立圏構想の推進 ○合併の円滑化 市町村の合併の特例に関する法律の下で平成22年4月1日以降に合併した市町村等が行う事業であって、次の要件の全てを満たす事業 ア 平成22年4月1日以降に合併した合併市町村が実施する事業又は合併関係市町村が連絡調整して一体的に行う事業 イ 合併市町村基本計画に基づき実施する事業 ウ 合併の円滑化のために必要不可欠な事業として行う庁舎及び消防庁舎の統合・改修等並びに合併市町村相互間の電算システム及び防災行政無線等の統合整備等 ○国庫補助事業により整備される事業 ・地域木材を利用した施設の整備 ・連携中核都市圏構想の推進に資する事業 ・定住自立圏構想の推進に資する事業 ・無線システム普及支援事業費等補助金による事業	90	地方公共団体金融 機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
防災対策事業	○防災基盤整備事業 ・単独事業として実施する消防防災施設整備事業、浸水想定等区域移転事業及び消防広域化関連事業	75(デジタル化関連事業等は90)	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。(デジタル化関連事業等は50%)
	○公共施設等耐震化事業 ・単独事業として実施する、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化事業	90		○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。(特に推進すべき事業は2/3)
	○自然災害防止事業 ・災害の発生を予防し、又は災害の拡大を予防するために行う単独事業(治山・砂防・地すべり・河川・林地崩壊・急傾斜地崩壊・ため池・道路防災等)	100	※自然災害防止事業については、財政融資資金の充当可	○元利償還金の28.5%~57%を財政力に応じて基準財政需要額に算入。
地方道路等整備事業	・単独事業として実施する市町村道、農道及び林道の新設・改良事業	90	地方公共団体金融機構資金 20(5) 民間等資金	
旧合併特例事業(旧法分)	○旧市町村合併特例事業 ・旧法に基づき合併した市町村が市町村建設計画に基づき実施する補助事業または単独事業 ・市町村振興のための基金の造成	95 100(上下水道等公営企業への出資金等で特に必要と認められたもの)	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
旧合併特例事業(新法(改正前)分)	○旧市町村合併推進事業 ・県合併推進構想の対象市町村の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する事業 ・構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する補助事業または単独事業	90	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の40%を基準財政需要額に算入。(既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって合併による行政コストの合理化につながる事業については50%)
緊急防災・減災事業	○防災対策事業のうち東日本大震災及び平成28年熊本地震を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災のための地方単独事業 (1)大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 (2)大規模災害に迅速に対応するために緊急に整備する必要がある情報網の構築 (3)浸水想定等区域内にあり、地域防災計画、浸水対策等の観点から移転が必要と位置付けられた次の公共施設及び公用施設の移転 (4)「市町村の消防の広域化に関する基本方針」に基づき広域化したもの又は期限までに広域化するものが実施する消防広域化事業等 (5)大規模災害時に防災拠点となることや人命に対する被害等が生じると見込まれるため、地域防災計画、その耐震改修を進める必要があるとされた公共施設及び公用施設の耐震化	100	地方公共団体金融機構資金 30(5) 民間等資金	○元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入。 ○緊急防災・減災事業による措置は令和7年度まで。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
公共施設等適正管理推進事業	○集約化・複合化施設整備事業			
	・集約化・複合化施設整備事業 公共施設等総合管理計画に基づいて行われる、個別施設計画に位置付けられた公共施設(建築物(全体として延床面積が減少するものに限る。))及び非建築物(全体として維持管理経費等が減少すると認められるものに限る。))の集約化事業又は複合化事業	90	財政融資資金(国庫補助事業に限る。) 地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入。
	・集約化・複合化等に伴う除却事業 公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づいて実施する公共施設(建築物(全体として延床面積が減少するものに限る。))及び非建築物(全体として維持管理経費等が減少すると認められるものに限る。))の集約化・複合化(機能統合含む)又は機能廃止に伴う施設の除却事業	90	民間等資金 (原則10年以内)	除却に係る対象事業費から除却施設に係る土地価格相当分を控除した額の90%に相当する額に対する元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入
	○転用事業 他用途への転用事業(個別施設計画に位置付けられた事業を対象とする。)	90	地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ)を基準財政需要額へ算入。
	○長寿命化事業 【公共用建物】施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 【社会基盤施設】所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業(いずれも個別施設計画に位置付けられた事業を対象とする。)	90	地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ)を基準財政需要額へ算入。 ※義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、ユニバーサルデザイン化事業と同様の取扱いとする。
	○立地適正化事業 コンパクトシティの形成に向けた長期的まちづくりの視点に基づく事業(立地適正化計画に基づく事業を対象とする。)	90	地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ)を基準財政需要額へ算入。
	○市町村役場機能緊急保全事業 昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替事業等(個別施設計画に基づく事業であって、建替後の庁舎を業務継続計画に位置付けるものを対象とする。)	90 ※地方債の充当残については、基金の活用が基本	地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	起債対象経費の75%を上限として、この範囲で充当した市町村役場緊急保全事業債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入。
	○除却事業 地財法第33条の5の8に規定する公共施設等の除却を行う事業を対象とする。	90	民間等資金 ※償還期限は原則として10年以内	
	○ユニバーサルデザイン化事業 公共施設等総合管理計画等に基づいて行われる事業で、 ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。))に基づく公共施設又は公用施設(公営住宅及び公営企業施設等を除く)のバリアフリー改修事業(適償性のある事業に限る。) i 移動等円滑基本構想に基づく事業 ii 道路・都市公園・建築物等移動等円滑化基準等(以下「バリアフリー基準」)に適合させるための改修事業 ② ①以外の公共施設又は公用施設のユニバーサルデザイン化のための改修事業(ユニバーサルデザイン2020行動計画)におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえて実施される公共施設等の改修事業)	90	地方公共団体金融機構資金30(5) 民間等資金	元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ)を基準財政需要額へ算入。 【計算式】 交付税措置率＝ －0.5X＋0.7 ※X＝財政力指数 ただし、財政力指数が0.8を超えるときは交付税措置率を0.300とし、0.4に満たないときは0.500とする。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
緊急自然災害防止対策事業	災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するための治山、砂防、地すべり、河川、林地崩壊、急傾斜地崩壊、農業水利防災(防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第2条の2に規定するものの防災工事を含む。)、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾防災、漁港防災、農道防災、林道防災、都市公園防災、下水道(別に定める事業に限る。)及び道路防災(別に定める事業に限る。))に係る国庫補助の要件を満たさない地方単独事業	100	財政融資 30(5) 地方公共団体金融 機構資金 30(5) 民間等資金 ※流域治水プロジェクト又は流域治水計画に基づき都道府県又は指定都市が行う一級河川又は二級河川に係る事業は、財政融資資金を優先的に配分 ※上記に定める事業以外は、地方公共団体金融機構資金又は民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需要額へ算入。
緊急浚渫推進事業	地財法第33条の5の11の規定に基づき、地方単独事業として緊急に行う浚渫及び樹木伐採に係る事業(市町村が管理する準用河川及び普通河川、農業用ため池、ダム、排水路及び土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの。	100	民間等資金 ※償還期間10年以内	元利償還金の70%を普通交付税の基準財政需要額に算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
脱炭素化推進事業	地球温暖化対策推進法第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(同条第2項に掲げる事項について定める計画)に基づいて行われる次に掲げる事業 ①再生可能エネルギー設備(太陽光発電設備、バイオマス発電設備、熱利用設備等)及び再生可能エネルギー設備に付随する蓄電池、自営線、熱導管、EMS(エネルギーマネジメントシステム)等の整備に関する事業(売電を主たる目的とする場合を除く。) ②地財法第5条第5号に規定する法人又は公営企業が実施する①に掲げる設備の整備に関する事業(地域内での消費を主たる目的とする場合に限り、地方公共団体の補助金若しくは一般会計から公営企業会計に繰り出した経費又は事業費の2分の1のいずれか少ない額を限度とする。) ③公共施設若しくは公用施設をZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)基準相当に適合させるための改修又はZEB基準相当に適合する公共施設若しくは公用施設の新築、増築若しくは改築事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e 太陽光発電設備及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。) f BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム) ④公共施設又は公用施設を省エネルギー基準(建築物省エネ法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。)に適合させるための改修事業であり、具体的には次の設備の整備に関する事業 a 空気調和設備その他の機械換気設備 b 照明設備 c 給湯設備 d 昇降機 e コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。) f BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム) ⑤公共施設又は公用施設へのLED照明の導入のための改修事業 ⑥電動車の導入(公用車に係る電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限る。)及び主として公用車に充電を行うための充電設備の整備に関する事業	90	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	①～③元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入。 ④、⑤元利償還金の30%(財政力に応じて最大50%まで引き上げ)を基準財政需要額へ算入。 ⑥元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
こども・子育て支援事業	こども・子育てを支援するための施設の整備事業であって、こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第1項又は第2項に規定する市町村こども計画に基づいて行われる以下の地方単独事業(機能強化を伴わない既存の施設・設備の更新を除く。)を対象とするものとする。 ※社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人など地財法第5条第5号に規定する公共的団体が実施する事業を含む(地方公共団体の補助金を限度とする。))。 ①公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業(子育て相談室、あそびの広場、科学・自然・音楽・調理等の体験コーナー、子育て親子の交流の場等(以下「子育て相談室等」という。))の設置) ②こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業(子育て相談室等の設置) ③子育て関連施設(保育所等の児童福祉施設、障害児施設、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等)における環境改善事業(空調、防犯対策設備、防災対策設備、調理場、手洗い場、スプリンクラー、遊具、園庭、駐車場等の設置、バリアフリー化、トイレの洋式化等) ④認定こども園(公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型)の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備	90	地方公共団体 金融機構資金 25(3) 民間等資金	○機能強化を伴う改修 元利償還金の50%を基準財政需要額へ算入 ○新築・増築 元利償還金の30%を基準財政需要額へ算入
デジタル活用推進事業	地財法第33条の5の14に規定する計画(デジタル活用推進計画)に基づいて行われる情報システム又は情報通信機器等の整備に係る地方単独事業等 (1)地方単独事業 ① 情報システムの導入又は改修 掲げる情報システムの導入又は改修(当該情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システムの導入又は改修を含む。) ② 情報通信機器等の整備 (2) 国庫補助事業として実施される以下の情報システムの導入若しくは改修又は情報通信機器等の整備に係る事業((1)において対象となるものに限る。) ① 公立学校情報機器整備費補助金による事業(公立学校情報機器購入事業に限る。) ② 新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による事業	90	民間等資金 (原則5年以内)	(1)に該当する事業(高等学校の学習者用端末の整備を除く。) 元利償還金に対する交付税措置率50% (1)に該当する事業(高等学校の学習者用端末の整備) 元利償還金に対する交付税措置なし ※別に単位費用による交付税措置を講ずることとしている。 (2)に該当する事業 元利償還金に対する交付税措置なし ※別に単位費用による交付税措置を講ずることとしている。
辺地対策事業	○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項に規定する総合整備計画に基づいて実施する事業	100(公営企業債の対象は50)	財政融資資金 10(2) ※利率見直し方式の場合 義務教育諸学校施設:25(3) 診療施設・下水道施設・飲用水供給施設:30(5) 地方公共団体金融機構資金 30(5) ※利率見直しの場合 簡易水道施設、下水道処理施設:40(5)	元利償還金の80%を基準財政需要額に算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
過疎対策事業	○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて実施する事業	100(公営企業債の対象は50) (集落再編整備のための住宅は75 ※公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅に該当しない住宅に限る)	財政融資資金 (基金積立を除く) 12(3) ※「公共施設マネジメント特別分」に限る固定金利方式、又は利率見直しの場合 ・義務教育諸学校及び高等学校施設:25(5) ・診療施設及び下水道施設・簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設及び一般廃棄物処理施設:30(5) 地方公共団体金融機構資金(基金積立を除く) 30(5) ただしソフト分は12(3) ※利率見直しの場合 ・下水道施設及び簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(公営企業債の対象):40(5) 民間等資金	元利償還金の70%を基準財政需要額に算入。
公共用地先行取得等事業	○将来、公共用若しくは公用に供することが明らかな用地又はその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地(用地特別会計で取得するもの)で、施設整備の基本的内容が定まっているものであって、起債同意等申請年度以降10年度以内に事業の用に供するもの。 他の事業債で対象となるものを除く公共用、若しくは公用に供する用地の先行取得事業。	100	民間等資金 ①用地特別会計の場合10年以内 ②一般会計(用地特別会計を設置しないことにつきやむをえない場合)・充当率100%及び償還期限15年以内・上物の事業債の充当率及び償還期限	○土地開発公社健全化計画により取得する場合には利子支払額の1/2(起債同意等額の2%を上限)を特別交付税により措置。
行政改革推進債	○自主的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む地方公共団体が行う公共施設等の整備事業等について、当該事業に係る通常の地方債に加え、行政改革の取組みによる将来の財政負担の軽減により元利償還を行うことができると見込まれる額の範囲で地方債を充当することが可能なもの。 ○地方財政法第5条但し書きに定める事業の内、普通会計に係る事業の通常債の充当残部分に充当	100	民間等資金	

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
水道事業 (簡易水道事業)	○井戸、集水埋きょ、貯水池、取水ポンプ、その他取水に必要な施設 ○導水管、送水管、その他導送水に必要な施設 ○沈でん池、ろ過池、滅菌装置、その他浄水に必要な施設		財政融資資金 40(5)	○特別交付税及び普通交付税で措置。
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(令和7年度まで) 太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入 ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む	補助事業 地方負担額の100 単独事業 対象事業費の100	地方公共団体金融 機構資金 40(5) ※固定金利方式の 場合は30年 民間等資金	○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 (残余(地方負担額の2分の1)については、通常の病院事業債を充当) 太陽光、公共施設等のZEB化…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
	○用途廃止施設の処分 (公営企業施設等整理債)			
	○公営企業会計適用債 ・公営企業会計の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費等)	100	民間等資金 10年以内	○建設改良費に係る水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。 令和10年度までの事業であること。 ※財務規定等を適用した1年目から3年目までにおける決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
	○公営企業デジタル活用推進事業 デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年まで) ①地方単独事業 ア 情報システムの導入または改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。	100	民間等資金 5年以内	
	○防災対策事業 水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備に要する費用 (令和10年度まで)	50 ※残り50%は通常 の水道事業債	財政融資資金 40(5) 地方公共団体金融 機構資金 40(5) ※固定金利方式の 場合は30年 民間等資金	元利償還金について、一般会計からの出資の対象とし、その70%を普通交付税により措置。 ※国庫補助事業にあつては50%

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
水道事業 (上水道事業)	○一般会計出資債(水源開発事業、広域化事業、上水道未普及地域解消事業、災害対策事業)	100	財政融資資金40(5) 地方公共団体金融機構資金40(5) ※固定金利方式の場合は30年 ※公営企業会計の適用に関する経費(公営企業会計適用債)については10年以内 民間等資金	○水道広域化推進事業について、「水道広域化推進プラン」に基づき実施される広域化に伴い必要となる施設の整備に要する経費等について、地方負担額の2分の1を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に充当した一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税により措置。 ○相互連絡管等の整備事業に要する経費等について、地方負担額の2分の1を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%を普通交付税により措置。 ○基幹構造物の整備事業に要する経費等について、地方負担額の4分の1を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%を普通交付税により措置。 ○上水道未普及地域解消事業及び上水道災害・安全対策事業に係る一般会計出資債の元利償還金の50%を普通交付税で措置。 ○一定の要件を満たした統合上水道事業における旧簡易水道施設の建設改良において、当該建設改良に係る水道事業債の元利償還金の1/2について、一般会計からの繰出を行うこととし、当該繰出金について1/2を特別交付税措置。 ○管路耐震化上積み事業に要する経費等について、地方負担額の4分の1を一般会計からの出資の対象とし、当該出資に充当した一般会計出資債の元利償還金の50%を普通交付税により措置。
	○水道施設に必要な施設(取水施設、送導水施設、浄水施設、配水施設等)			
	○その他(鉛製給水管更新事業、水道庁舎公舎、用地取得費、取付道路、事務費等)			
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(令和7年度まで) 太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入 ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む			
	○用途廃止施設の処分 (公営企業施設等整理債)		民間等資金 10(繰上償還金は 残存期間内)	○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に一般会計出資債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 (残余(地方負担額の2分の1)については、通常の病院事業債を充当) 太陽光、公共施設等のZEB化…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30% 小水力発電の導入…50%
	○公営企業デジタル活用推進事業 デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年まで) ①地方単独事業 ア 情報システムの導入または改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。		民間等資金 5年以内	
	○防災対策事業 水道施設が被災した際の応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備に要する費用 (令和10年度まで)	50 ※残り50%は通常 の水道事業債	財政融資資金 40(5) 地方公共団体金融機構資金 40(5) ※固定金利方式の場合は30年 民間等資金	元利償還金について、一般会計からの出資の対象とし、その70%を普通交付税により措置。 ※国庫補助事業にあっては50%

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
病院事業	○病院、診療所、その他の医療施設、職員宿舍及び看護師宿舍の建設改良費等 ○医療又は看護のために必要な機械器具の整備費等 ○用途廃止施設の処分	100	財政融資資金 病院、診療所、職員 宿舍、看護師宿舍 30(5) 機械器具 10(1) 地方公共団体金融 機構資金 病院、診療所、職員 宿舍、看護師宿舍 30(5) その他 10(2) 民間等資金	○平成13年度以前着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金 $\times 2/3 \times 0.6$ ○平成14年度の着手事業で平成14年度以降に許可された企業債の元利償還金 $\times 2/3 \times 0.45$ (別途病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) ○平成15年度以降に同意等が行われた企業債の元利償還金 $\times 1/2 \times 0.45$ (別途、病床数による密度補正で、元利償還金の0.15が措置される) ○平成27年度以降に同意された企業債の元利償還金 $\times 0.25$ (通常分) ○「経営強化プラン」に基づく公立病院の再編等に係る企業債の元利償還金 $\times 0.4$ (特別分) 建設改良費等のうち、平成21年度以降に基本設計等に着手する病院等の施設整備費については、建物の建築単価が52万円/㎡を上回る部分に相当する額については、普通交付税措置対象となる病院事業債から除外される。(令和5年度債から適用) ○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。(残余(地方負担額の2分の1)については、通常の病院事業債を充当) 太陽光、公共施設等のZEB化…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(令和7年度まで) 太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入 ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む			
介護サービス事業	○介護報酬で運営される次の施設の建設改良費等 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・訪問看護ステーション ・職員宿舍 ○介護のために必要な機械器具の整備費等 ○用途廃止施設の処分	100	地方公共団体 金融機構資金 30(5) 民間等資金	○脱炭素化推進事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 太陽光…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入) ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む			
	○デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年度まで) ① 地方単独事業 ア 情報システムの導入又は改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。)		民間等資金	

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
市場事業	○中央卸売市場及び地方卸売市場の建設改良費等	100	地方公共団体金融 機構資金30(5) ※利率見直し方式 によるもの40(5)	○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 太陽光…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
	○用途廃止施設の処分に要する経費			
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入) ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む		民間等資金	
	○公営企業デジタル活用推進事業 デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年まで) ①地方単独事業 ア 情報システムの導入または改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。		民間等資金 5年以内	
地域開発事業(*一定の基準未滿のものに限る)	○内陸工業用地等造成事業*	100	民間等資金	○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 太陽光…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
	○流通業務団地造成事業			
	○都市開発事業			
	○用途廃止施設の処分に要する経費			
	○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入) ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む			
	○公営企業デジタル活用推進事業 デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年まで) ①地方単独事業 ア 情報システムの導入または改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。		民間等資金 5年以内	

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位:%)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
下水道事業	○公共下水道・特定環境保全公共下水道(主要な管渠、終末処理場及びこれらを補完するポンプ施設等) ○流域下水道の市町村負担金 ○農業集落排水施設 ・「農山漁村地域整備交付金」及び 「地方創生推進交付金」の一工種として行われる。 ・なお、平成14年度以降の新規採択地区においては「資源循環促進計画」の策定を要件に実施されている。 ○簡易排水施設 ・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」の一工種として行われている。	100	財政融資資金 40(5) 地方公共団体金融 機構資金 40(5) ※固定金利方式の 場合は30(5) 民間等資金	○処理区域内人口密度等に応じ、元利償還金を普通交付税の基準財政需要額に算入(事業費補正分:16%~44% 単位費用算入分:5%)。 ○流域下水道については、一般会計からの繰出に代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。(但し、地方単独事業に係るものを除く。)
(次ページへつづく)	○小規模集合排水処理施設 ・小規模集合排水処理施設整備事業実施要綱に基づく地方単独事業(処理対象となる住宅戸数が、原則2戸以上20戸未満の規模である地方単独事業) ○特定地域生活排水処理施設 ・「循環型社会形成推進交付金」、「地域再生基盤強化交付金」の一工種として行われている。(当該事業年度内に20戸以上の住宅等に浄化槽又は変則浄化槽を整備) ○個別排水処理施設 ・個別排水処理施設整備事業実施要綱に基づく地方単独事業(当該事業年度内に20戸未満の住宅について個別浄化槽を整備) ○資本費平準化債 ・建設中施設に係る元金(供用開始前の施設に係る企業債元金相当額) ・未利用施設の利子(供用開始後の施設の未利用部分の企業債利息相当額) ・建設改良地方債の元金(供用開始後の施設に係る元金償還金から減価償却費相当額を差し引いた額)([R6拡充]過去に発行した資本費平準化債の元金償還金を、本債元金償還金の対象に追加)	100	財政融資資金 40(5) 地方公共団体金融 機構資金 40(5) ※固定金利方式の 場合は30(5) 民間等資金	○小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設については一般会計からの繰出しに代えて臨時的に下水道事業債(臨時措置分)を措置し、その元利償還金の全額を基準財政需要額に算入。
			財政融資資金 20(3) 地方公共団体金融 機構資金 40(5) ※固定金利方式の 場合は30(5) 民間等資金	

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
(前ページつづき)	○下水道事業債(特別措置分) ・対象事業 公共下水道(狭義) ・対象範囲 (平成17年度までの下水道債に係る当年度元利償還金×0.7)－(当年度元利償還金×(※)新措置割合) ※雨水分+汚水公費負担分	100	民間等資金	○発行の有無に係わらず当年度の発行可能額に対しては全て後年度に70%の地方交付税措置を講じる。
	○公営企業会計適用債 ・公営企業会計の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費、財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等)			○建設改良費に係る下水道事業債に準じた普通交付税措置を講じる。
	○広域化・共同化分 ・「下水道広域化・共同化施設整備計画」に基づき実施する広域化・共同化のための施設・システム整備 ・複数市町村の統合、市町村内の事業統合、市町村内の処理区統合が対象である。 ※特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設は対象外。	100	財政融資資金 40(5)	○処理区域内人口密度に応じ元利償還金を普通交付税の基準財政需要額に算入(事業費補正分:28%～56%)。 ※流域下水道への統合のために市町村が実施する施設整備は、35%～63%。
	○脱炭素化推進事業分 地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(令和7年度まで) ○太陽光発電、公共施設等のZEB化※1 ○省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入) ○電動車等の導入 ○再生可能エネルギーの導入(バイオガス発電、下水污泥固形燃料化、下水熱の活用) ○污泥の活用や高温焼却(肥料化施設、リン回収施設、高温焼却施設の導入) ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む			○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。(残余(地方負担額の2分の1)については、通常の公営企業債を充当) 太陽光、公共施設等のZEB化…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30% 再生可能エネルギー、污泥の活用や高温焼却施設…50%
	○公営企業デジタル活用推進事業分 デジタル活用推進計画に基づいて行う地方単独事業及び国庫補助事業(令和11年まで) ①地方単独事業 ア 情報システムの導入または改修 イ 情報通信機器の整備 ②新しい地域経済・生活環境創生交付金デジタル実装型による国庫補助事業(①において対象となるものに限る。)	100	民間等資金 5年以内	
	○大規模下水道管路特別重点調査事業分 大規模下水道管路特別重点調査等事業実施要綱(令和7年3月18日付け国水令第52号)に規定する下水道管路の緊急調査に要する経費のうち地方負担額(令和7年度まで) ○コミュニティ・プラント(本体施設・付属施設・改造事業・用地)	100	民間等資金 10年以内	○後年度における元利償還金について一般会計からの繰出を行う場合には、その50%を特別交付税により措置。
		90(補助事業) 75(単独事業) ※一般廃棄物処理事業債で措置	財政融資資金 15(3) ※改造事業については10(2)	○元利償還金の50%を基準財政需要額に算入。

起債事業名	対 象 事 業	充当率 (単位: %)	資金・償還期限 (うち据置)	交 付 税 措 置
観光その他事業(*一定の基準未滿のものに限る)	○観光施設等事業 * ・宿泊施設 ・温泉施設 等の施設の整備事業 ○駐車場整備事業 ○産業廃棄物処理施設等の整備事業 ○その他事業 ・CATV ・墓園 等の施設の整備事業 ○地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業 (太陽光発電※1、公共施設等のZEB化、省エネルギー(省エネルギー改修※2、LED照明の導入)、電動車等の導入) ※1…太陽光発電・ZEB化は、新築・改築も対象 ※2…省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネ設備の導入等を含む	100	地方公共団体金融 機構資金 駐車場 20(3) その他 10(3) ※一部例外 施設あり 民間等資金	○脱炭素化事業については、地方負担額の2分の1に地方債を充当し、元利償還金の全額を一般会計からの繰出しの対象とし、下記の事業ごとに普通交付税措置。 太陽光…50% 省エネルギー…財政力に応じて30～50% 公用車における電動車等の導入…30%
臨時財政対策債	○普通交付税の基準財政需要額からの縮減額相当額 ・起債の対象額は、地方財政法第33条の5の2第1項に基づき算出した額 【※令和7年度においては、臨時財政対策債の発行額は0】	100	財政融資資金・地方公共団体金融機構資金 20(3) 民間等資金	○起債可能額の全額が起債されたものとみなして、元利償還金相当額の100%を基準財政需要額に算入。
減収補填債	(通常分) ○地方公共団体が行う公共施設等の整備事業に係る通常の地方債に加えて、市町村民税法人割及び利子割交付金の基準財政収入額の算定基礎になった収入見込額に比較してそれぞれ実際の収入額が下回る額の範囲内の額を対象とする。 (特例分) ○地財法第33条の5の3に基づき算出した額を対象とする。(5条債以外)	100	民間等資金	元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入される。

令和7年度市町村振興資金貸付対象事業

資 金 名			対 象 事 業	充 当 率	貸 付 利 率	元 利 補 給 金 率	償還期間	貸 付 額（百 万 円）	
								令和7年度	令和6年度
市 町 村 振 興 資 金	百花繚乱まちづくり推進資金	特別分	・休止	—	—	—	—	0	0
	人口減少対策支援資金		・人口減少対策に資する施設整備事業	90%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2（下限0.001%）	—	10年	200	0
	少人数教育推進支援資金		・公立小学校への25人学級の導入に伴い、市町村が実施する少人数教育の推進に資する施設整備事業	改修 100% 増築 50%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減（下限0.001%）	元利償還金の25%	10年	200	0
	リニア沿線地域 活性化支援事業資金		・リニア中央新幹線建設に起因する影響を緩和し、地域住民の利便性向上につなげる施設整備関連事業	100%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限20年)の0.5ポイント減の1/2（下限0.001%）	元利償還金の50% (各市町につき累計10億円 (繰上償還を行った場合は 10億円から当該繰上償還 元金の額を除く)を超える 貸付に係る元利補給率は 30%)	20年	800	800
	地域振興資金 「特定支援事業」		・市町村等が優先的かつ集中的に取り組むインフラ・公共施設等整備のうち、知事が特に必要と認めるもの	100%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2（下限0.001%）	—	10年	100	200
	地域振興資金 「魅力向上事業」		・観光・文化芸術・スポーツ等の施設における、新しい生活様式に対応した施設改修事業	90%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2（下限0.001%）	—	10年	200	300
	地域振興資金 「一般事業」		・地域活性化に資する事業として、優先的かつ集中的に取り組むインフラ・公共施設等整備事業	75%	貸付日現在における財政融資資金(償還期限10年)の0.5ポイント減の1/2（下限0.001%）	—	10年	500	500
	小 計							2,000	1,800

市町村への貸付金

その他の貸付金

貸 付 金 名	対 象 事 業	償 還 期 間	貸 付 利 率	償 還 方 法
公益財団法人山梨県市町村振興協会 「長期貸付」	○消防用自動車等住民の安全及び福祉の増進に資するための事業	5年償還(うち据置1年) 10年償還(うち据置2年) 12年償還(うち据置2年) 15年償還(うち据置3年) 20年償還(うち据置4年)	財政融資資金の貸付利率を基準 に 理事長が定める。 【下限】 10年以下 0.10% 12年 0.11% 15年 0.14% 20年 0.18%	半年賦元金均等償還
	○教育及び文化の向上に資するための事業			
	○スポーツの振興及び健康増進に資するための事業			
	○生活環境の保全及び公害の防止に資するための事業			
	○文化財の保存に資するための事業			
	○集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業			
	○自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資する事業			
	○その他理事会において必要と認めた事業			

令和7年度

市町村への国県支出金の概要
令和7年7月発行

編 集 山梨県総務部
市町村振興課財政企画室
甲府市丸の内1丁目6-1
電話055-237-1111(代)